ご契約のしおり

ご契約に関する大切な事柄

必ずお読みください。

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・ 熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済



全労済から「こくみん共済 coop」へ



たすけあいから 生まれた 保障の生協です 「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

はじめに

このたびは、こくみん共済 coop(正式名称「全国労働者共済生活協同組合連合会」。以下「当会」といいます。)のこくみん共済にご加入いただきまして、ありがとうございました

こくみん共済のご契約内容につきましては、ご加入の共済契約の種類ごとに各共済の 事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項 を除きます。)および細則(以下「規約および細則」といいます。)となります。

この「ご契約のしおり」は、「こくみん共済」のご契約内容に関する大切な事柄を、わかりやすくご説明したものです。ご一読され、共済契約証書とともに大切に保管してください。

なお、規約および細則につきましては、当会のホームページよりご覧ください。 https://www.zenrosai.coop/tebiki.html

この「ご契約のしおり」では、つぎの共済契約の種類についてのご契約内容に関する説明を記載しています。

【ご加入の共済契約の種類に対応する規約および細則】

共済契約の種類	対応する規約 および細則	ご説明 ページ
総合保障タイプ(10~60) 医療保障タイプ(0.70、10、20) がん保障プラス	個人定期生命共済	
こども保障タイプ	こども定期生命共済	P.1~
シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ	熟年定期生命共済	
傷害タイプ、傷害ダブルタイプ	傷害共済	
個人賠償プラス	個人賠償責任共済	P.125~

こくみん共済の「終身医療保障タイプ」「終身医療保障引受基準緩和タイプ」および「こども保障満期金付タイプ」については、別途「ご契約のしおり」をご用意しております。

内容についてご不明な点がございましたら、当会までお尋ねください。 (所在地、電話番号は巻末にございます。)

この「ご契約のしおり」は、2020年4月1日から契約発効となるご契約を対象としています。

- ※この「ご契約のしおり」に記載のないこくみん共済の各タイプの「ご契約 のしおり」も上記ホームページよりご確認いただけます。
- ※この「ご契約のしおり」に記載のないこくみん共済の各タイプにご加入 の方で、保障を見直された場合にも、当しおりをお届けしています。ご 了承ください。

個人定期生命共済・こども定期生命共済 熟年定期生命共済・傷害共済

「ご契約のしおり」

総合保障タイプ・医療保障タイプ がん保障プラス・こども保障タイプ シニア総合保障タイプ シニア医療保障タイプ 傷害タイプ・傷害ダブルタイプ

汱

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済 「ご契約の しお り」

т .	
1	44.5

1.743	
第1章	こくみん共済の概要
1.	用語の説明5
2.	共済商品の概要8
3.	しくみと特長8
第2章	保障内容(共済金のお支払い)
4.	総合保障タイプ23
5.	医療保障タイプ30
6.	こども保障タイプ
7.	シニア総合保障タイプ47
8.	シニア医療保障タイプ
9.	傷害タイプ・傷害ダブルタイプ
10.	がん保障プラス
11.	個人賠償プラス·······65
12.	重度障害共済金をすでに支払っていた場合について65
13.	他の障害その他の影響がある場合65
14.	タイプを変更したときの共済金のお支払い
第3章	共済金等のご請求
共済金受	を取人について
15.	共済金受取人66
16.	指定代理請求人67
共済金等	い で
17.	
18.	携行品損害共済金のご請求について(傷害タイプ、傷害ダブルタイプ)…67
19.	共済金等の請求、支払時期および支払場所69
20.	指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求70
第4章	ご契約に際して
共済契約	自者および被共済者
21.	
22.	
	の申込みおよびクーリングオフ
	共済契約の申込みと成立71
24.	クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等)
	1、共済契約の更新
25.	共済期間
26.	共済契約の更新 73
第5章	ご契約後について
	会の払込み
27.	共済掛金の払込み74
28.	共済掛金の払込場所74

共済掛金	金の払込みの猶予期間および共済契約の失効	
29.	共済掛金の払込猶予期間	74
30.	共済契約の失効	75
31.	共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い	75
共済契約	りの取消し、無効、解約、解除および消滅	
32.	詐欺等による共済契約の取消し ······	75
33.	共済金の不法取得目的による無効	75
34.	共済契約の無効	75
35.	共済契約の解約	75
36.	重大事由による共済契約の解除	·····76
37.	告知義務違反による共済契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
38.	被共済者による共済契約の解除請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
39.	共済契約の消滅	77
40.	取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い	78
41.	返戻金の払戻し	78
42.	消滅の場合の未払込共済掛金の精算	78
共済契約	の変更	
43.	 - 共済契約者の変更(共済契約による権利義務の承継)	78
44.	氏名または住所の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
45.	共済契約関係者の続柄の異動	
規約・細	則の変更	
46.		79
47.	身体障害等級別支払割合表の変更	
48.	医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の変更	
	ご契約に関する事項について	
49.	複数契約の禁止	79
50.	他の契約等に関する通知義務	
51.	契約年齢の計算	
52.	期間の計算	
53.	生年月日および性別の誤りの取扱い	80
54.	時効······	
55.	事業の休止または廃止	80
56.	戦争その他の非常な出来事および天災の場合	
57.	生死不明の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
58.		
税金にこ		
59.	 - 共済掛金の保険料控除について	81
60.	共済金の税法上の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ごし金について	02
61.		
01.	型約者割りもどし金	82
	契約者割りもどし金	82
特則		82
特則 第 1 章		82
第1章	掛金口座振替特則	83
第1章	掛金口座振替特則 掛金口座振替特則の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83 83

5.	指定口座の変更等83
6.	掛金口座振替特則の消滅84
7.	振替日の変更84
第2章	クレジットカード払特則
1.	クレジットカード払特則の適用84
2.	クレジットカード払特則の締結84
3.	共済掛金の受領84
4.	クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法84
第3章	インターネット特則
1.	インターネット特則の適用85
2.	インターネット特則の締結85
3.	電磁的方法による共済契約の申込み 85
4.	電磁的方法による共済契約申込みの諾否85
5.	電磁的方法による共済契約の更新85
6.	共済契約の保全85
7.	電磁的方法86
8.	重複の回避86
9.	インターネット特則の消滅86
第4章	移行特則
1.	移行特則の適用86
2.	移行特則の締結86
3.	移行特則を付帯した共済契約の申込み87
4.	移行後契約の発効日87
5.	移行後契約の共済契約の種類87
6.	移行後契約の共済金の支払い87
7.	移行後契約の通算限度89
8.	移行後契約における死亡共済金受取人89
9.	移行前契約が終了した場合の取扱い89
Dil ==	
□別表	
別表第 1	94 時 1
別表第2	不慮の事故等の定義とその範囲96
別表第3	交通事故および交通機関の範囲
別表第4	公的医療保険制度の定義99
別表第5	先進医療の範囲 99
別表第6	悪性新生物の定義
別表第7	上皮内新生物の定義
別表第8	骨折等の定義101
別表第9	部位·症状別支払倍率表 102
別表第10	携行品の定義とその範囲 105
別表第11	共済契約の種類 106
別表第12	各共済金請求の提出書類120

I 本則

第1章 こくみん共済の概要

1. 用語の説明

この「ご契約のしおり」で使用する用語の説明はつぎのとおりです。

用語	と使用する用語の説明はつきのとのりとす。 説 明
医科診療報酬点数表	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第76条(療養の給付に関する費用)第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第71条(療養の給付に関する基準)第1項(以下、この号において「法令」といいます。)にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいいます。
がん	別表第6「悪性新生物の定義」および別表第7「上皮内新生物の定義」に規定するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、当会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
共済契約者	当会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部 を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準 を維持することが困難となるような関係が常態であった場 合をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を 記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、 新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の種類	「3. しくみと特長」および別表第11「共済契約の種類」に規定する基本契約と特約の組み合わせにより構成される「タイプ」および「プラス」をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済事故(支払事由)	共済金が支払われる事由をいいます。
携行品	別表第10「携行品の定義とその範囲」に規定するものをいいます。
契約者割りもどし金	事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剰余金が生 じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
交通事故	別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に規定するもの をいいます。
公的医療保険制度	別表第4「公的医療保険制度の定義」に規定するものをいい ます。
骨折等	別表第8「骨折等の定義」に規定するものをいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等(いかなる名称であるかを問いません。 また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を 含みます。以下同じです。)を請求できない特別な事情がある 場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請 求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人を いいます。

用語	説明
身体障害·重度障害	「身体障害」とは、別表第 1 「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。「重度障害」とは、同表の第 1 級、第 2 級および第 3 級の 2、3、4 のいずれかの身体障害の状態 その他当会が認めるものをいいます。なお、「重度障害」 および「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年 9 月 1 日労働省令第22号。(以下「施行規則」といいます。))第14条(障害等級等)に準じて行います。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部また は一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居で あることを要しません。
先進医療	別表第5「先進医療の範囲」に規定するものをいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できな い場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいい ます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、 患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。
通院	医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいいます(往診による医師または歯科医師の治療を含みます。)。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
特則	「I 本則」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に 付帯することができるものをいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ハイヤーまたは <i>タ</i> ク シーを運転中	業務として道路運送法(昭和26年6月1日法律183号)第3条(種類)第1号川に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般自動車運送事業)の事業用自動車を運転中の状態をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた 1 年ごと、半年ごとまたは 1 月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をい います。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいい ます。
病院·診療所	「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第 1条の5(定義)第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、 同法同条第2項に定める診療所をいいます。
部位·症状別傷害	「部位・症状別傷害」とは、別表第9「部位・症状別支払倍率表」 に規定する部位と症状に応じた傷害をいいます。

用語	説 明
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮 の事故および当会所定の感染症をいいます。
返戻金	共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいいます。

2. 共済商品の概要

被共済者が共済期間中に死亡、重度障害または障害の状態となった場合や、疾病や不 慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合等を保障します。

3. しくみと特長

共済金額

共済契約の種類は、基本契約および特約の組み合わせにより構成されています。

基本契約とは、共済期間中に死亡または重度障害となられた場合に共済金が支払われるもので、すべてのタイプおよびプラスに共通して共済契約の基本となっています。基本契約に付帯される特約には、基本契約の共済金額に上乗せして共済金の支払いをする災害特約、交通災害死亡・後遺障害特約および交通災害死亡特約、また、基本契約とは別に支払いをする災害入院特約、病気入院特約などがあります。

共済契約の種類ごとの基本契約および特約の共済金額は、別表第11「共済契約の種類」のとおりです。また、事業規約ごとの基本契約および特約の共済金額の最高限度額はつぎのとおりです。同一の事業規約にもとづく共済契約の種類を組み合わせて契約する場合には、その事業規約の基本契約および特約ごとの最高限度額をこえる組み合わせはできません。

※ この「ご契約のしおり」に掲載以外のこくみん共済の旧タイプ(2019年7月31日 までに発効した個人定期生命共済の大型タイプ、生きる安心タイプ、医療安心タイプ など)にご契約されている場合の共済金額も含みます。詳しくは当会までお問い合わ せください。

<事業規約ごとの基本契約および特約の共済金額の最高限度額>

	基本契約 および特約	共済金の種類	個人定期 生命共済	こども定期 生命共済	熟年定期 生命共済	傷害共済
#-#	- + 114/5	死亡共済金およ び重度障害共済 金	1,285万円	100万円	170万円	-
季4	契約	災害死亡共済金 および災害障害 共済金	-	-	-	1,000万円
傷害特約	災害特約	災害死亡共済金 および災害障害 共済金	1,200万円ま たは基本契約 共済金額のう ちいずれか小 さい金額	100万円	280万円	_
持	災害入院特約	災害入院共済金	20,000円	5,000円	8,000円	_
W)	災害入院時諸 費用サポート 特約	災害入院時諸費 用サポート共済 金	-	5,000円	-	-
	災害通院特約	災害通院共済金	2,000円	2,000円	_	_
	交通災害死亡· 後遺障害特約	交通災害死亡共 済金および交通 災害障害共済金		-	-	-
交通災害特約	交通災害死亡 特約	交通災害死亡共 済金および交通 災害障害共済金	600万円また は交通災害死 亡・後遺障害 特約共済金額 のうちいずれ か小さい金額	_	-	-
	交通災害入院 特約	交通災害入院共 済金	6,000円	_		_
	交通災害通院 特約	交通災害通院共 済金	6,000円	_	_	_
病気	入院特約	病気入院共済金	16,000円	5,000円	6,500円	_

	えたには では できまれる。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	病気入院時諸費 用サポート共済 金	-	5,000円	-	-
手術	持約	手術共済金 放射線治療共済 金	60,000円	-	10,000円	-
新手	術特約	新手術共済金 放射線治療共済 金	_	50,000円	_	_
先進	医療特約	先進医療共済金	1.000万円	_	_	_
が	がん診断特約	悪性新生物診断 共済金および上 皮内新生物診断 共済金	100万円	-	-	-
ん特約	がん入院特約	がん入院共済金	5,000円	_	_	_
ボソ	がん手術特約	がん手術共済金 がん放射線治療 共済金	25万円	_	_	_
介護特約		介護·重度障害 支援共済金	1,200万円または基本契約 共済金額のうちいずれか小さい金額	-	-	-
卜特	等諸費用サポー 約	骨折等諸費用サ ポート共済金	_	50,000円	_	-
扶養者死	扶養者事故死 亡特約	扶養者事故死亡 共済金	_	300万円	_	_
死亡特約	扶養者病気死 亡特約	扶養者病気死亡 共済金	_	10万円	-	-
約		部位·症状別傷 害共済金	_	-	-	3,000円
災! 金特	署長期入院一時 納	災害長期入院一 時金共済金	_			36万円
携行	品損害特約	携行品損害共済 金	_			30万円

保障額およびご契約の更新について

ご契約の共済期間は 1 年です。特にお申し出のない限り、共済期間満了後、満了する 共済契約と同じタイプ(60歳以降は同じ共済掛金額のタイプ。保障内容は変わります) で更新します。お手続きは不要です。(以下「自動更新」といいます。)

- ※ タイプによっては、自動更新ではなくお手続きにより所定のタイプに継続できます。
- ※ お手続きによる場合、所定の継続タイプ以外のタイプにも継続してご加入できる場合があります。詳レくは当会までお問い合わせください。

(1)総合保障タイプ

- 1口から6口のタイプがあります。1口タイプを基準として、2口から6口タイプは共済掛金および保障額が2倍から6倍となります。
- 「総合保障タイプ(1□)」にご加入の場合、満60歳の更新時に「総合保障60歳タイプ(1□)」へ自動更新し、満65歳でご契約は終了します。
- ※ 満65歳のご契約の満了時にお手続きをしていただければ、「総合保障65歳タイプ(2 ロ)」に継続して加入することができ、満85歳のご契約の満了日まで保障が継続します。
- 「総合保障タイプ(2ロ~6口)」にご加入の場合、満60歳の更新時に「総合保障60歳タイプ(2ロ~6口)」、満65歳の更新時に「総合保障65歳タイプ(2口~6口)」、満70歳の更新時に「総合保障70歳タイプ(2口~6口)」、満80歳の更新時に「総合保障80歳タイプ(2口~6口)」へ自動更新し、満85歳のご契約の満了日まで保障が継続します。
- 「総合保障60歳タイプ(2口または3口)」から新規でご加入された場合も同様に、 満85歳のご契約の満了日まで保障が継続します。

①総合保障タイプ(1口)

タイプ名		総合保障タイプ (1口)	総合保障60歳 タイプ(1口)		
共済契約証書に	記載されている名称	尓	総合1口	総合60歳1口	
掛金(月払い)			900円		
新規加入年齢			18歳~59歳	60歳~64歳	
保障期間			18歳~60歳	60歳~65歳	
	交通事故		600万円	150万円	
死亡· 重度障がい	不慮の事故等	1級、2級、3級の一部	400万円	100万円	
	病気等		200万円	50万円	
後遺障がい	交通事故	- 3級の一部~14級	270~12万円	67.5~3万円	
夜退降がい	不慮の事故等	13歳の一部~14歳	180~8万円	45~2万円	
介護・重度障がい支援		重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存	200万円	50万円	
入院(日額)	交通事故		2,500円	2,000円	
	不慮の事故	日帰り入院から保障	1,500円	1,500円	
	病気等		1,000円	750円	
通院(日額)	交通事故	1日目から最高90日	500円	500円	

②総合保障タイプ(2口)

		総合保障 タイプ(2口)	総合保障60歳 タイプ(2口)				総合保障80歳 タイプ(2口)
記載されている名	析	総合2口	総合60歳2口		総合65歳2口	総合70歳2口	総合80歳2口
		1,80	00円]		1,800円	
		18歳~59歳	60歳~64歳			新規加入できません	
		18歳~60歳	60歳~65歳		65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
交通事故		1,200万円	300万円]	200万円	100万円	
不慮の事故等	1級、2級、3級の一部	800万円	200万円		100万円	100万円	20万円
病気等		400万円	100万円		50万円	50万円	
交通事故	04E/D #7 1.44E	540~24万円	135~6万円		90~4万円	4E 0.T.	
不慮の事故等	- 3級の一部~ 1 4級	360~16万円	90~4万円		45~2万円	45~2JH	_
)支援	重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存	400万円	100万円		50万円	_	_
交通事故		5,000円	4,000円		3,000円	1.0000	1.000円
不慮の事故	日帰り入院から保障	3,000円	3,000円		2,000円	1,000円	1,000円
病気等		2,000円	1,500円		1,500円	_	_
交通事故	1日目から最高90日	1,000円	1,000円		_	_	_
	交通事故 不慮の事故等 病気等 交通事故 不慮の事故等 支援 交通事故 不慮の事故 病気等	不慮の事故等 1級、2級、3級の一部 病気等 交通事故 3級の一部~14級 不慮の事故等 重度障害共済金を支払い 6カ月間生存 交通事故 日帰り入院から保障 病気等	タイプ(2口) 記載されている名称 総合2口 1.8版 1.8版 1.8版 1.8版 5.9版 1.8版 6.0版 1.80万円 7.200万円 8.00万円 4.00万円 4.00万円 5.40~24万円 3.60~16万円 2.000円 7.8の事故 5.000円 7.000円 7.00	タイプ(2日) タイプ(2日) タイプ(2日) タイプ(2日) タイプ(2日) タイプ(2日) タイプ(2日) タイプ(2日) 総合60歳2日 1.800円 1.800円 1.800円 1.8歳~59歳 60歳~64歳 60歳~65歳 60歳~	タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) 総合60歳2口 1.800円 1.800円 18歳~59歳 60歳~64歳 18歳~60歳 60歳~65歳 20万円 300万円 300万円 300万円 400万円 100万円 200万円 100万円 2000円 1.500円 3.000円 3.000円	タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) 総合65歳2口 総合65歳2口 1.800円 18歳~59歳 60歳~64歳 65歳~70歳 200万円 200万円 200万円 100万円 50万円 200万円 100万円 50万円 50万円 200万円 360~16万円 90~4万円 45~2万円 45~2万円 2支援 重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存 400万円 100万円 50万円 50万円 200万円 2,000円 7歳の事故 日帰り入院から保障 3,000円 3,000円 2,000円 1,500円 1	タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口) タイプ(2口



③総合保障タイプ(3口)

③総合保障タイプ(3口)						
タイプ名			総合保障 タイプ(3口)	総合保障60歳 タイプ(3口)		
共済契約証書は	こ記載されている名	称	総合3口	総合60歳3口		
掛金(月払い)			2,70	00円		
新規加入年齢			18歳~59歳	60歳~64歳		
保障期間			18歳~60歳	60歳~65歳		
	交通事故		1,800万円	450万円		
死亡・ 重度障がい	不慮の事故等	1級、2級、3級の一部	1,200万円	300万円		
	病気等		600万円	150万円		
後遺障がい	交通事故	- 3級の一部~14級	810~36万円	202.5~9万円		
後退降がい	不慮の事故等	□ SixX0分─□β・○ 1 4-iiiX	540~24万円	135~6万円		
介護・重度障がい支援		重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存	600万円	150万円		
	交通事故		7,500円	6,000円		
入院(日額)	不慮の事故	日帰り入院から保障	4,500円	4,500円		
	病気等		3,000円	2,250円		
通院(日額)	交通事故	1日目から最高90日	1,500円	1,500円		

総合保障65歳 タイプ(3口)	総合保障70歳 タイプ(3口)	総合保障80歳 タイプ(3口)
総合65歳3口	総合70歳3口	総合80歳3口
	2,700円	
	新規加入できません	
65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
300万円	150万円	
150万円	150万円	30万円
75万円	75万円	
135~6万円	67.5~3万円	_
67.5~3万円	07.5.~3715	_
75万円	_	-
4,500円	1.500円	1.500円
3,000円	1,000円	1,500FJ
2,250円	_	
_	_	_

④総合保障タイプ(4口)

タイプ名			総合保障 タイプ(4口)	総合保障60歳 タイプ(4口)
共済契約証書に	記載されている名称	尓	総合4口	総合60歳4口
掛金(月払い)			3,60	00円
新規加入年齢			18歳~49歳	新規加入できません
保障期間			18歳~60歳	60歳~65歳
	交通事故		2,400万円	600万円
死亡・ 重度障がい	不慮の事故等	1級、2級、3級の一部	1,600万円	400万円
	病気等		800万円	200万円
後遺障がい	交通事故	- 3級の一部~14級	1,080~48万円	270~12万円
夜退降がい	不慮の事故等	- 3歳の一部~14歳	720~32万円	180~8万円
介護・重度障がい支援		重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存	800万円	200万円
	交通事故		10,000円	8,000円
入院(日額)	不慮の事故	日帰り入院から保障	6,000円	6,000円
	病気等		4,000円	3,000円
通院(日額)	交通事故	1日目から最高90日	2,000円	2,000円

総合保障65歳 タイプ(4口)	総合保障70歳 タイプ(4口)	総合保障80歳 タイプ(4口)
総合65歳4口	総合70歳4口	総合80歳4口
	3,600円	
	新規加入できません	
65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
400万円	200万円	
200万円	200万円	40万円
100万円	100万円	
180~8万円	90~4万円	
90~4万円	90~4//円	_
100万円	_	_
6,000円	0.0000	0.0000
4,000円	2,000円	2,000円
3,000円	-	-
-	_	_

⑤総合保障タイプ(5円)

5)総合保障タイノ(5口)					
タイプ名		総合保障 タイプ(5口)	総合保障60歳 タイプ(5口)		
共済契約証書に	記載されている名称	尓	総合5口 総合60歳5口		
掛金(月払い)			4,50	00円	
新規加入年齢			18歳~49歳	新規加入できません	
保障期間			18歳~60歳	60歳~65歳	
	交通事故		3,000万円	750万円	
死亡・ 重度障がい	不慮の事故等	1級、2級、3級の一部	2,000万円	500万円	
	病気等		1,000万円	250万円	
後遺障がい	交通事故	- 3級の一部~14級	1,350~60万円	337.5~15万円	
夜週降がい	不慮の事故等	13歳の一部~14歳	900~40万円	225~10万円	
介護·重度障がい支援		重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存	1,000万円	250万円	
	交通事故		12,500円	10,000円	
入院(日額)	不慮の事故	日帰り入院から保障	7,500円	7,500円	
	病気等		5,000円	3,750円	
通院(日額)	交通事故	1日目から最高90日	2,500円	2,500円	

総合保障65歳 タイプ(5口)	総合保障70歳 タイプ(5口)	総合保障80歳 タイプ(5ロ)
総合65歳5口	総合70歳5口	総合80歳5口
	4,500円	
	新規加入できません	
65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
500万円	250万円	
250万円	250万円	50万円
125万円	125万円	
225~10万円	112.5~5万円	
112.5~5万円	112.5~5/JFJ	_
125万円	_	-
7,500円	2.500円	2.500⊞
5,000円	2,000円	2,000 <u>D</u>
3,750円	_	_
_	_	_

⑥総合保障タイプ(6口)

タイプ名			総合保障 タイプ(6口)	総合保障60歳 タイプ(6口)
共済契約証書に	記載されている名称	尓	総合6口 総合60歳6口	
掛金(月払い)			5,40	00円
新規加入年齢			18歳~49歳	新規加入できません
保障期間			18歳~60歳	60歳~65歳
	交通事故		3,600万円	900万円
死亡· 重度障がい	不慮の事故等	1級、2級、3級の一部	2,400万円	600万円
	病気等		1,200万円	300万円
後遺障がい	交通事故	3級の一部~14級	1,620~72万円	405~18万円
夜週降/小い	不慮の事故等	- 3歳の一部~14歳	1,080~48万円	270~12万円
介護・重度障がい支援		重度障害共済金を支払い 6ヵ月間生存	1,200万円	300万円
	交通事故		15,000円	12,000円
入院(日額)	不慮の事故	日帰り入院から保障	9,000円	9,000円
	病気等		6,000円	4,500円
通院(日額)	交通事故	1日目から最高90日	3,000円	3,000円

総合保障65歳 タイプ(6口)	総合保障70歳 タイプ(6口)	総合保障80歳 タイプ(6口)
総合65歳6口	総合70歳6口	総合80歳6口
	5,400円	
	新規加入できません	
65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
600万円	300万円	
300万円	300万円	60万円
150万円	150万円	
270~12万円	105 075	
135~6万円	135~6万円	_
150万円	_	-
9,000円	0.000	0.000
6,000円	3,000円	3,000円
4,500円	-	_
-	-	-

(2)医療保障タイプ

- 1 □、2 □および0.7□のタイプがあります。1 □タイプを基準として 2 □タイプ は共済掛金および保障額が 2 倍となります。
- 「医療保障タイプ(1□)」にご加入の場合、満60歳の更新時に「医療保障60歳タイプ(1□)」へ自動更新し、満65歳でご契約は終了します。
- ※ 満65歳のご契約の満了時にお手続きをしていただければ、「医療保障65歳タイプ(2 口) 川に継続して加入することができ、満80歳のご契約の満了日まで保障が継続します。
- 「医療保障タイプ(2口)」にご加入の場合、満60歳の更新時に「医療保障60歳タイプ(2口)」へ自動更新し、満65歳の更新時に「医療保障65歳タイプ(2口)」、満70歳の更新時に「医療保障70歳タイプ(2口)」へ自動更新し、満80歳のご契約の満了日まで保障が継続します。

①医療保障タイプ(1口)

タイプ名		医療保障タイプ (1口)	医療保障60歳 タイプ(1口)
共済契約証書に記載る	されている名称	医療1口	医療60歳1口
掛金(月払い)		1,15	50円
新規加入年齢		18歳~59歳	60歳~64歳
保障期間	保障期間		60歳~65歳
先進医療	入院・外来を問わず所定の先進医療を受けたとき	最高500万円	最高250万円
入院(日額)	院(日額) 日帰り入院から保障 (1入院180日限度)		3,000円
手術·放射線治療	診療報酬点数の算定対象となる 「「.400点以上の手術」等・「放射 線治療」等		15,000円
通院(日額)	交通事故·不慮の事故	1,000円	-
死亡·重度障がい	1級、2級、3級の一部	25万円	10万円

- 「医療保障60歳タイプ(2口)」から新規でご加入された場合も同様に、満80歳のご契約の満了日まで保障が継続します。
- 医療保障タイプ(0.7口)は、満60歳のご契約の満了日で保障は終了となります。
- ※ 満60歳のご契約の満了時にお手続きをしていただければ「医療保障60歳タイプ (1口)」に継続して加入できます。

②医療保障タイプ(2円)

	© BORNEY 17 (CII)					
タイプ名		医療保障 タイプ(2口)	医療保障60歳 タイプ(2口)		医療保障65歳 タイプ(2口)	医療保障70歳 タイプ(2口)
共済契約証書に記載	されている名称	医療2口	医療60歳2口		医療65歳2口	医療70歳2口
掛金(月払い)		2,30	00円		2,30	00円
新規加入年齢		18歳~59歳	60歳~64歳		新規加	入不可
保障期間		18歳~60歳	60歳~65歳		65歳~70歳	70歳~80歳
先進医療	入院・外来を問わず所定の先進医療を受けたとき	最高1,000万円	最高500万円		最高500万円	最高500万円
入院(日額)	日帰り入院から保障 (1入院180日限度)	10,000円	6,000円		3,000円	1,500円
手術·放射線治療	診療報酬点数の算定対象となる 「1,400点以上の手術」等・「放射 線治療」等	60,000円	30,000円		30,000円	-
通院(日額)	交通事故·不慮の事故	2,000円	_		_	-
死亡・重度障がい	1級、2級、3級の一部	50万円	20万円		15万円	10万円



③医療保障タイプ(0.7口)

タイプ名		医療保障タイプ(0.7口)			
共済契約証書に記載	載されている名称	医療0.7口			
掛金(月払い)		800円			
新規加入年齢		18歳~49歳			
保障期間		18歳~60歳			
先進医療	入院・外来を問わず所定の先進医療を受けた とき	最高350万円			
入院(日額)	日帰り入院から保障(1入院180日限度)	3,500円			
手術·放射線治療	診療報酬点数の算定対象となる「1,400点以上の手術」等「放射線治療」等	21.000円			
通院(日額)	交通事故·不慮の事故	700円			
死亡・重度障がい	1級、2級、3級の一部	17.5万円			

(3) こども保障タイプ

- 満18歳でご契約は終了しますが、満18歳のご契約の満了時にお手続きすることにより、「総合保障タイプ(2口)」「医療保障タイプ(2口)」「終身医療保障タイプ」などに継続してご加入いただけます。
- 満18歳のご契約の満了時までにお手続きがなかった場合、ご契約は「医療保障タイプ(1□)」に自動的に継続(以下「自動移行」といいます。) します。自動移行の取り扱い (こついて、事前に契約者の意向を確認するためのご案内をいたします。
- ※ 組み合わせて加入しているタイプによっては、自動移行できない場合があります。
- ※ 今後の制度改定により、自動移行先のタイプ(保障内容・掛金額)を変更することがあります。

めりみ 9。	めります。			
タイプ名	こども保障タイプ			
共済契約証書に記載される	こども保障			
掛金(月払い)			1,200円	
新規加入年齢			O歳~17歳	
保障期間			0歳~18歳	
入院(日額)	日帰り入院から保障(1入	院365日限度)	5,000円	
入院時諸費用サポート (日額)	日帰り入院から保障(1入	院365日限度)	5,000円	
手術·放射線治療	診療報酬点数の算定対象 点以上の手術」等・「放射総	【手術】 入院中:50,000円 入院外(外来):25,000円 【放射線治療】50,000円		
骨折・腱の断裂・ 関節の脱臼	交通事故・不慮の事故	50,000円		
通院(日額)	交通事故・不慮の事故	2,000円		
++ = + 本元	不慮の事故等		300万円	
扶養者死亡 	病気等(免責1年)	10万円		
死亡, 重度際がし	交通事故・不慮の事故等	1級、2級、	200万円	
ルに 里皮牌がい	死亡・重度障がい病気等		100万円	
後遺障がい	交通事故・不慮の事故等	3級の一部 ~14級	90~4万円	





(4) シニア総合保障タイプ

● 満70歳の更新時に「シニア総合保障70歳タイプ」、満80歳の更新時に「シニア総合保障80歳タイプ」へ自動更新し、満85歳のご契約の満了日まで保障が継続します。

タイプ名			シニア総合 保障タイプ	シニア総合保障 70歳タイプ	シニア総合保障80歳タイプ	
共済契約証	書に記載されて	いる名称	シニア総合保障	シニア総合70	シニア総合80	
掛金(月払し	1)			2,000円		
新規加入年	龄		65歳~69歳	新規加	入不可	
保障期間		65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳		
死亡·重度 障がい	交通事故·不 慮の事故等	1級、2級、3級の一部	170万円	150万円	20万円	
病気等		V)―m	70万円	50万円		
後遺障がい	交通事故·不 慮の事故等	3級の一部~ 14級	90~4万円	90~4万円	-	
入院	交通事故·不 慮の事故	日帰り入院から保障	1,500円	1,500円	1,250円	
(日額) 病気等 (1入院180日 限度)		1,500円	_	-		

(5) シニア医療保障タイプ

■ 満70歳の更新時に「シニア医療保障70歳タイプ」に自動更新し、満80歳のご契約 の満了日まで保障が継続します。

の満了日まで保障が継続します。					
タイプ名		シニア医療保障タイプ	シニア医療保障 70歳タイプ		
共済契約証書に記	載されている名称	シニア医療保障	シニア医療70		
掛金(月払い)			2,00	00円	
新規加入年齢			65歳~69歳	新規加入不可	
保障期間			65歳~70歳	70歳~80歳	
入院(日額)	日帰り入院から保障 (1入院180日限度)		2,500円	1,500円	
手術·放射線治療	診療報酬点数の算定対象 「1,400点以上の手術」等 療」等		10,000円	_	
後遺障がい	交通事故・不慮の事故等 る級の一部 ~14級		36万円~1.6万円	36万円~1.6万円	
死亡・重度障がい	交通事故・不慮の事故等	1級、2級、	50万円	50万円	
プレ・里皮牌がい	病気等	3級の一部	10万円	10万円	

(6) 傷害タイプ・傷害ダブルタイプ

満60歳の更新時に「傷害タイプ」は「傷害60歳タイプ」に、「傷害ダブルタイプ」は「傷害ダブル60歳タイプ」に自動更新し、満80歳のご契約の満了日まで保障が継続します。

①傷害タイプ

タイプ名			傷害タイプ	傷害60歳タイプ
共済契約証書に記載されている名称			傷害	傷害60歳
掛金(月払い)			1,000円	
新規加入年齢			0歳~59歳	60歳~79歳
保障期間			0歳~60歳	60歳~80歳
1		交通事故・ 不慮の事故等	500万円	250万円
		交通事故・ 不慮の事故等	450~20万円	225~10万円
入院·通院(部	入院または5日以 上の通院	交通事故・ 不慮の事故	18~0.75万円	18~0.75万円
位·症状別)	通院5日未満で治療が完了したとき	交通事故・ 不慮の事故	1事故につき 3,000円	1事故につき 3,000円
		各18万円 (最高36万円)	各5万円 (最高10万円)	
携行品損害(国内のみ)			最高30万円 (免責1万円)	-

②傷害ダブルタイプ

タイプ名			傷害ダブルタイプ	傷害ダブル 60歳タイプ
共済契約証書に	記載されている名称		傷害W	傷害W60歳
掛金(月払い)			1,800円	
新規加入年齢			0歳~59歳	60歳~79歳
保障期間			0歳~60歳	60歳~80歳
死亡・ 重度障がい(1級、2級、3級の一部) 交通事故・ 不慮の事故等		1,000万円	500万円	
後遺障がい 交通事故・ (3級の一部~14級) 不慮の事故等		交通事故・ 不慮の事故等	900~40万円	450~20万円
入院·通院(部	入院または5日以 上の通院	交通事故・ 不慮の事故	36~1.5万円	36~1.5万円
位・症状別) 通院5日未満で治療が完了したとき		交通事故・ 不慮の事故	1事故につき 6,000円	1事故につき 6,000円
長期入院(90·180日) 交通事故・ 不慮の事故		各36万円 (最高72万円)	各10万円 (最高20万円)	
携行品損害(国内のみ)			最高30万円 (免責1万円)	_

(7)がん保障プラス(特約タイプ)

- 総合保障タイプ、医療保障タイプおよび終身医療保障タイプに付帯してご加入いただけます。(単独では加入できません。)付帯される各タイプが終了(無効、取消し、失効、解約、解除または消滅)する場合、同時に終了となります。
- 満60歳の更新時に「がん保障60歳プラス」に自動更新し、満65歳のご契約の満了 日まで保障が継続します。

タイプ名		がん保障プラス	がん保障 60歳プラス
共済契約証書に記載	されている名称	がん保障プラス	がん保障60歳
掛金(月払い)		1,40	00円
新規加入年齢		18歳~49歳	新規加入不可
保障期間		18歳~60歳	60歳~65歳
診断(悪性新生物)	生後はじめて診断されたとき (1回限り)	100万円	30万円
診断(上皮内新生物)	f(上皮内新生物) 2年に1回を限度		3万円
がん入院(日額) 日帰り入院から保障 (支払日数無制限)		5,000円	1,500円
がん手術・ 放射線治療 等・「放射線治療」等		25万円	5万円
死亡・重度障がい	1級、2級、3級の一部	10万円	3万円

(8) 個人賠償プラス(特約タイプ)

- 総合保障タイプ、医療保障タイプ、こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、傷害タイプ、傷害ダブルタイプ、終身医療保障タイプおよび終身医療保障引受基準緩和タイプに付帯してご加入いただけます(単独では加入できません。)。付帯される各タイプが終了(無効、取消し、失効、解約、解除または消滅)する場合、同時に終了となります。
- ※ 「個人賠償プラス」の「ご契約のしおり」についてはP.125~をご参照ください。

タイプ名	個人賠償プラス
共済契約証書に記載されている名称	個人賠償プラス
掛金(月払い)	200円
法律上の損害賠償責任を負うとき(国内のみ)	最高3億円
死亡させたとき	10万円
10日以上入院させたとき	2万円
対人事故のとき	3,000円

第2章 保障内容(共済金のお支払い)

各保障タイプでとにつぎのとおり共済金をお支払いします。お支払いする共済金額については、ご加入のタイプによって異なります。また、同じ保障タイプ内でも、「60歳タイプ」「65歳タイプ」「70歳タイプ」「80歳タイプ」においては保障がない場合があります。 各タイプでとの共済金額については、「3. しくみと特長」(1)~(8)の保障額表でご確認ください。

また、基本契約および特約ごとの共済金額については、別表第11「共済契約の種類」をご参照ください。

4.総合保障タイプ

死亡または身体に障害が残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(1)	共済並のの文払いは、	してのこのし	(9)
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
死亡共済金(基本契約)	被共済者が共済期間 中に死亡したとき ※ 死亡共済金と重 度障害共済金は重 復して支払いませ ん。	基本契約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が、基本契約の発効日(増額分については更新日)から 1 年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③ 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者が、故意に被共済者を死亡させたとき (共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)
重度障害共済金 (基本契約)	被共済者が基本契約 の発効見(増額分についた 対象が見り、 を 対象が表現した疾病を原因 に生じた疾病を原因 に生じた疾病を原因 に共済期間中に を を で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 、 、 、 、 、 、 、	基本契約	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が基本契約の発効日(増額分については 更新日)から1年以内に自殺行為により重度障害 となったとき ② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)により重 度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせ たとき(共済契約者と被共済者を重度障害とさせ たとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合 を除きます。) ⑤ 当会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当 該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との 因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき ⑥ 当会が死亡共済金を支払いの原因となった傷病と の因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき き

災害外亡共済金(災害特然)	※ 災害死亡共済金 と災害障害共務金 (重度障害の状態と なり支払う場合に 限ります。) は重複 して支払いません。	災害特約 共済金額	つぎのいすれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の放意または重大な過失によるとき ③ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	害の状態になったとき	災害特約 共済金額 ※第1「身級所 別表第1等場割で 表別では規制 る支払割合	(②) 被共済者が「22. 被共済者の範囲」(3)に規定する 職業またはつきの職業に従事している場合において、 その職業の就業にともなう原因により共済事故が 発生したとき ア 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 イ 潜水、潜函、サルベージ等の従事者 ク 警察官、海上保安でその他これに類する職業 エ 自衛官(防衛大学校生を含みます。) オ 坑内、隧道内作業従事者 カ 近海または適洋漁業の船舶乗組員 キ 1,000トン未満の船舶乗組員 ク その他当会が指定する職業 (③) 原因が、かなる場合でも、頸部症候群(しわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの (⑥) 当会が災害障害共済金(重度障害の状態となり支 払う場合に限ります。)を支払う前に災害死亡共済 金の支払請求を受けたときの災害障害共済金 (⑥) 当会が災害死亡共済金を支払った後に災害障害 共済金(重度障害の状態となり支払う場合に限ります。)の支払請求を受けたときの災害障害共済金 す。)の支払請求を受けたときの災害障害共済金
後遺障害特約および交通災害死亡特約)	及書記 は、	交通: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害障害共済金の免責事由の①から③までのいずれかに該当したとき ② 道路以外の場所における車輌の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの ③ 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの ④ 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突により生じたもの。ただし業務上の必要による立入り、または通行によって生じたものを除きます。

	中に先工した文庫事	
交	故を直接の原因とし	障害特約
通	て、共済期間(共済契	共済金額
꽅	約を更新した場合は、	×
障	更新直後の 1 共済期	別表第 1 「身
畫	間を含みます。) 中に	体障害等級
芸	別表第 1 「身体障害	別支払割合
交通災害障害共済金	等級別支払割合表」に	表」に規定す
灸	規定する身体障害の	る支払割合
通	状態になったとき	
災皇		
屍		
Ė	※ 交通災害死亡共	交通災害死
後	済金と交通災害障	亡特約共済
遵暗	害共済金(重度障害	金額に相当
害	の状態となり支払	する金額(別
(交通災害死亡・後遺障害特約および交通災害死亡特約)	う場合に限ります。)	表第 1 「身
お	は重複して支払い	体障害等級
Ţ.	ません。	別支払割合
Ϋ́		表 」の第1
通		級、第2級お
災		よび第3級
昴		の2,3,4
갿		のいずれか
特		の状態になっ
<u>#1</u>		たとき)
		1 1

被共済者が共済期間

中に発生した交通事

交通災害

示广·後遣

⑤ 被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転ま たは操縦をいいます。)、訓練(自動車または原動機 付自転車の運転資格を取得するための訓練を除き ます。)、競技・興行(練習を含みます。)のため運行中 の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。

ただし、道路上で別表第3「交通事故および交通 機関の範囲 | に規定する交通機関に搭乗している間 に生じた傷害を除きます。

- 定す ⑥ 被共済者が職務としてつぎの作業に従事中に当 該作業に直接起因する事故によりごうむった傷害 ア 荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作 業を含みます。)
 - イ 別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に 規定する交通機関の修理、点検、整備、または清掃 の作業
- 目当 ⑦ 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用され ていない航空機を操縦している間または当該航空 機に搭乗することを職務とする被共済者が職務ト 搭乗している間に生じた傷害
- 則合 ® 被共済者が、職務として漁業に従事している間に 生じた傷害
- 級お 9 当会が交通災害障害共済金(重度障害の状態とな り支払う場合に限ります。) を支払う前に交通災害 死亡共済金の支払請求を受けたときの交通災害障 宝土洛全
- なっ ⑩ 当会が交通災害死亡共済金を支払った後に交通 災害障害共済金(重度障害の状態となり支払う場合 に限ります。)の支払請求を受けたときの交通災害 障害共済金
- (2) 同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および災害障害共済金の支払額は通算 して災害特約共済金額を限度とします。また、同一の交通事故による交通災害死亡共 済金および交通災害障害共済金の支払額は通算して交通災害死亡・後遺障害特約共 済金額および交通災害死亡特約共済金額を限度とします。
- (3) 災害死亡共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金 額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小 さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が死亡した日における災害特約共済金額
- (4) 災害障害共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金 額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小 さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額
- (5) 交通災害死亡共済金を支払う場合で、交通事故が発生した日以後、交通災害死亡・ 後遺障害特約共済金額または交通災害死亡特約共済金額(以下(5)において「各特約 の共済金額」といいます。)を変更して共済契約が更新された場合の各特約の共済金 額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 交通事故が発生した日における各特約の共済金額
 - ② 被共済者が死亡した日における各特約の共済金額
- (6) 交通災害障害共済金を支払う場合で、交通事故が発生した日以後、交通災害死亡・ 後遺障害特約共済金額または交通災害死亡特約共済金額(以下(6)において「各特約 の共済金額」といいます。)を変更して共済契約が更新された場合の各特約の共済金 額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 交通事故が発生した日における各特約の共済金額
 - ② 被共済者が身体障害の状態になった日における各特約の共済金額
- (7) 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、当会が認める場合に は、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。
- (8) 災害障害共済金または交通災害障害共済金を支払う場合において、すでに身体障 害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあっ た身体障害に関する当会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害

ません。

が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

入院したとき

(9) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(9)	共済金のお支払いはつきの	70000	0
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および 日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
災害入院共済金(災害入院特約)	被共済者が共済期間(共済 契約を更新した場合は、更 新直後の1共済期間を①から③までのすべてをみたす 入院をしたとき ① 共済期間中に発生した 不慮の事故を直接の原因 とする入院 ② ①に規定する事故の日 からその日を含めて 180日以内に開始した 入院 ③ 1日以上となる入院	災害入院特額 メ 入院日数 1回の入院 について限 度とします。	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害障害共済金の免責事由の①から⑨までのいずれかに該当したとき ② 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故によるとき
(交通災害入院特約)	被共済者が共済期間(共済 契約を更新した場合は、更 新直後の1 共済期間を含か かます。)中に、つぎの①かす 入院をしたとき ① 共済期間中に発生した 交通事故を直接の原因と する入院 ② ①に規定する事故の日 からその日を含めて 180日以内に開始した 入院 ③ 1日以上となる入院	交通災害 入院特約 共済金額 × 入院日数 1 回の入院 について 180日を限 度とします。	つぎのいずれかに該当したとき ① 交通災害死亡共済金および交通災害障害共済金の免責事由の①から®までのいずれかに該当したとき ② 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故によるとき
病気入院共済金 (病気入院特約)	被共済者が共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)に、つぎの①と②のすべてをみたす入院をしたとき ① 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	病気入院特 約共済金額 X 入院日数 1回の入院 について 180日を限 度とします。	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。③ (15)の④イおよび(15)の⑥の不慮の事故による入院の場合で、災害死亡共済金および災害障害共済金の免責事由の①から⑥までのいずれかに該当したとき ② 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始したとき ⑤ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうちち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑤ 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故、かつ、(15)の④イおよび(15)の⑥の不慮の事故による入院の場合 ② 災害入院共済金が支払われる期間

(10) 入院共済金の支払いにおける入院日数は、医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないと認定した場合には、入院した日からその認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。

- (11) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとみなします。
- (12) 被共済者の入院中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。
 - ① 「26. 共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (13) 災害入院共済金について
 - ① 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を 直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含め て180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。) の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

③ 病気入院共済金が支払われる入院中に、災害入院共済金の支払事由に該当する 入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (不慮の事故により入院を開始した日から その日を含めた災害入院日数

- ④ 災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院について の災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の 災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院特約共済金額に より計算します。ただし、(12)の①の場合を除きます。
- ⑤ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 とみなします。
- (14) 交通災害入院共済金について
 - ① 被共済者が、交通災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の交通事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
 - ② 被共済者が、交通災害入院共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。)の期間中に発生した異なる交通事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった交通事故について交通災害入院共済金を支払い、異なる交通事故による入院については交通災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の交通災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる交通事故による入院について交通災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

交通災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

③ 病気入院共済金が支払われる入院中に、交通災害入院共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、交通災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

交通災害入院特約共済金額 × (交通事故により入院を開始した日から) その日を含めた交通災害入院日数

④ 交通災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院につ

- いての交通災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった交通事故が発生した日の交通災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における交通災害入院特約共済金額により計算します。ただし、(12)の①の場合を除きます。
- ⑤ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 とみなします。
- (15) 病気入院共済金について
 - ① 被共済者が、病気入院共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始した場合に、異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院の期間中に、病気入院共済金の支 払事由に該当する入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

病気入院特約共済金額 × (災害入院共済金が支払われる期間が 終了した日の翌日から起算した入院日数)

- ③ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、これらの入院は1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
- ④ つぎのいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とする入院と みなします。
 - ア 当会が異常分娩と認めた分娩による入院
 - イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院(ただし、(13)の⑤の規定により災害入院共済金が支払われる場合を除きます。)
 - ウ 共済期間中に発生した不庸の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
- ⑤ 被共済者の入院中に、病気入院特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病気入院共済金の支払額は、各入院日における病気入院特約共済金額により計算します。ただし、(12)の①の場合を除きます。
- ⑥ 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日(増額分については更新日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日(増額分については更新日)以後の原因によるものとみなします。
- ※ ①と③の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

交通事故で通院したとき

(16) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および 日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
交通災害通院共済金(交通災害通院特約)	被共済者が共済期間(共済 契約を更新した場合は、更 新直後の1共済期間を可能 よび②のすべてをみたす通 院をしたとき ① 共済期間中に発生した 交通事故を直接の原因と する通院 ② ①に規定する事故の日 からその日を含めて 180日以内に行われた 通院	交通院特約 共済金 通院の 画一のによっ 一のによっ で90日ます。	つぎのいずれかに該当したとき ① 交通災害死亡共済金および交通災害障害共済金の免責事由の①から②までのいずれかに該当したとき ② 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故によるとき

- (17) 被共済者の通院期間中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に継続している通院は、共済期間中の通院とみなします。
 - ① 「26. 共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (18) 医師または歯科医師による治療が必要な期間において、通院しない場合でも傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があると当会が認めた日数は、通院日数に含めます。
- (19) つぎの①から④のいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。
 - ① 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院
 - ② 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院
 - ③ 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の 通院
 - ④ 外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のない被共済者が訴える症状のみによる通院
- (20) 被共済者が、交通災害通院共済金の支払事由に該当する通院を行っている期間中に発生した異なる交通事故を直接の原因として通院をした場合には、重複する日について、そのあらたな通院に対しては、交通災害通院共済金を支払いません。
- (21) 被共済者が、交通災害入院共済金が支払われる入院中に通院した場合には、その 入院日と重複する通院日については、原因がいかなる場合でも、交通災害通院共済 金を支払いません。
- (22) 交通災害通院共済金が支払われる通院のうち、更新後の共済期間中の通院についての交通災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった交通事故が発生した日の交通災害通院特約共済金額を限度として、各通院日における交通災害通院特約共済金額により計算します。ただし、(17)の①の場合を除きます。





重度障がいの状態が継続したとき

(23) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 金の 種類 共済金の額 支払事由に該当しても共済 支払わない場合(免責事目	
プぎの○および②のすべてをみたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときをかたすときを変した。	Nら1年以内 かたとき 人の故意また 共済金の一共 遺祭を他の共 遺祭を他の共 遺祭を他の共 遺祭をしたると き 資格を持たなき 表 数にに運転した

- (24) 介護·重度障害支援共済金の支払事由①の「重度障害共済金が支払われること」には、 重度障害共済金の免責事由⑤または⑥に該当し、重度障害共済金が支払われなかっ た場合を含みます。
- (25) 介護・重度障害支援共済金の支払事由の①をみたしている場合には、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により共済契約の更新ができなかったときでも、介護・重度障害支援特約は更新されたものとみなします。

5. 医療保障タイプ

死亡または重度の障害が残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

	7(n/m=96)/m6/0/2 C9/2 C9/6			
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)	
死亡共済金(基本契約)	被共済者が共済期間 中に死亡したとき ※ 死亡共済金と重 度障害共済金は重 複して支払いませ ん。	基本契約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が、基本契約の発効日(増額分については更新日)から1年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③ 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき、ただし、その外担済をの一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)	
重度障害共済金(基本契約)	被共済者が基本契約 の発効日(増額分に の発効日(増額分に がいては更新日)以 後に生じた傷害また は発病した疾病を原 因として共済期間中 に重度障害になった とき ※ 死亡共済金と重 復して支払いませ ん。	基本契約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が基本契約の発効日 (増額分については 更新日) から 1 年以内に自殺行為により重度障害と なったとき ② 被共済者の秘意(自殺行為を除きます。)により重度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき (共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) ⑤ 当会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき ⑥ 当会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金の因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき	

入院したとき

(2) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(2)	六月並のの又払いる	はつきのとおりです。			
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および 日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)		
災害入院共済金(災害入院特約)	被共済教制制制 (共済者契約 大場合 (共済者契約 大場 (共済) (共済) (東) (災害入院特額 ※ 入院日本 1 回の入れて 180日をす。	○一きのいずれかに該当したとき ② 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき ③ 被共済者の故意または重大な過失によるとき ③ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき ⑦ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき ⑦ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき ⑦ 被共済者の特神障害または泥酔によるとき ⑦ 被共済者がそれの発見により共済事故が発生したとき ア 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 イ 潜水、潜函、サルベージ等の従事者 ウ 警察官、海上保安官その他これに類する職業 エ 自衛官(防衛大学校生を含みます。) オ 坑内、隧道内作業従事者 カ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ク その他当会が指定する職業 ⑤ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いかゆる「むちち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑩ 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故によるとき		
病気入院共済金(病気入院特約)	被共済者が共済期間 中(共済者が共済期間 中(共済契約を更新分ま す。)に対した場合間できるのでは、 ですべてをみき 入院をもいてとき でが、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	病気入院特 約共済金額 × 入院日数 1回の入院 (こついて 180日を限 度とします。	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき ② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき ③ (7)の④イおよび(7)の⑥の不慮の事故による入院の場合で、災害入院共済金の免責事由の①から⑧までのいずれかに該当したとき ④ 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始したとき ⑤ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(しかゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑥ 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故、かつ、(7)の④イおよび(7)の⑥の不慮の事故による入院の場合 ② 災害入院共済金が支払われる期間		

- (3) 入院共済金の支払いにおける入院日数は、医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないと認定した場合には、入院した日からその認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。
- (4) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院 していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院 していたものとみなします。
- (5) 被共済者の入院中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。

- ① 「26. 共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
- ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
- ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (6) 災害入院共済金について
 - ① 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を 直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含め て180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。) の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

③ 病気入院共済金が支払われる入院中に、災害入院共済金の支払事由に該当する 入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (不慮の事故により入院を開始した日から、 その日を含めた災害入院日数

- ④ 災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院についての災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院特約共済金額により計算します。ただし、(5)の①の場合を除きます。
- ⑤ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 とみなします。
- (7) 病気入院共済金について
 - ① 被共済者が、病気入院共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始した場合に、異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院の期間中に、病気入院共済金の支 払事由に該当する入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

病気入院特約共済金額 × (災害入院共済金が支払われる期間が 終了した日の翌日から起算した入院日数 /

- ③ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日から その日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、 これらの入院は1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病 気入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を 含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
- ④ つぎのいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とする入院と みなします。
 - ア 当会が異常分娩と認めた分娩による入院
 - イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院(ただし、(6)の⑤の規定により災害入院 共済金が支払われる場合を除きます。)
- ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
- ⑤ 被共済者の入院中に、病気入院特約共済金額を減額して共済契約が更新された

- 場合には、病気入院共済金の支払額は、各入院日における病気入院特約共済金額により計算します。ただし、(5)の①の場合を除きます。
- ⑥ 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日(増額分については更新日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日(増額分については更新日)以後の原因によるものとみなします。
- ※ ①と③の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

通院したとき

(8) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額および日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
災害通院共済金(災害通院特約)	被共済者が共享所 清着が共享更新直後の 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	災害通院特額 海洋、米田 のの は のの	災害入院共済金の免責事由に該当したとき
交通災害通院共済金(交通災害通院特約)	被共済者が共済期間 (共済者約を更新直接の ・ 1 す。) ・ 1 す。) ・ 2 ののののは、 ・ 3 がでいるがでいるがでいるが ・ 2 であるがでいるがでいるが ・ 2 であるがでいるができます。 ・ 2 であるがでいるができます。 ・ 2 では、 ・ 2 では、 ・ 3 では、 ・ 3 では、 ・ 4 では、 ・ 5 では、 5 では、	交通災害通済 会 x 日 のにこのをす。 通院ののにこのをす。 では、一のでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害入院共済金の免責事由に該当したとき ② 道路以外の場所における車輌の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの ③ 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの ④ 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当該軌道もしくは直路を該交通機関との接触・衝突により生じたもの。ただし業務上の必要による立入り、または通行によって生じたものを除きます。 ⑤ 被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。)、競技・興行(練習を含みます。)のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に規定する交通機関に搭乗している間に生じた傷害を除きます。

(§) 被共済者が職務としてつぎの作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によりこうむった傷害ア 荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます。) イ 別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に 規定する交通機関の修理、点検、整備、または清掃の作業
(⑦) 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害

⑧ 被共済者が、職務として漁業に従事している間に

- (9) 被共済者の通院期間中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事中の発生時に継続している通院は、共済期間中の通院とみなします。
 - ① 「26. 共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。

生じた傷害

- ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
- ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (10) 医師または歯科医師による治療が必要な期間において、通院しない場合でも傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があると当会が認めた日数は、通院日数に含めます。
- (11) つぎの①から④のいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。
 - ① 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院
 - ② 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院
 - ③ 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の 通院
 - ④ 外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のない被共済者が訴える症状のみによる通院
- (12) 災害通院共済金について
 - ① 被共済者が、災害通院共済金の支払事由に該当する通院を行っている期間中に 発生した異なる不慮の事故(交通事故を除きます。)を直接の原因として通院をし た場合には、重複する日について、そのあらたな通院に対しては、災害通院共済金 を支払いません。
 - ② 交通災害通院共済金が支払われる通院日と重複する通院日については、災害通 院共済金を支払いません。
 - ③ 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院中に通院した場合には、その入院 日と重複する通院日については、原因がいかなる場合でも、災害通院共済金を支払 いません。
 - ④ 災害通院共済金が支払われる通院のうち、更新後の共済期間中の通院について の災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった不慮の事故(交通事故を除き ます。)が発生した日の災害通院特約共済金額を限度として、各通院日における災 害通院特約共済金額により計算します。ただし、(9)の①の場合を除きます。
- (13) 交通災害通院共済金について
 - ① 被共済者が、交通災害通院共済金の支払事由に該当する通院を行っている期間中に発生した異なる交通事故を直接の原因として通院をした場合には、重複する日について、そのあらたな通院に対しては、交通災害通院共済金を支払いません。
 - ② 被共済者が、交通災害入院共済金が支払われる入院中に通院した場合には、その 入院日と重複する通院日については、原因がいかなる場合でも、交通災害通院共済 金を支払いません。
 - ③ 交通災害通院共済金が支払われる通院のうち、更新後の共済期間中の通院についての交通災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった交通事故が発生した日の交通災害通院特約共済金額を限度として、各通院日における交通災害通院特約共済金額により計算します。ただし、(9)の①の場合を除きます。

手術を受けたとき

(14) 共済金のお支払いはつぎのとおりです

(14)	共済金のお支払いはつぎのとおりです。		
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
手術共済金 (手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間できるみます。)中に、つぎの①から③のすべてをみたす手術を受けたとき ① つぎのアまたはイのいずれかに該当する手術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の受けた手術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の受けた手術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の受けた手術 「 手術特約の発効日(増額分については更新日)以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ② つぎのアまたはイのいずれかの種類に該当する手術 ア 公的医療保険制度にもいるで対象となる手術と含みます)により手術料の算定対象となる手術料の算定対象となる手がおとたにの手術を含みます。とない。 (2) 所述のとののでは、手術を含みます。 (3) のにより手術科の第に対象となる手がを含みます)な方では、手術を含みます。 (4) 原郷明点数表におり着では対して対象を受けた時点となっます。 (5) 原郷明原術 (6) 皮膚切開術 (7) で、手側側の関係の関係の関係の切断を複価に伴うる影響報点数が1.400点未満の手術に該当する影響である影響であるが表情に対する影響であるが表情に対して対象をでは、表情には、対象を表生になり関節の非観血的整復の関係に伴うる影響が表して、生体に切開の切断、結紮、摘除、郭清、縫音をはいて、生体に切開の切断を結案、方にし、歯素を言いたとは、対象を表生になります。 (4) 原派・発力のの関係に伴う者を除き、大きの関節を表生といる。 (5) に対象を表生になりまり、成りを見が表した。 (6) からは、表情に対するといた。 (7) を見が表するといる。 (7) を見が表するといる。 (8) を見が表するといる。 (7) を見が表するといる。 (8) を見が表するといる。 (7) を見が表するといる。 (8) を見が表するといる。 (8) を見が表する。 (8) を見が表する。 (8) を見が表する。 (9) を見がまする。 (9) を見がまる。 (9) を見が	手術特額共済企	つぎのいずれた済金のからに該当した妻等にでいる。 (文) (で) (

- (15) 被共済者が、手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。 なお、「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 1回の手術(手術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の手術が行われたとき。
 - ② 1日(同じ日)のうちに複数回の手術が行われたとき。
- (16) 被共済者が、手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術を受けた場合であって、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当すると





きは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

- (17) つぎのいずれかを原因とする手術については、疾病の治療を目的とした手術とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩による手術
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を 含めて180日経過後に受けた手術
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術
- (18) 手術特約の発効日 (増額分については更新日) 前に生じた疾病または不慮の事故 もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする手術であっても、発効日 (増額分につい ては更新日)からその日を含めて 2 年を経過した後に受けた場合には、発効日 (増額 分については更新日)以後の原因によるものとみなします。

放射線治療を受けたとき

36

(19) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(13)	共角並のの文払いはっとのとのりです。		
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
放射線治療共済金 (手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、つぎの①から③のすべてをみたす施術(以下「放射線治療」といいます。)を受けたとき ① つぎのアまたはイのいずれかに該当する施術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術 イ 手術特約の発効日(増額分については更新日)以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする施術 ア 会の日を含めて180日以内に受けた施術 ア 会の音を発力にないで受けた施術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術のうち、医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる施術をうまたは、過熱療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表また。	手術特約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害入院共済金の免責事由 に該当したとき ② 共済契約者または被共済 の故意または重大な過失によるとき ③ 被共済者の薬物依存による ときまたは薬物依存による ときまたは薬物依存によるとき ③ (22)の②および(23)の不 處の事故による施術の場合ので、 労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- (20) 被共済者が、放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。
- (21) 被共済者が、放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。なお、「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - 1 回の施術(施術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の施術が行われたとき。

- ② 1日(同じ日)のうちに複数回の施術が行われたとき。
- (22) つぎのいずれかを原因とする施術については、疾病の治療を目的とした施術とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩による施術
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を 含めて180日経過後に受けた施術
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による施術
- (23) 手術特約の発効日 (増額分については更新日) 前に生じた疾病または不慮の事故 もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする施術であっても、発効日(増額分につい ては更新日)からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日(増額 分については更新日)以後の原因によるものとみなします。

先進医療を受けたとき

(24) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
先進医療共済金(先進医療特約)	被共済者が共済期間(共済契約を 更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、別表等5「先 進医療の範囲」に規定する先進医療による療養を受け、つぎの①または②のいずれかに該当するとき ① 共済期間中に発生した不慮の 事故を直接の原因として、その 事故の日からその日を含めて 180日以内に受けた先進医療 による療養 ② 先進医療特約の発効日(増額 分は更新日)以後に発病した受けた先進医療 りた先進医療による療養	共ま済しに金額を持ち、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害入院共済金の免責事由に該当したとき ② 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき ③ 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき ④ (27)の②および(28)の不慮の事故による先進医療による療養の場合で、災害入院共済金の免責事由の①から③までのいずれかに該当したとき ⑤ 先進医療特約の発効日(増額分については更新日)から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として先進医療による療養を受けたとき ⑥ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ⑦ 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故、かつ、(27)の②および(28)の不慮の事故による先進医療による療養の場合

- (25) 被共済者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を 1 回の先進医療による療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。
- (26) (25)の「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に もとづく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。
- (27) つぎのいずれかを原因とする先進医療による療養については、疾病の治療を直接の目的とした療養とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩により受けた先進医療による療養
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を 含めて180日経渦後に受けた先進医療による療養
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による先進医療 による療養
- (28) 先進医療特約の発効日(増額分は更新日)前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日(増額分は更新日)からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日(増額分は更新日)以後の原因によるものとみなします。

6. こども保障タイプ

死亡または身体に障がいが残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

発生したとき

	ア	競馬、競輪、オートレース、競艇等
	0	D職業競技者
	1	潜水、潜函、サルベージ等の従事者
	ウ	警察官、海上保安官その他これに
	类	頂する職業
	I	自衛官(防衛大学校生を含みます。)
	オ	坑内、隧道内作業従事者
	カ	近海または遠洋漁業の船舶乗組員
	+	1,000トン未満の船舶乗組員
	ク	その他当会が指定する職業
	9 [原因がいかなる場合でも、頸部症候
	群(いわゆる「むちうち症」)または腰・
	背洞	角で他覚症状のないもの
	10 }	当会が災害障害共済金(重度障害の
	状態	態となり支払う場合に限ります。)を
	支担	ムう前に災害死亡共済金の支払請求
	を	受けたときの災害障害共済金
	1) }	当会が災害死亡共済金を支払った後
	(2)	災害障害共済金(重度障害の状態と
	なり	つ支払う場合に限ります。)の支払請
	求を	を受けたときの災害障害共済金

- (2) 同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および災害障害共済金の支払額は通算して災害特約共済金額を限度とします。
- (3) 災害死亡共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が死亡した日における災害特約共済金額
- (4) 災害障害共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額
- (5) 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、当会が認める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。
- (6) 災害障害共済金を支払う場合において、すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関する当会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

入院したとき

(7) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および日数 の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
:::	被共済者が共済期間(共済契約を	災害入院特	災害死亡共済金および災害障害共済金の
害	更新した場合は、更新後の共済期	約共済金額	免責事由の①から⑨までのいずれかに該
ㅈ	間を含みます。) 中に、つぎの①か	×	当したとき
院	ら③までのすべてをみたす入院を	入院日数	
茭	したとき		
災害入院共済金		1回の入院	
333	① 共済期間中に発生した不慮の	について	
(災害入院特	事故を直接の原因とする入院	365日を限	
&	② ①に規定する事故の日からそ	度とします。	
特	の日を含めて180日以内に開		
約	始した入院		
	③ 1日以上となる入院		

~"	被共済者が共済期間 (共済契約を	災害入院時	災害死亡共済金および災害障害共済金の
(※ ※	更新した場合は、更新後の共済期	諸費用サポー	免責事由の①から⑨までのいずれかに該
툿봇	間を含みます。)中に、つぎの①か	卜特約共済	当したとき
言 入院 院 時	ら③までのすべてをみたす入院を	金額	
時器	したとき	×	
頭 費		入院日数	
諸費用サポー	① 共済期間中に発生した不慮の		
ポポ	事故を直接の原因とする入院	1回の入院	
1年月	② ①に規定する事故の日からそ	について	
174	の日を含めて180日以内に開	365日を限	
おう	始した入院	度とします。	
心盆	③ 1 目以上となる入院		
	被共済者が共済期間中(共済契約	病気入院特	つぎのいずれかに該当したとき
	を更新した場合は、更新後の共済	約共済金額	① 共済契約者または被共済者の故意ま
	期間を含みます。)に、つぎの①と	X	たは重大な過失により生じた疾病によ
病	②のすべてをみたす入院をしたと	入院日数	るとき
病気入院共済金	き		② 被共済者の薬物依存によるときまた
戻		1回の入院	は薬物依存により生じた疾病によると
羝	① 病気入院特約の発効日(増額	について	
済	分については更新日)以後に発	365日を限	_
	病した疾病の治療を目的とする	度とします。	の事故による入院の場合で、災害死亡
祭	入院	200170	共済金および災害障害共済金の免責事
覚	② 1日以上となる入院		由の①から⑧までのいずれかに該当し
(病気入院特約			たとき
約			
"			群(いわゆる「むちうち症」)または腰・
			背痛で他覚症状のないもの。
			⑤ 災害入院共済金が支払われる期間
\vdash	被共済者が共済期間中(共済契約	病気入院時	つぎのいずれかに該当したとき
	板共角角が共角期間中(共角契約を更新した場合は、更新後の共済	諸費用サポー	つるのの9107に該当したこと ① 共済契約者または被共済者の故意ま
	を更新した場合は、更新後の共済 期間を含みます。) に、つぎの①と	ト特約共済	たは重大な過失により生じた疾病に
(2)症	②のすべてをみたす入院をしたと	金額	とは重人な過失により主じた疾病に よるとき
(病 病	き	亚织 ×	② 被共済者の薬物依存によるときまた
[入院日数	は薬物依存により生じた疾病によると
入 院時	① 病気入院時諸費用サポート特	/ PLLISX	き
時諸費用サポー	約の発効日(増額分については	1回の入院	③ (14)の⑤イおよび(14)の⑦の不慮
費費	更新日)以後に発病した疾病の	について	の事故による入院の場合で、災害死亡
思华	治療を目的とする入院。	365日を限	共済金および災害障害共済金の免責事
\frac{1}{27}\pi	② 1日以上となる入院。	度とします。	カルス
TT LI	し コリエとはる人所	反こしより。	田の①からしまでのいずれかに該当し
上共			//こさ ④ 原因がいかなる場合でも、頸部症候
約済			
(三五)			群(いわゆる「むちうち症」)または腰・
			背痛で他覚症状のないもの。 (8) ************************************
			⑤ 災害入院時諸費用サポート共済金が
			支払われる期間

- (8) 入院共済金の支払いにおける入院日数は、医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないと認定した場合には、入院した日からその認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。
- (9) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院 していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院 していたものとみなします。
- (10) 被共済者の入院中につぎの①または②のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。
 - ① 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ② 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (11) 災害入院共済金について

40

- ① 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を 直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含め て180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
- ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。) の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以

下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

③ 病気入院共済金が支払われる入院中に、災害入院共済金の支払事由に該当する 入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (不慮の事故により入院を開始した日から その日を含めた災害入院日数 /

- ④ 災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院について の災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の 災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院特約共済金額に より計算します。
- ⑤ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 とみなします。
- (12) 災害入院時諸費用サポート共済金について
 - ① 満了する共済契約の種類が「キッズワイドタイプ」であり、「こども保障タイプ」 に更新した場合、かつ、被共済者が、更新前の共済期間中に発生した不慮の事故を 直接の原因として、更新後の共済期間中に入院を開始した場合には、その入院は、 更新後の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした入院とみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
 - ③ 被共済者が、災害入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。)の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院時諸費用サポート共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院時諸費用サポート共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害人院時諸費用サポート共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院時諸費用サポート共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院時諸費用サポート × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数) 特約共済金額

④ 病気入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院中に、災害入院時諸費用サポート共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、災害入院時諸費用サポート共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院時諸費用サポート × (不慮の事故により入院を開始した日から特約共済金額 マの日を含めた災害入院日数

- ⑤ 災害入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院についての災害入院時諸費用サポート共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院時諸費用サポート特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院時諸費用サポート特約共済金額により計算します。
- ⑥ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 とみなします。

41

(13) 病気入院共済金について

- ① 被共済者が、病気入院共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始した場合に、異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
- ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院の期間中に、病気入院共済金の支 払事由に該当する入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

病気入院特約共済金額 × (災害入院共済金が支払われる期間が 終了した日の翌日から起算した入院日数)

- ③ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、これらの入院は1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
- ④ つぎのいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とする入院と みなします。
 - ア 当会が異常分娩と認めた分娩による入院
 - イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院(ただし、(11)の⑤の規定により災害入院共済金が支払われる場合を除きます。)
 - ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
- ⑤ 被共済者の入院中に、病気入院特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病気入院共済金の支払額は、各入院日における病気入院特約共済金額により計算します。
- ⑥ 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日(増額分については更新日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日(増額分については更新日)以後の原因によるものとみなします。
- ※ ①と③の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。
- (14) 病気入院時諸費用サポート共済金について
 - 満了する共済契約の種類が「キッズワイドタイプ」であり、「こども保障タイプ」 に更新した場合には、支払事由①の「病気入院時諸費用サポート特約の発効日」を「病 気入院特約の発効日」と読み替えます。
 - ② 被共済者が、病気入院時諸費用サポート共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始した場合に、異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
 - ③ 被共済者が、災害入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院の期間中に、病 気入院時諸費用サポート共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合において、 災害入院時諸費用サポート共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院 時諸費用サポート共済金として、つぎの金額を支払います。

病気入院時諸費用サポート 特約共済金額 (災害入院時諸費用サポート共済金が 支払われる期間が終了した日の翌日から 起算した入院日数

④ 被共済者が病気入院時諸費用サポート共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、これらの入院は1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院時諸費用サポート共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

- ⑤ つぎのいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
 - ア 当会が異常分娩と認めた分娩による入院
 - イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院(ただし、(12)の⑥の規定により災害入院時諸費用サポート共済金が支払われる場合を除きます。)
 - ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
- ⑥ 被共済者の入院中に、病気入院時諸費用サポート特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病気入院時諸費用サポート共済金の支払額は、各入院日における病気入院時諸費用サポート特約共済金額により計算します。
- ⑦ 病気入院時諸費用サポート特約の発効日(増額分については更新日)前に生じた 疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、 発効日(増額分については更新日)からその日を含めて2年を経過した後に開始 された場合には、発効日(増額分については更新日)以後の原因によるものとみな します。
- ※ ②と④の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

通院したとき

(15) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
災害通院共済金(災害通院特約)	被共済者が共済期間(共済契約を 更新した場合は、更新直後の1共 済期間を含みます。)中に、つぎの ①および②のすべてをみたす通院 をしたとき	災害通院特 約共済金額 × 通院日数	災害死亡共済金および災害障害共済金の 免責事由の①から⑨までのいずれかに該 当したとき
(災害通院特約)	① 共済期間中に発生した不慮の 事故を直接の原因とする通院 ② 同一の不慮の事故を直接の原 因として、その事故の日からそ の日を含めて180日以内に行 われた通院	同一の不慮 の事故によ る通院につ いて90日を 限度としま す。	

- (16) 被共済者の通院期間中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に継続している通院は、共済期間中の通院とみなします。
 - ① 「26. 共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (17) 医師または歯科医師による治療が必要な期間において、通院しない場合でも傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があると当会が認めた日数は、通院日数に含めます。
- (18) つぎの①から④のいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。
 - ① 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院
 - ② 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院
 - ③ 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の 通院
 - ④ 外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のない被共済者が訴える症状のみによる通院
- (19) 被共済者が、災害通院共済金の支払事由に該当する通院を行っている期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として通院をした場合には、重複する日について、そのあらたな通院に対しては、災害通院共済金を支払いません。
- (20) 被共済者が、災害入院共済金または災害入院時諸費用サポート共済金が支払われ

- る入院中に通院した場合には、その入院日と重複する通院日については、原因がいかなる場合でも、災害通院共済金を支払いません。
- (21) 災害通院共済金が支払われる通院のうち、更新後の共済期間中の通院についての 災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災 害通院特約共済金額を限度として、各通院日における災害通院特約共済金額によ り計算します。

手術したとき

(22) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(22)	共済金のお支払いはつぎのとおりです。		
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金を支払わない場合 (免責事由)
新手術共済金(新手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、つぎののから③のすべてをみたす手術を受けたとき ① つぎのアまたはイのいずれかに該当する手術を直接の原因とし、その事故の日からの日を含めて180日以内に受けた手術。 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日を含めて180日以内に受けた手術、新手術特約の発効日以後に発病の上で受けたき事物。 一般では一般では一般では一般では一般である手術を一般では一般である手術を一般である手術を一般である手術を一般である手術を一般である手術を受けた時点においてもおり、医科診療報酬点数表においてもおり、医科診療報酬点数表においてもみまっち、医科診療報酬点数表においてみますが、といる手術を受けた時点においてみらい。 (a) 創傷の理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復固定術および手術が投動術に表すに、場合の必要を表すに、といる手術を受けた時点においてのは、からに、手術を受けた時点においてのは、からでは、手術を受けた時点において、は、対象を表すが、ままし、一般では、手術を受けた時点において、生体に切開術ので、デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復固定術および非観血的授動術。(e) 技歯手術。たたに、歯炎の側に伴う手術のないとした診療所別、対象に対し、対検索を主たる目的とした診療所がよないの別は、発見を開いとした診療が開います。 (4) 対象に対象をを主たる目的とした診療が対象ないるの別様に対象をを主たる目的とした診療が対象ないるの別様に対象が表すない。	つぎの①または②に 規定する金額 ① 1 日以上となる入院期間からときば、新手術を受けたときする金額 ② ①以外のときは、新額 ② ①以外のときは、新額の2分のときは、無額の2分の額	

(23) 「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術が一連の治療過程に連続して 受けた手術(以下「一連の手術」といいます。)の一部であり、かつ、当該一連の手術に ついてつぎの①から③までのすべてをみたす場合は、1日以上となる入院期間中に 新手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術を受けたものと みなして新手術共済金を支払います。

- ① 手術料が 1 回のみ算定されること
- ② 1日以上となる入院期間中に一連の手術の一部を受けたこと
- ③ ②に規定する手術が共済期間中(10)の規定により共済期間中とみなす場合を含みます。)に受けた手術であること
- (24) 被共済者が、新手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。なお、「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 1回の手術(手術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の手術が行われたとき。
 - ② 1日(同じ日)のうちに複数回の手術が行われたとき。
- (25) 被共済者が、新手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術を受けた場合であって、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。
- (26) つぎのいずれかを原因とする手術については、疾病の治療を目的とした手術とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩による手術
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を 含めて180日経渦後に受けた手術
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術
- (27) 新手術特約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因 を直接の原因とする手術であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後 に受けた場合には、発効日以後の原因によるものとみなします。

放射線治療を受けたとき

(28) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(/	7(// IEE-705/)A0 10.0 C 17 C 05 5 C 7 0		
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金を支払わない場合 (免責事由)
放射線治療共済金(新手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、つぎの①から③のすべてをみたす施術(以下「放射線治療」といいます。)を受けたとき ① つぎのアまたはイのいずれかに該当する施術ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術イ 新手術特約の発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする施術② 病院または診療所において受けた施術のつぎのアまたはイのいずれかの種類に該当する施術ア公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射「「血液限射」を除きます。)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表による施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表による施術を登けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるもんでを含みます。)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。	新手術特約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害入院共済金の免責事由に該当したとき ② 病気入院共済金の免責事由の①から④までのいずれかに該当したとき

- (29) 被共済者が、放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。
- (30) 被共済者が、放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。なお、「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 1回の施術(施術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の施術が行われたとき。
 - ② 1日(同じ日)のうちに複数回の施術が行われたとき。
- (31) つぎのいずれかを原因とする施術については、疾病の治療を目的とした施術とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩による施術
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を 含めて180日経過後に受けた施術
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による施術
- (32) 新手術特約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする施術であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日以後の原因によるものとみなします。

骨折・腱の断裂・関節の脱臼のとき

(33) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
(骨折等諸費用サポート特約)	被共済者が、共済期間中に発生した不慮の 事故を直接の原因として共済期間(共済契 約を更新した場合は、更新直後の1 共済 期間を含みます。)中につぎの①から③ま でのすべてをみたす治療を受けたとき ① 不慮の事故の日からその日を含めて 180日以内に受けた治療 ② 別表第8骨折等の定義」に規定する 骨折等に対して受けた治療 ③ 病院または診療所において、医師また は歯科医師により受けた治療	骨折等諸費用サポート特約共済金額	災害死亡共済金および災害障害 共済金の免責事由の①から⑥ま でのいずれかに該当したとき

(34) 同一の不慮の事故による骨折等諸費用サポート共済金の支払いは、1回限りとします。

また、骨折等諸費用サポート共済金の支払いは、1 共済期間を通じて 1 回限りとします。

扶養者が死亡されたとき、または重度障害となられたとき

(35) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
(扶養者事故死亡特約) 扶養者事故死亡共済金	つぎの①と②のすべてをみたすとき ① 被共済者の扶養者である共済契約者が、共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に死亡したとき、または重度障害となったとき② 被共済者が①に規定する支払事由の発生時において生なしていたとき	扶養者事故 死亡特約共 済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が、故意に共済契約者 を死亡させまたは重度障害とさせたとき。 ただし、当該被共済者以外の被 共済者には、扶養者死亡共済金を 支払います。

つぎの①と②のすべてをみたすとき
① 被共済者の扶養者である共済契約
者が、発効日(共済契約による権利義
者が、発効日(共済契約による権利義
者が、発効日(共済契約による権利義
者が、発効日(共済契約による権利義
者が、発効日(共済契約による権利義
表金額
生活
をされた日)から1年を経過し、かつ、
共済期間中に、(1)に規定する支払事由
由以外の事由により死亡したとき、または重度障害となったとき
② 被共済者が①に規定する支払事由
の発生時において生存していたとき
る話
る話
がは

扶養者病気 ② 共済契約者または被共済者の 死亡特約共 済金額 共済者の犯罪行為によるとき。ただし、被 共済者の犯罪行為によるときには、 当該被共済者以外の被共済者には、 扶養者死亡共済金を支払います。

③ 共済契約者が法令に定める運 転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

④ 共済契約者が法令に定める酒 気帯び運転またはこれに相当す る運転をしている間に生じた事 故によるとき。

⑤ 共済契約者の精神障害または 泥酔によるとき

フ. シニア総合保障タイプ

死亡または身体に障がいが残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	(大月並で又払り物口	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
死亡共済金(基本契約)	被共済者が共済期間中に死亡したとき ※ 死亡共済金と重度障害 共済金は重複して支払いません。	基本契約 共済金額	○ぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が、基本契約の発効日(増額分については更新日)から 1 年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ② 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者が、故意に被共済者を死亡させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)
重度障害共済金(基本契約)	被共済者が基本契約の発効 日(増額分については更新日) 以後に生じた傷害または発 病した疾病を原因して共 済期間中に重度障害になっ たとき ※ 死亡共済金と重度障害 共済金は重複して支払い ません。	基本契約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が基本契約の発効日(増額分については更新日)から 1 年以内に自殺行為により重度障害となったとき ② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)により重度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ③ 扶済契約者が故意に被共済者を重度障害となったとき ② 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) ⑤ 当会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき ⑥ 当会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき
災害死亡共済金(災害特約)	被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接 の原因として、共済期間(よ 済契約を更新した場合は、 更新直後の1共済期間を含みます。)中に死亡したとき ※ 災害死亡共済金と災害 障害共済金(重度障害の 状態となり支払う場合に 限ります。)は重複して支 払いません。	災害特約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき ③ 被共済者が公舎に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める河気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

	被共済者が共済期間中に発	災害特約	⑥ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき
	生した不慮の事故等を直接	共済金額	⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によ
	の原因として、共済期間(共	×	るとき
	済契約を更新した場合は、	別表第 1	⑧ 被共済者が「22.被共済者の範囲」(3)に規
	更新直後の 1 共済期間を	「 身体障害	定する職業またはつぎの職業に従事している
	含みます。)中に別表第 1 「身	等級別支払	場合において、その職業の就業にともなう原
	体障害等級別支払割合表」	割合表」に	因により共済事故が発生したとき
	に規定する身体障害の状態	規定する支	ア 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競
	になったとき	払割合	技者
			イ 潜水、潜函、サルベージ等の従事者
逆			ウ 警察官、海上保安官その他これに類する
障	※ 災害死亡共済金と災害		職業
害	障害共済金 (重度障害の		エ 自衛官(防衛大学校生を含みます。)
	状態となり支払う場合に		才 坑内、隧道内作業従事者
金	限ります。)は重複して支		カ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
災	払いません。		キ 1.000トン未満の船舶乗組員
害			ク その他当会が指定する職業
災害障害共済金(災害特約			9 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわ
(0)			ゆる[むちうち症])または腰・背痛で他覚症状
			のないもの
			□ 当会が災害障害共済金(重度障害の状態と
			なり支払う場合に限ります。)を支払う前に災
			害死亡共済金の支払請求を受けたときの災害
			には では では では では では では では では では で
			『ロスグロン ① 当会が災害死亡共済金を支払った後に災害
			障害共済金(重度障害の状態となり支払う場
			合に限ります。)の支払請求を受けたときの災
			古に限りより。)の文仏詞水を支げたことの火 害障害共済金
			古牌百六月亚

- (2) 同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および災害障害共済金の支払額は通算して災害特約共済金額を限度とします。
- (3) 災害死亡共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が死亡した日における災害特約共済金額
- (4) 災害障害共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額
- (5) 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、当会が認める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。
- (6) 災害障害共済金を支払う場合において、すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関する当会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

入院したとき

(7) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(/)	共済並のの文払いはっさのこの	10 C 9 0	
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および 日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
災害入院共済金(災害入院特約)	被共済者が共済期間(共済契約を 更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含みます。)中に、つぎ の①から③までのすべてをみた す入院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮 の事故を直接の原因とする入院 ② ①に規定する事故の日から その日を含めて180日以内に 開始した入院 ③ 1日以上となる入院	災害入院特 約共済金額 × 入院日数 1回の入院 について 180日を限 度とします。	○ぎのいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害障害共済 金の免責事由の①から⑨までのいずれ かに該当したとき ② 被共済者が業務としてハイヤーまた はタクシーを運転中に生じた事故によ るとき
病気入院共済金(病気入院特約)	被共済者が共済期間(共済契約を 更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、つぎの①と ②のすべてをみたす入院をした とき ① 病気入院特約の発効日(増額 分については更新日)以後に発 病した疾病の治療を目的とす る入院 ② 1日以上となる入院	病気入院特 約共済金額 メ 入院日数 1回の入院 について限 180日を限 度とします。	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるときるときまたは薬物依存により生じた疾病によるときき ③ (12)の④イおよび(12)の⑥の不慮の事故による入院の場合で、災害死亡共済金および災害障害共済金の免責事由の①から⑥までのいずれかに該当したとき ④ 原因がしかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他党症状のないもの⑤ 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故、かつ、(12)の④イおよび(12)の⑥の不慮の事故による入院の場合⑥ 災害入院共済金が支払われる期間

- (8) 入院共済金の支払いにおける入院日数は、医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないと認定した場合には、入院した日からその認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。
- (9) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとみなします。
- (10) 被共済者の入院中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。
 - ① 「26.共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (11) 災害入院共済金について
 - ① 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を 直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含め て180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。) の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院に

ついては災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院 の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

③ 病気入院共済金が支払われる入院中に、災害入院共済金の支払事由に該当する 入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (不慮の事故により入院を開始した日から、 その日を含めた災害入院日数

- ④ 災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院について の災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の 災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院特約共済金額に より計算します。ただし、(10)の①の場合を除きます。
- ⑤ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 とみなします。
- (12) 病気入院共済金について
 - ① 被共済者が、病気入院共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始した場合に、異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院の期間中に、病気入院共済金の支 払事由に該当する入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

病気入院特約共済金額 × (災害入院共済金が支払われる期間が)終了した日の翌日から起算した入院日数 /

- ③ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日から その日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、 これらの入院は1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病 気入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を 含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
- ④ つぎのいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とする入院と みなします。
- ア 当会が異常分娩と認めた分娩による入院
- イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院(ただし、(11)の⑤の規定により災害入院共済金が支払われる場合を除きます。)
- ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
- ⑤ 被共済者の入院中に、病気入院特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病気入院共済金の支払額は、各入院日における病気入院特約共済金額により計算します。ただし、(10)の①の場合を除きます。
- ⑥ 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日(増額分については更新日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日(増額分については更新日)以後の原因によるものとみなします。
- ※ ①と③の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

8. シニア医療保障タイプ

死亡または身体に障がいが残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです

(1)	共済金のお支払いはつぎのとおりです。				
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)		
死亡共済金(基本契約)	被共済者が共済期間中に死亡したとき ※ 死亡共済金と重度障害 共済金は重複して支払いません。	基本契約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が、基本契約の発効日(増額分については更新日)から1年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ② 扶済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者が、故意に被共済者を死亡させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)		
重度障害共済金(基本契約)	被共済者が基本契約の発効 日(増額分については更新日) 以後に生じた傷害または発 病した疾病原因として共 済期間中に重度障害になっ たとき ※ 死亡共済金と重度障害 共済金は重複して支払い ません。	基本契約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が基本契約の発効日(増額分については更新日)から 1 年以内に自殺行為により重度障害となったとき ② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)により重度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ③ 扶済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) ⑤ 当会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき ⑥ 当会が死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき		
災害死亡共済金(災害特約)	被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接 生した不慮の事故等を直接 の原因として、共済期間(共 済契約を更新した場場合は、 更新直後の 1 共済期間を 含みます。)中に死亡したとき ※ 災害死亡共済金と災害 障害共済金と災害 障害共済金を支払う場合に 限ります。)は重複して支 払いません。	災害特約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意また は重大な過失によるとき。ただし、その共済金 受取人が共済金の一部の受取人である場合に は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき ③ 被共済者の犯罪行為によるとき ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転また はこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑥ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき ⑤ 被共済者の疾病に起因して生じた事故に、るとき ⑤ 被共済者が戻にといるで、受した。 ② を持済者が「22・被共済者の範囲」(3)に規定する職業またはつぎの職業に従事している場合において、その職業の就業にともなう原因により共済事故が発生したとき ア 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業 競技者 イ 潜水・潜函、サルベージ等の従事者 ウ 警察官、海上保安官その他これに類する職業 エ 自衛官(防衛大学校生を含みます。) オ 坑外、隧道内作業従事者		





	被共済者が共済期間中に発	災害特約	カ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
	生した不慮の事故等を直接	共済金額	キ 1.000トン未満の船舶乗組員
	の原因として、共済期間(共	×	クーその他当会が指定する職業
\$ \$\$	済契約を更新した場合は、	別表第 1 「身	9 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわ
災害障害共済金(災害特約)	更新直後の] 共済期間を	体障害等級	ゆる[むちうち症])または腰・背痛で他覚症状
障害	含みます。)中に別表第 1 「身	別支払割合	のないもの
異	体障害等級別支払割合表」	表」に規定す	⑩ 当会が災害障害共済金(重度障害の状態と
済	に規定する身体障害の状態	る支払割合	なり支払う場合に限ります。)を支払う前に災
蓋	になったとき		害死亡共済金の支払請求を受けたときの災害
災害			障害共済金
特	※ 災害死亡共済金と災害		① 当会が災害死亡共済金を支払った後に災害
約	障害共済金 (重度障害の		障害共済金 (重度障害の状態となり支払う場
	状態となり支払う場合に		合に限ります。)の支払請求を受けたときの災
	限ります。)は重複して支		害障害共済金
	払いません。		

- (2) 同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および災害障害共済金の支払額は通算 して災害特約共済金額を限度とします。
- (3) 災害死亡共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が死亡した日における災害特約共済金額
- (4) 災害障害共済金を支払う場合で、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、つぎのいずれか小さい金額とします。
 - ① 不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額
 - ② 被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額
- (5) 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、当会が認める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。
- (6) 災害障害共済金を支払う場合において、すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関する当会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

入院したとき

52

(7) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および 日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
災害入院共済金(災害入院特約)	被共済者が共済期間(共済契約を 更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含みます。)中に、つぎ の①から③までのすべてをみた す入院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮 の事故を直接の原因とする入 院 ② ①に規定する事故の日から その日を含めて180日以内に 開始した入院 ③ 1日以上となる入院	災害入院特 約共済金額 × 入院日数 1回の入院 について 180日を限 度とします。	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害障害共済 金の免事事由の①から⑨までのいずれ かに該当したとき ② 被共済者が業務としてハイヤーまた はタクシーを運転中に生じた事故によ るとき

_				
		被共済者が共済期間(共済契約を	病気入院特	つぎのいずれかに該当したとき
		更新した場合は、更新後の共済期	約共済金額	① 共済契約者または被共済者の故意ま
		間を含みます。)中に、つぎの①と	×	たは重大な過失により生じた疾病によ
		②のすべてをみたす入院をした	入院日数	るとき
		とき		② 被共済者の薬物依存によるときまた
	唐			は薬物依存により生じた疾病によると
- -	<u>ริ</u>	① 病気入院特約の発効日(増額	1回の入院	き
i	病気入院共済金	分については更新日)以後に発	について	③ (12)の④イおよび(12)の⑥の不慮の
	英	病した疾病の治療を目的とす	180日を限	事故による入院の場合で、災害死亡共済
	盆	る入院	度とします。	金および災害障害共済金の免責事由の
- 1 :	病気	② 1日以上となる入院		①から⑧までのいずれかに該当したと
	1			き
- I i	及			④ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群
	院持約			(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛
1	約			で他覚症状のないもの
	_			⑤ 被共済者が業務としてハイヤーまた
				はタクシーを運転中に生じた事故、かつ、
				(12)の④イおよび(12)の⑥の不慮の事
				故による入院の場合
				⑥ 災害入院共済金が支払われる期間

- (8) 入院共済金の支払いにおける入院日数は、医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないと認定した場合には、入院した日からその認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。
- (9) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとみなします。
- (10) 被共済者の入院中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。
 - ① [26.共済契約の更新](2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (11) 災害入院共済金について
 - ① 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を 直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含め て180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院(以下「当初の入院」といいます。) の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

③ 病気入院共済金が支払われる入院中に、災害入院共済金の支払事由に該当する 入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

災害入院特約共済金額 × (不慮の事故により入院を開始した日から その日を含めた災害入院日数

- ④ 災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院について の災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の 災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院特約共済金額に より計算します。ただし、(10)の①の場合を除きます。
- ⑤ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、 当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院

とみなします。

- (12) 病気入院共済金について
 - ① 被共済者が、病気入院共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始した場合に、異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
 - ② 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院の期間中に、病気入院共済金の支 払事由に該当する入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

病気入院特約共済金額 × (災害入院共済金が支払われる期間が) 終了した日の翌日から起算した入院日数 /

- ③ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日から その日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、 これらの入院は1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病 気入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を 含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
- ④ つぎのいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とする入院と みなします。
 - ア 当会が異常分娩と認めた分娩による入院
 - イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院(ただし、(11)の⑤の規定により災害入院共済金が支払われる場合を除きます。)
 - ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
- ⑤ 被共済者の入院中に、病気入院特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病気入院共済金の支払額は、各入院日における病気入院特約共済金額により計算します。ただし、(10)の①の場合を除きます。
- ⑥ 病気入院特約の発効日(増額分については更新日)前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日(増額分については更新日)からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日(増額分については更新日)以後の原因によるものとみなします。
- ※ ①と③の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

手術を受けたとき

(13) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(13)	共済金のお支払いはつぎのとおりです。		
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
手術共済金 (手術特約)	被共済事務の共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間(共済契約を更新したのでののから③のすべてをみたす手術を受けたとき ① つぎのアまたはイのいずれかに該当する手術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の行いで受けた手術 イ 手術特約の発効日(超額分について重新日)以後に発病の治療を直接の原因とし、その事故の対療の治療を直接の原因とし、その事故の対療を直接の原因とし、その事故の対療が表した。 東新日)以後に発病の治療を直接の関係に発病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ つきのアまたはイのいずれかの種類に該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬にある手術にあれる手術を対象とないの表別をなる手術 料の算定対象とないまま対り。た有する影療報酬点数表によりの第末を対象とないまま対りを有報酬にありから(f)の手術を除る手術において対力を有報酬(点)を表する手術を除る手術にあいても一の作のの手術を除る手術を含いまで対した。手術を受けた時点においても一のでは、まま、表別を表してきるといる。 「他の表別を表していまして、一般の関係。「他の表別を表して、一般の関係。「他の表別を表して、一般の関係。「他の表別を表して、一般の関係、一般の関係、一般の関係、対象を表して、一般の関係、対象を表して、一般の関係、対象を表して、対象に対し、対象に対象を表して、対象に対象を表して、対象に対して、対象に対象を表して、対象に対象が対象によるを表して、対象に対象が対象に対象が対象に対象が対象が対象に対象が対象に対象が対象による、表別を表して、一般の対象に対象を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表別を表して、表別を表別を表して、表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	手術特約	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害廃害共済金のいずれかに該当けたとき 国を持済をが乗ります。 のからしたとき 別が共済をが乗ります。 のからいないでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の

- (14) 被共済者が、手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。 なお、「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 1回の手術(手術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の手術が行われたとき。
 - ② 1日(同じ日)のうちに複数回の手術が行われたとき。
- (15) 被共済者が、手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術を受けた場合であって、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当すると





きは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

- (16) つぎのいずれかを原因とする手術については、疾病の治療を目的とした手術とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩による手術
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた手術
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術
- (17) 手術特約の発効日 (増額分については更新日) 前に生じた疾病または不慮の事故 もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする手術であっても、発効日 (増額分につい ては更新日)からその日を含めて 2 年を経過した後に受けた場合には、発効日 (増額 分については更新日)以後の原因によるものとみなします。

放射線治療を受けたとき

(18) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(10)	バ州並のの文はいはっとのこのうです。		
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
放射線治療共済金(手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、つぎの①から③のすべてをみたす施術(以下「放射線治療」といいます。)を受けたとき ① つぎのアまたはイのいずれかに該当する施術 ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術 イ 手術特約の発効日(増額分については更新日)以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする施術 ② 病院または診療所において受けた施術 ② 対応の子またはイのいずれかの種類に該当する施術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の第定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となるが射線網別を除きます。)または温熱療法による施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表まよれに対して効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において効力を有する医科診療報酬点数表ままりようによるを通常を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表まよるものとします。 イ 先生医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術	手術特約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき 際書大音楽をおよび災害 障害共済金の免責事由の①から③までのいずれかに該当したとき ② 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを連転 に生じた事故によるとき ③ 共済契約者または被共済者 の故意または重大な過去 したとき、後共済者の楽物依存によるときまたは薬物依存によるとき ② (21)の②および(22)の不慮 の事故による施術の場今で、災害死亡共済金および災害所による施術の場合で、 第一次でのいずれかに該当したとき ⑤ 原因がいかなる場合でも、 野部症候群(いわゆる「おちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの ② 被共済者が業務としてハイヤーまたはタクシーを運動がないもの ② 被共済者が業務としていて で生じた事故、かつ、(21)の② および(22)の不慮の事故による施術の場合

- (19) 被共済者が、放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。
- (20) 被共済者が、放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。なお、「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 1回の施術(施術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の施術が行われたとき。

- ② 1日(同じ日)のうちに複数回の施術が行われたとき。
- (21) つぎのいずれかを原因とする施術については、疾病の治療を目的とした施術とみなします。
 - ① 当会が異常分娩と認めた分娩による施術
 - ② 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた施術
 - ③ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による施術
- (22) 手術特約の発効日 (増額分については更新日) 前に生じた疾病または不慮の事故 もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする施術であっても、発効日(増額分につい ては更新日)からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日(増額 分については更新日)以後の原因によるものとみなします。

9. 傷害タイプ・傷害ダブルタイプ

死亡または身体に障がいが残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済	#** <u>*</u>		**********
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
災害死亡共済金(基本契約)	被共済者が共済期間中に発生した 不慮の事故等を直接の原因として、 共済期間(共済契約を更新した場 台は、更新直後の1 共済期間を含 みます。)中に死亡したとき ※ 災害死亡共済金と災害重度障 害共済金は重複して支払いませ ん。	基本契約	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 被共済者の故意または重大な過失によるとき ③ 被共済者の犯罪行為によるとき
災害障害共済金(基本契約)	被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(共済契例を列入す、 対して共済期間(共済契例を列入す、 が場合は、更新直後の1年、 が開間を含みます。)中に別表第 1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったとき ※ 災害障害共済金のうち、重度 障害(別表第1「身体障害等級別支払割合表」の外籍に がまが第3級の2、3、4の いずれかの身体障害)の状態になった場合に害夫払われるものを 「災害重度障害共済金」といいます。 ※ 災害死亡共済金と災害重度障害共済金は重複して支払いません。	体障害等級 別支払割合	① 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑥ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑦ 被共済者が活のに起因して生じた事故によるとき ② 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑧ 被共済者が22.被共済者の範囲」(3)に規定する職業またはつぎの職業に従事している場合において、その職業の就業に伴う原因により共済事故が発生したとき ア 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 イ 潜水、潜函、サルベージ等の従事者 ウ 警察官、海上保安官の一般である職業 エ 自衛官(防衛大学校生を含みます。) 対 抗内、隧道内作業従事者 カ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ク その他当会が指定する職業 日、1,000トン未満の船舶乗組員 ク その他当会が指定する職業 (3) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で地覚症状のないもの (4) 当会が災害重度障害共済金を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたときの災害重度障害共済金を

- (2) 不慮の事故等による災害死亡共済金および災害障害共済金の支払額は、通算して 基本契約共済金額を限度とします。
- (3) 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、当会が認める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。
- (4) 災害障害共済金を支払う場合において、すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関する当会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

入院または通院したとき

(5) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

_				
金	済の類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
	邹位·症状引傷害共済金 (邹位·症状引	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に、つぎの①または②のいずれかをみたす入院または通院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、当該事故の日からその日を含めて180日以内に開始した大きまたは、当該事故の日からその日を含めて180日以内に通算して5日以上となる通院をしたとき	①部位・症状別傷 害特約共済金額 傷害の部位および 症状に応じた別表 第9「部位・症状 別支払倍率表」に 規定する支払倍率	つぎのいずれかに該当したとき き ① 災害死亡共済金および災 害障害共済金の免責事由の ①から⑨までのいずれかに 該当したとき ② 被共済者が業務としてハ イヤーまたはタクシーを運 転中に生じた事故によると き
A District And A	引傷害持約)	② ①に該当しない場合で、共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、当該事故の日からその日を含めて180日以内に通算して5日末満の通院をし、治療が完了したとき	②部位·症状別傷 害特約共済金額 × 2	

- (6) つぎの①から④のいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。
 - 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院
 - ② 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院
 - ③ 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の 通院
 - ④ 外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のない被共済者が訴える症状のみによる通院
- (7) 医師または歯科医師による治療が必要な期間において、通院しない場合でも傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があると当会が認めた日数は、通院日数に含めます。
- (8) 被共済者の入院中または通院期間中につぎの①または②のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に連続している入院または継続している通院は、共済期間中の入院または通院とみなします。
 - ① 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ② 災害重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (9) 支払事由①において、別表第9「部位・症状別支払倍率表」の部位・症状別支払倍率表(1)から(12)までに規定する症状のいずれにも該当しないときであっても、当会が認めたものについては、身体の障害の程度に応じ、いずれかに該当したものとみなします。
- (10) 支払事由①において、同一の不慮の事故を直接の原因とする傷害の部位または症状が別表第9「部位・症状別支払倍率表」の複数の項目に該当するときには、部位・症状別傷害共済金として、つぎの金額を支払います。

部位·症状別傷害特約共済金額 × それらのうち最も高い支払倍率

58

- (11) 被共済者が部位・症状別傷害共済金の支払いを受けられる傷害により通院をし、その通院日数の合計が5日以上となる前に、さらに部位・症状別傷害共済金の支払いを受けられる傷害をこうむった場合、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した部位・症状別傷害共済金の額のうち、高い方の金額を部位・症状別傷害共済金として支払います。
- (12) 同一の不慮の事故による部位・症状別傷害共済金の支払いは、1回を限度とします。
- (13) 部位・症状別傷害共済金が支払われる入院または通院のうち、更新後の共済期間中の部位・症状別傷害共済金の額は、入院または通院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の部位・症状別傷害特約共済金額を限度として、部位・症状別傷害共済金の支払事由をみたした時の部位・症状別傷害特約共済金額により計算します。
- (14) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします。

長期入院したとき

(15) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
(災害長期入院一時金特約) 災害長期入院一時金共済金	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に、つぎの①から③までのすべてをみたす入院をしたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ② ①に規定する事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③ つぎのいずれかに該当する一定日数以上の連続した入院ア 90日以上イ 180日以上	災害長期入院 一時金共済金 額	つぎのいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害障害共済金の免責事由の①から②ま共済金の免責事由は②から③までのいずれかに該当したとき ② 被共済者が業務としてリイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故によるとき

- (16) 災害長期入院一時金共済金の支払いにおける入院日数は、入院した日から医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないてととなった日までとします。
- (17) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとみなします。
- (18) 被共済者の入院中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。
 - ① 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ② 被共済者が「26.共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ③ 災害重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (19) 被共済者が、災害長期入院一時金共済金の支払事由③のアに規定する入院をした後に、同一の不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した90日以上の再入院である場合に限り、連続した入院とみなします。
- (20) 被共済者が、災害長期入院一時金共済金の支払事由③のアまたはイに該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合(以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。)には、当初の入院の原因となった不慮の事故について災害長期入院一時金共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については、災害長期入院一時金共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害長期入院一時金共済金が支払われる期間が終了した場合において、(一連の入院日数 当初の入院の入院日数)が災害長期入院一時金共済金の支払事由③のアまたはイに該当する場合には、異なる不慮の事故による入院について、災害長期入院一時金共済金を支払います。なお、異なる不慮の事故による入院期間中に、当初の入院の原因となった不慮の事故による再入院についても同様とします。

- (21) 災害長期入院一時金共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の災害 長期入院一時金共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日 の災害長期入院一時金特約共済金額を限度として、支払事由③のアまたはイの条件 をみたした時の災害長期入院一時金特約共済金額により計算します。ただし、(18) の②の場合を除きます。
- (22) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、当会が認める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします。

携行品に損害が生じたとき

(23) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(23)	共済金のの文払いはっさ	いとめり です	0
共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
携行品損害共済金 (携行品損害特約)	共済の目的である場と、 一部であり、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である場と、 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の自然の目的である。 大学の目的である。 大学の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目の目的である。 大学の目の目のである。 大学の目のである。 大学の目のである。 大学の目のである。 大学の目のである。 大学の目のである。 大学の目のである。 大きないのでは、 大学の目のである。 大きないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 大学の目のである。 大きないのでは、 、 大きないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 、 大きないのでは、 はないのではないのでは、 、 はないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので	損ら、 (表) は、 (表) は、 (ま) は、 (も) は 、 (も) は も) は	○ でいずれかに該当したとき ① 災害死亡共済金および災害障害共済金の免責事由の①から②までのいずれかに該当したとき。この場合において、これらの規定中「共済金受取人」とあるのは「共済金を受け取るべき者」と読み替えます。 ② 共済契約者と生計を一にする親族の故意。ただし、被共済者の闘争行為または自殺行為。 (3) 被共済者の闘争行為または自殺行為。 (4) 差し押え、強制収用、強制使用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、場別または必難に必要な処置としてなされた場合は除きます。 (5) 保障の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被井済者またはごの要な処置としてなされた場合は除きます。 (5) 保障の対象のので、ただし、共済契約者、被井済者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見することができなかった場合は除きます。 (6) 保障の対象の関係。 掻き傷または塗装のはがれ等単な分親の損傷をあり保障の対象の標係。 保障の対象の類の損傷にあり保障の対象の機能に支障をきたさない損害 (8) 偶然な外来の事故に直接起因しない保障の対象の電気的事なまたは機械的事故。ただし、これらの事由により発生した火災による損害を除きます。 (6) 保障の対象の置き忘れまたは機構として他の保障の対象のである液体の流出。ただし、その結果として他の保障の対象に生じた損害については除きます。 (6) 保障の対象の置き忘れまたは紛失 (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱よのの他とれらに類似の事変または多数の者の集団の行り、平穏が書され、治安維持上重大な事態とらいます。) (6) 核燃料物質(においてもいます。) (6) 核燃料物質(においてもいます。) (6) 核原子核分裂生成物を含みます。以下同じです。) の放射性、爆発性その他の有害な特性 またはこれらの特性 (6) (6)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から⑭までの事由により発生した事故の
拡大 (事故の形態や規模等が大きくなること
をいい、延焼を含みます。)
⑯ 発生原因がいかなる場合でも、事故の⑪か
ら⑭までの事由による拡大(事故の形態や規
模等がこれらの事由により大きくなることを
いい、延焼を含みます。)
⑦ ①から⑭までの事由に伴う秩序の混乱

(24) 損害の額

損害の額は、つぎの①から⑦までにより算出した金額とします。

- 損害が生じた地および時における保障の対象の価額(以下「時価額」といいます。)
- ② 保障の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保障の対象を損害発生直前の 状態に復するに必要な修繕費を損害の額とし、価値の下落(格落損)は損害の額に 含みません。
- ③ 保障の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が 生じたときは、その損害が当該保障の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、①お よび②により損害の額を決定します。
- ④ ①から③までの規定により計算された額および以下の費用の合計額を損害の額とします。
 - ア 事故により生じた損害の発生または拡大の防止のため、自己の費用で必要な 措置を講じた費用のうち当会が必要であったと認めた費用
 - イ 被共済者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合の、その権利の保 全または行使について必要な手続のための費用
- ⑤ ①から④までの規定により計算された損害の額が、その損害の生じた保障の対象の時価額をごえるときは、当該時価額を指害の額とします。
- ⑥ ①から⑤までの規定にかかわらず、保障の対象が乗車券等の場合においては、当該乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故ののちに被共済者が支出した費用および共済契約者が負担した以下の費用の合計額を損害の額とします。
 - ア 事故により生じた損害の発生または拡大の防止のため、自己の費用で必要な 措置を講じた費用のうち当会が必要であったと認めた費用
 - イ 被共済者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合の、その権利の保 全または行使について必要な手続きのための費用
- ① ⑤および⑥の規定にかかわらず、保障の対象の 1 個、1 組または 1 対について 損害の額が10万円をこえるときは、当会は、そのものの損害の額を10万円としま す。ただし、保障の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保障の対象 の損害の額の合計が5万円をこえるときは、当会は、それらのものの損害の額を 5万円とします。

(25) 他の契約等がある場合

① 保障の対象について、事故により生じた損害を保障する他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき当該の他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額をこえるときは、当会は、つぎに規定する額を携行品損害共済金として支払います。

区分	支払共済金の額
ア 当該の他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき	当該の他の契約等がないものとして算出した 当会の支払責任額
イ 当該の他の契約等から共済金または保険金が支払われたとき	「損害の額」- 「当該の他の契約等から支払 われた共済金または保険金 の合計額」 ただし、当該の他の契約等がないものとして 算出した当会の支払責任額を限度とします。

② ①の損害の額は、それぞれの契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

10. がん保障プラス

死亡または重度の障害が残ったとき

(1) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

(1)	デバルのの文式の18 フェのこのう C 9 。				
共流金の種類	(本北東山)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)		
死亡共済金(基本契約)		基本契約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が、基本契約の発効日 (増額分については更新日) から 1 年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③ 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ② 共済契約者が、故意に被共済者を死亡させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)		
重度障害共済金(基本契約)	被共済者が基本契約の発効 日(増縮分については更新日) 以後に生じた傷害または発 病した疾病を原因として共 済期間中に重度障害になっ たとき ※ 死亡共済金と重度障害 共済金は重複して支払い ません。	基本契約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 被共済者が基本契約の発効日(増額分については更新日)から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき ② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)により重度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき(共済契約者と被共済者が同人である場合を除きます。) ⑤ 当会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき ⑥ 当会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金(当該死亡共済金を支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。)の支払請求を受けたとき		

がんと診断されたとき

62

(2) 共済金のお支払いについてはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
(がん診断特約)	被共済者が、がん診断特約の発効日から 起算して91日目以後の共済期間(共済 契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に別表第6「悪性新 生物の定義」に規定する悪性新生物(以 下「悪性新生物」といいます。)に生後は じめて罹患し、医師または歯科医師によ る病理組織学的所見(病理組織学的所見 が得られない場合は、その他の所見によ る診断確定を認めるときがあります。) により診断確定されたとき	がん診断特約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の 故意または重大な過失により生 じた疾病によるとき ② 被共済者の薬物依存によると きまたは薬物依存により生じた 疾病によるとき

被共済者が、がん診断特約の発効日から 起算して91日目以後の共済期間(共済 契約を更新した場合は、更新後の共済期間 防か 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人					
皮(か) 契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。) 中に別表第7「上皮内が発生物で発生では、現定する上皮内新生物(以下「上皮内新生物」といいます。) に罹患し、医師または歯科医師にたる高理組織学的所見(病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見による診断確定を認めるときがあります。)により診			被共済者が、がん診断特約の発効日から	がん診断特	つぎのいずれかに該当したとき
(次年) 作物 (水子) 中に別表第7「上皮内 が新生物の定義」に規定する上皮内新生物 (以下[上皮内新生物) といいます。)に罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見(病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見による診断確定を認めるときがあります。)により診		-	起算して91日目以後の共済期間(共済	約共済金額	① 共済契約者または被共済者の
(か) 内		皮	契約を更新した場合は、更新後の共済期	の10分の1	故意または重大な過失により生
たを認めることがめります。たより診		がぬ	間を含みます。) 中に別表第7「上皮内		じた疾病によるとき
たを認めることがめります。たより診		んな	新生物の定義」に規定する上皮内新生物		② 被共済者の薬物依存によると
たを認めることがめります。たより診		影物	(以下「上皮内新生物」といいます。)に罹		きまたは薬物依存により生じた
たを認めることがめります。たより診		料診	患し、医師または歯科医師による病理組		疾病によるとき
たを認めることがめります。たより診		約盟	織学的所見(病理組織学的所見が得られ		
たを認めることがめります。たより診		済	ない場合は、その他の所見による診断確		
断確定されたとき		金	定を認めるときがあります。) により診		
			断確定されたとき		

- (3) 悪性新生物診断共済金の支払いは、被共済者の一生涯にわたり 1 回限りです。
- (4) 被共済者が上皮内新生物診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に上皮内新生物診断共済金の支払事由に該当した場合には、 上皮内新生物診断共済金を支払いません。

がんで入院したとき

(5) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額 および 日数の限度	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
がん入院特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。) 中に、つぎの①と②のすべてをみたす入院をしたとき ① がん入院特約の発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的とする入院 ② 1日以上となる入院	がん入院特額 ※ 入院日数 日数は 無制限	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の 故意または重大な過失により生 じた疾病によるとき ② 被共済者の薬物依存によると きまたは薬物依存により生じた 疾病によるとき

- (6) 入院共済金の支払いにおける入院日数は、医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないと認定した場合には、入院した日からその認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。
- (7) 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があると当会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとみなします。
- (8) 被共済者の入院中につぎの①から③のいずれかの事由が発生した場合において、 それらの事由の発生時に連続している入院は、共済期間中の入院とみなします。
 - ① 「26. 共済契約の更新」(2)の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、その減額された部分に限ります。
 - ② 更新日において、被共済者が「26. 共済契約の更新」(3)の規定により更新できなかったとき。
 - ③ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が消滅したとき。
- (9) 被共済者が、がん入院共済金の支払事由に該当する入院(以下「当初の入院」といいます。)を開始したときに併発していた悪性新生物もしくは上皮内新生物または当初の入院の入院期間中に併発した悪性新生物もしくは上皮内新生物の治療を目的として、あらたにがん入院共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の原因(※)により連続して入院していたものとみなします。
- (10) 被共済者が、がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因(※)により入院した場合には、これらの入院は1回の入院とみなします。
- (11) がん入院特約の発効日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物または上皮内新生物を直接の原因とする入院であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日から起算して31日目以後の原因によるものとみなします。
- ※ (9)と(10)の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接で

あるか間接であるかを問わず、当会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた 場合を含みます。

がんで手術したとき

(12) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済金の	共済金を支払う場合	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
種類	(支払事由)		2021 1 0 1 WIII (30) (3.III)
がん手術共済金(がん手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に、がん手術特約の発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、つぎの①および②のすべてをみたす手術を受けたとき①病院または治療所において受けた手術②つぎのアまたはイのいずれかの種類に該当する手術ア公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術和の算定対象となる手術和の算定対象となる手術和のうち、医科診療報酬点数表により手術を含みます)。ただし、手術を受けた時報を含みます)。ただし、手術を受けた時報を含みます)。ただし、手術を受けた時報を含みます)。ただし、手術を受けた時間において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表または歯科診療報酬点とよるものとし、つぎの(a) 前の手術を除きます。(b) 皮膚切開術(c) デリードマン(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的整復活を表し、で、デリードマン(d) 骨、軟骨または関節の手観血的整復術、非視血的を復活を表した。方が表に対して、生体に切開、切断、結紮、摘除、野清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、養歯、または歯肉の処置にはうまが、持続、野清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、養歯、または歯肉の処置に対する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検索で消入に輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、原所的薬剤投与、放射線限射および温熱療活による診療行為は含みません。	がん手術特約 共済金額額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の放意またはで 共済者の放意またはで 疾病によりとき ② 被共済とるとき ② 被共るともまたは薬病 依存によるとき

- (13) 被共済者が、がん手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。なお、「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 1回の手術(手術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の手術が行われたとき。
 - ② 1日(同じ日)のうちに複数回の手術が行われたとき。
- (14) 被共済者が、がん手術共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当する手術を受けた場合であって、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。
- (15) がん特約の発効日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物または上皮内新生物を直接の原因とする手術であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日から起算して31日目以後の原因によるものとみなします。

がんで放射線治療を受けたとき

(16) 共済金のお支払いはつぎのとおりです。

共済 金の 種類	共済金を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を 支払わない場合(免責事由)
がん放射線治療共済金(がん手術特約)	被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、 更新後の共済期間を含みます。)中に、がん手術 特約の発効日から起算して31日目以後に発病 した悪性新生物または上皮内新生物の治療を直 接の目的として、つぎの①および②のすべてを みたす施術(以下「放射線治療」といいます。)を 受けたとき ① 病院または診療所において受けた施術 ② つぎのアまたはイのいずれかの種類に該当 する施術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報 酬点数表により放射線治療料の算定対象と なる放射線照射(「血液照射」を除きます。) または温熱療法による施術(歯科診療報酬 点数表により放射線治療料の資定対象となる放射線 照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術を含みます)。ただし、施術 を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表によいて効力を有する医科診療報酬点数表によいます。 ・ ただし医療にあいて効力を有する医科診療報酬点数表による施術を含みます)。ただし、施術 を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表による施術を含めます。	がん手術特約 共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者またはは 共済者の故意またはは 共済者の強により生じた 疾病によるとき ② 被共済者の薬たは によるときもまじた疾病 によるときもまじた疾病

- (17) 被共済者が、がん放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する放射線治療を2回以上受けた場合、がん放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、がん放射線治療共済金を支払いません。
- (18) 被共済者が、がん放射線治療共済金の「共済金を支払う場合(支払事由)」に規定する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。なお、「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - 1 回の施術(施術を開始してから終了するまでの一連の施術)の中で、複数種類の施術が行われたとき。
 - ② 1日(同じ日)のうちに複数回の施術が行われたとき。
- (19) がん特約の発効日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物または上皮内新生物を直接の原因とする施術であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日から起算して31日目以後の原因によるものとみなします。

11. 個人賠償プラス

個人賠償責任共済の「ご契約のしおり」をご参照ください。

12. 重度障害共済金をすでに支払っていた場合について

基本契約の発効日または更新日前に、当会がすでに重度障害共済金(当会が実施する他の事業規約による重度障害共済金または生活支援共済金を含みます。)を支払っていた場合で、その支払いの原因となった傷病または障害を原因として、共済事故が発生したときは、基本契約および特約の「共済金を支払う場合(支払事由)」に該当しても、共済金を支払いません。

13. 他の障害その他の影響がある場合

当会は、被共済者が不慮の事故等または交通事故により傷害をこうむり、共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、その影響がなかった場

合に相当する共済金の額を決定して支払います。

- ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
- ② 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
- ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もし くは共済金受取人が治療させなかったこと

14. タイプを変更したときの共済金のお支払い

ご加入のタイプを変更したことにより保障内容が変わる場合において、タイプ変更日をまたがって共済事由が発生した場合は、タイプ変更前のご契約内容とタイプ変更後のご契約内容に応じて共済金をお支払いします。なお、共済事由の原因がタイプの変更日より前である場合、共済金をお支払いできないことがあります。

第3章 共済金等のご請求

共済金受取人について

15. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)の規定にかかわらず、扶養者死亡特約(扶養者事故死亡特約および扶養者病気 死亡特約)における共済金受取人は被共済者となります。また、携行品損害特約にお ける共済金受取人は、被共済者となります。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑥の順序により、②から⑥までの中にあっては、それぞれの項目中の順序によります。
 - サ済契約者の配偶者(内縁関係にある人および同性パートナー(以下「内縁関係にある人等」)を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)
 - ※ 同性パートナー

戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある人をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。

- ※ 内縁関係にある人等
 - 「内縁関係にある人等」とは、生活実態をもとに当会が認めた人をいいます。
- ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、 父母、孫(こども保障タイプを除きます)、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫(こども保障タイプを除きます)、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫(こども保障タイプを除きます)、祖父 母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない

 、

 は済契約者の配偶者の子、父母、孫(こども保障タイプを除きます)、 祖父母および兄弟姉妹
- (4) (3)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
- (5) (1)および(3)の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、当会所定の書類により被共済者の同意および当会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。
 - ① (3)に規定する死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき
 - ② (3)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき
 - ③ 当会が認める金融機関等の債権保全のとき
 - ④ その他特に当会が認めるとき

- (6) (5)の規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、 その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同 一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- (7) (5)の書類が当会に到達し、当会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類が当会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。
- (8) (5)および(6)の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(3)に規定する順位および順序によります。

16. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。
- (2) 共済契約者は、当会所定の書類により当会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の直系血族
 - ③ 共済契約者の兄弟姉妹
 - ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3 親等内の親族
- (3) 当会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

共済金等のご請求について

17. 事故発生のときの通知義務

被共済者について、不慮の事故等または交通事故による共済金の支払事由が発生したことを知った時は、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度を当会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、当会は共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

18. 携行品損害共済金のご請求について(傷害タイプ、傷害ダブルタイプ)

(1) 事故発生のときの義務

保障の対象について、携行品損害共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人は、つぎの①から⑥までの事項 を行わなければなりません。

- ① 損害の発生または拡大の防止につとめること。
- ② つぎの事項を遅滞なく、当会に通知すること。この場合において、当会が書面による通知を求めたときはこれに応じなければなりません。
 - ア 損害発生の日時
 - イ 損害発生の場所
 - ウ 損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その人の住所および氏名
- ③ 第三者に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の 求償を含みます。以下(1)、(2)において同じです。)をすることができる場合には、 その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく、 当会に通知すること。
- ⑤ 事故により生じた損害を保障する他の契約等の有無および内容(すでに当該の

他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。)について遅滞なく、当会に通知すること。

- ⑥ ①から⑤のほか、当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、または当会が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 当会は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、つぎの①から③までの金額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① (1)の○に違反したときは、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1) の②、④、⑤および⑥の規定に違反したときは、それにより当会がこうむった 損害の額
 - ③ (1)の③に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額
- (3) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、(1)の②または⑥の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会は、それにより当会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(4) 被害物の検査等

当会は、共済金の支払いに際し、事実の確認のため必要がある場合には、損害をこうむった物を検査し、類別しまたは一時他に移転することができます。

(5) 盗難品発見後の通知義務

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人は、盗難等にかかる携行品を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

(6) 残存物および盗難品の権利の帰属

- 当会は、当会が保障の対象の残存物を取得する旨の意思表示をして共済金を支払ったときは、保障の対象の残存物の所有権その他の物権を取得します。
- ② 当会は、①の共済金を支払った場合には、当会が支払った額の損害の額に対する 割合に応じて、保障の対象について被共済者が有する所有権その他の物権を取得 します。
- ③ 盗難等にかかる保障の対象について、当会が共済金を支払う前にその保障の対象が回収されたときは、その回収物である保障の対象について盗難等の損害は生じなかったものとします。
- ④ ③の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとします。また、払戻期間内に回収された場合であっても、その払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- ⑤ 当会は、盗難等にかかる保障の対象について、携行品損害共済金を支払った場合、 当会が支払った額の損害の額に対する割合に応じて、保障の対象について被共済 者が有する所有権その他の物権を取得します。
- ⑥ 当会が、携行品損害共済金を支払った後に、その盗難等にかかる保障の対象が発見されたときは、被共済者は、支払いを受けた携行品損害特約共済金を当会に支払って、その保障の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- ⑦ ③または⑥に規定する場合においても、被共済者は、回収されるまでの間に生じた保障の対象の損傷または汚損の損害に対して共済金を請求することができます。 この場合において、当会が共済金を支払うべき損害の額は「9. 傷害タイプ・傷害ダブルタイプ」の(24)の規定により決定します。

(7) 代位

68

① 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、移転するのはつぎのアまたはイのいずれかの額を限度とします。

ア 当会が損害の額の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額

イ ア以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- ② ①のイの場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- ③ 共済契約者および被共済者は、当会が取得する①または②の債権の保全および 行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなけれ ばなりません。この場合において、当会に協力するために必要な費用は、当会の負 担とします。
- ④ 当会は、加害者に対する損害賠償請求権の放棄またはその他の人への債権の譲渡等により、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が当会の権利を害した場合には、それにより当会に生じた損害の賠償を共済契約者に請求することができます。

19. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第12「各共済金請求の提出書類」に規定する請求書類を当会に提出して、共済金を請求してください。
- (2) 当会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または 共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、当会の指定する医師または歯科 医師の診断を求めることができます。
- (3) 当会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべて当会に到着した 日の翌日以後10営業日以内に、当会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支 払います。

ただし、つぎの①または②のいずれかに該当する場合、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他当会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下「必要な調査」といいます。)を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

- ① 携行品損害共済金の請求を受けたとき。
- ② 必要な調査を要する場合において、当会に提出された書類だけではその確認ができないとき。
- (4) (3)の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から®のいずれかに該当するときには、その旨を当会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後、①から®に規定する期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払います。

,	妖に欧当することは、このフラ散及の新聞/IC/// 加速でパ// 加支収/IC文はいのす。			
1	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害 の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日		
2	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結 果について照会を行う必要があるとき			
3	当会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	90日		
4	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、 身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会 を行う必要があるとき	120日		
(5)	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他の法令にもとづ く照会が必要なとき			
6	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について 照会を行う必要があるとき	180日		
7	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を 行う必要があるとき			
8	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360⊟		

(5) 当会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、

また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

- サ済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)。
- ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または 歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき(必要な協力を行わなかっ た場合を含みます。)。
- (6) 当会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金(以下「返 戻金」と「契約者割りもどし金」をあわせて「諸返戻金等」といいます。)の請求の原因 となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべて当会に到着した日のいずれ か遅い日の翌日以後30日以内に、当会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

20. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

- (1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第12「各共済金請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。
 - ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき。
 - ② 治療上の都合により、当会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
 - ③ その他①および②に準じる状態であると当会が認めたとき。
- (2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において「16. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。
- (3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第12「各共済金請求の提出書類」に規定する書類を提出して、当会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。
 - 指定代理請求人が共済金等請求時に「16.指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。
 - ② 指定代理請求人が指定されていないとき(指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)。
 - ③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき(なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。)。
- (4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。
 - ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
 - ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を 一にする共済契約者の3親等内の親族
- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。
 - サ済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を 生じさせたとき。
 - ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) 当会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求 人に支払った場合には、その後重複して当該共済金の請求を受けても、共済金等を支 払いません。

第4章 ご契約に際して

共済契約者および被共済者

21. 共済契約者の範囲

共済契約者は、当会の会員である組合の組合員でなければなりません。

22. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済 契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。
 - ① 共済契約者本人
 - ② 共済契約者の配偶者
 - ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母(父母には継父母を含みます。以下、この項目において同じです。なお、こども保障タイプを除きます。)、孫(シニア総合保障タイプ、シニア総合保障70歳タイプ、シニア総合保障80歳タイプ、シニア医療保障タイプおよびシニア医療保障70歳タイプを除きます。)、兄弟姉妹および子の配偶者
 - ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母(こども保障タイプを除きます。)、孫(シニア総合保障タイプ、シニア総合保障70歳タイプ、シニア総合保障80歳タイプ、シニア医療保障タイプおよびシニア医療保障70歳タイプを除きます。)、兄弟姉妹および子の配偶者
- (2) (1)に規定する被共済者となることができるのは、共済契約の発効日または更新日現在の年齢が、別表第11「共済契約の種類」に規定する年齢の範囲内の人とします。
- (3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。
 - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざ師その他これらに類する職業
 - ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
 - ③ その他当会が指定する職業

共済契約の申込みおよびクーリングオフ

23. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、当会に提出してください。
 - ① 共済契約の種類
 - ② 共済掛金額
 - ③ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - 4) 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - ⑤ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - ⑥ 申込日
 - ⑦ 不慮の事故等による身体の傷害を保障する他の契約または特約の有無(傷害ダブルタイプ、傷害タイプ、傷害ダブル60歳タイプ、傷害60歳タイプのみ)
 - ⑧ その他当会が必要と認めた事項
- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に関係のある重要な事項のうち、当会が書面で行う被共済者の健康に関して告知を求めた事項(以下「質問事項」といいます。)について、当会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、当会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) 当会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、 当会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を 共済契約申込者に通知します。当会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共 済契約証書の交付により行います。
- (5) 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」といいます。)は、インターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、 共済契約の更新および共済契約の保全(インターネット特則における「6.共済契約

の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続をすることができます(以下「インターネット扱」といいます。)。ただし、こども保障タイプについては、共済契約の保全のみ手続をすることができます。

- (6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」といいます。) を、共済契約申込みの日から1か月以内に、当会に払い込まなければなりません。
- (7) 当会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、当会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
 - ① 当会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - ② ①の規定にかかわらず、当会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を 受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌 日
 - ③ 当会が特に認める場合であり、かつ、初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- (8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。
- (9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までに当会に払い込まなければなりません。
- (10) 当会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。
- (11) 当会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

24. クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等)

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項 および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、当会に提出しなければな りません。
 - ① 共済契約の種類
 - ② 申込日
 - ③ 共済契約者等の氏名および住所
 - ④ 被共済者の氏名
- (3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、当会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

共済期間、共済契約の更新

25. 共済期間

- (1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とします。ただし、当会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または3か月以上1年未満とすることができます。
- (2) (1)のただし書きにいう「1年をこえ15か月未満または3か月以上1年未満」の 共済契約については、つぎのように規定します。
 - ① 3か月以上1年未満の共済契約を「短期契約」といいます。
 - ② 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」といいます。
 - ※ 共済期間の途中で共済契約の種類を追加して契約された場合、すでに契約されている共済期間に共済契約の満了日を統一するため、追加して契約された共済契約の種類について短期契約または長期契約の扱いとさせていただく場合があります。
- (3) 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の 満了する日の属する月の末日まで延長します。
 - ※ 発効日が月の1日でない共済契約については、加入された最初の年の共済期間を契約の満了する日の属する月の末日まで延長します。したがって、更新契約の発効日は月の1日となります。その結果、更新契約の発効日については、ご加入のする。

べての共済契約の種類について、月の1日となります。

26. 共済契約の更新

- (1) 当会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済 契約を更新しない意思の表示または共済契約の種類の変更の申し出がされない場合 には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日(この日を「更新日」 とします。)に更新します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会は、更新日における被共済者の年齢および満了する 共済契約の種類により、それぞれに規定する更新後の共済契約の種類への変更を行い、 共済契約を更新します。
 - (満了する共済契約の種類とその更新先については、「3. しくみと特長」の[保障額およびご契約の更新について]をご参照ください。)
- (3) (1)の規定にかかわらず、更新日において、被共済者が、「22. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外である場合には共済契約の更新はできません。ただし、「22. 被共済者の範囲」(3)の職業に従事している場合で、満了する共済契約と同一内容で更新する場合を除きます。
- (4) (1)の規定にかかわらず、共済制度の目的に照らして、当会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときには、当会は、共済契約の更新を拒むことができます。
 - ① 被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき。
 - ② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然 としない事故を繰り返しているとき。
 - ③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返していると き。
 - ④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ⑤ その他、当会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。
- (5) (1) および(2) の規定にかかわらず、当会は、規約および細則の改正があったときには、 更新日における改正後の規約および細則による内容で、共済契約を更新します。
- (6) 共済契約者が、更新時において共済契約の種類の変更の申し出をする場合には、共 済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押 印のうえ、共済契約が満了する日までに当会に提出しなければなりません。
 - ① 共済契約の種類
 - ② 共済掛金額
 - ③ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (4) 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - ⑤ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - ⑥ 申込日
 - ⑦ 不慮の事故等による身体の傷害を保障する他の契約または特約の有無(傷害ダブルタイプ、傷害タイプ、傷害ダブル60歳タイプ、傷害60歳タイプのみ)
 - ⑧ その他当会が必要と認めた事項
- (7) (6)の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、当会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (8) 共済契約者は、(6)および(7)に規定するもののほか、当会が指定する書類を提出しなければなりません。
- (9) 当会は、(6)の申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、 変更の申し出はなかったものとみなします。
- (10) (1)から(9)までの規定にもとづき、当会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といいます。
- (11) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、当会に払い込まなければなりません。 ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から 1 か月間の払込猶予 期間を設けます。
- (12) (11)の規定にかかわらず、掛金口座振替特則を付帯した場合には、更新契約の初回

掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができます。

- (13) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、当会が認める場合には、当会は、(11)および(12)に規定する払 込猶予期間を延長することができます。
- (14) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。
 - ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - ② (11)から(13)までに規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。
- (15) 当会は、(1)から(13)までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、 共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(3)または(4)により 更新ができない場合および(9)にもとづき当会が共済契約の変更を承諾しない場合 には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

第5章 ご契約後について

共済掛金の払込み

27. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払とします。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間(以下「共済掛金期間」といいます。)に対応する共済掛金とします。
- (4) 当会は、(2)の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方 法別応当日の前日の属する月の末日(以下「払込期日」といいます。)までとすること ができます。
- (5) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、当会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。
- (6) 「39. 共済契約の消滅」(2)において介護・重度障害支援特約が消滅しない場合でも、 当該特約の共済掛金は、基本特約が消滅した日を含む共済掛金期間の次回以後の払 い込みを要しません。

28. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、当会の事務所または当会の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金を当会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替扱」といいます。)ができます。
- (3) 共済契約者等は、クレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の 初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)を 通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード(以下「クレジットカード」といい ます。)により、払い込むこと(以下「クレジットカード扱」といいます。)ができます。

共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効

29. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) 当会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、掛金口座振替特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間となります。
- (3) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、当会が認める場合には、当会は、(1)および(2)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

30. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、当会はその旨を共済契約者に通知します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

31. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) 当会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと(以下「共済金の差額支払い」といいます。)ができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、当会は、共済金を支払いません。

共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅

32. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) 当会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済 契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済 契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済 者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

33. 共済金の不法取得目的による無効

当会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

34. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。
 - ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
 - ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において「22. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - ③ 被共済者が共済契約の発効日または更新日において別表第11「共済契約の種類」 に規定する共済契約についての制限に反したときは、その制限に反した共済契約 の種類
 - ④ 基本契約または特約の共済金額が、「3.しくみと特長」における<事業規約ごとの基本契約および特約の共済金額の最高限度額>に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約の種類
 - ⑤ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
 - ⑥ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
 - ⑦ 被共済者 1 人につき、同じ共済契約の種類の共済契約が複数締結されていたときは、そのこえた部分の共済契約の種類
- (2) 当会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) 当会は、(1)の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

35. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- (2) 解約する場合には、当会所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、署名押印のうえ、当会に提出してください。

(3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面が当会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

36. 重大事由による共済契約の解除

- (1) 当会は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
 - ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺 行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者、被共済者、被共済者と生計を一にする被共済者の法定監督義務者である親族または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはそ の法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との 重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを 問わないものとします。)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する 状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、当会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、当会は、(1)の①から⑤に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金(死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。)を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

37. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約の種類を変更して更新(「26. 共済契約の更新」(6)から(9)までの規定による更新)した当時(以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。)、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、当会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができません。
 - ① 共済契約締結時において、当会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - ② 当会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人(当会のために共済 契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。) が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日または更新日から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じていたことにより、

- 共済金が支払われないときを除きます。なお、ここでいう更新日とは、共済契約者からの申し出により共済契約の種類を変更して更新した場合の更新日をいいます。
- ⑤ 当会が解除の原因を知ったときから解除権を 1 か月間行使しなかったとき。
- ⑥ 共済契約締結時から5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、当会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の決済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

38. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約(その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目ならびに「41. 返戻金の払戻し」において同じです。)を解除することを求めることができます。
 - ① 共済契約者または共済金受取人に、「36. 重大事由による共済契約の解除」(1)の ①または②のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ② 共済契約者または共済金受取人が、「36. 重大事由による共済契約の解除」(1)の ③に該当するとき。
 - ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他当会が定める事由により、 この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった とき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1) に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除 請求に応じないときは、当会の定める方法により、当会に対し共済契約を解除することを求めることができます。
- (4) 当会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、当会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

39. 共済契約の消滅

(1) 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

- (2) 介護・重度障害支援特約の消滅
 - (1)の規定にかかわらず、総合保障タイプの「介護・重度障害支援共済金」(「4.総合保障タイプ」をご参照ください。)の支払事由に規定する重度障害共済金が支払われ、かつ、「介護・重度障害支援共済金」の免責事由に該当しない場合には、介護・重度障害支援特約は消滅しません。

介護・重度障害支援特約は、つぎの①または②のいずれかに該当した場合に消滅します。

① 被共済者が重度障害となった日から起算して6か月後の応当日(以下「基準日」といいます。)前に死亡した場合には、そのとき。

② 介護・重度障害支援共済金を支払った場合には、基準日。

40. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

当会は、「32. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

41. 返戻金の払戻し

- (1) 当会は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過 共済期間(1か月にみたない端数日を切り捨てます。以下、(2)において同じです。)に 対する返戻金を共済契約者に払い戻します。
 - ① 「35. 共済契約の解約」「36. 重大事由による共済契約の解除」「37. 告知義務違 反による共済契約の解除」または「38. 被共済者による共済契約の解除請求」の規 定により共済契約が解約または解除されたとき。
 - ② 「39. 共済契約の消滅」(1)の規定により共済契約が消滅し、かつ、死亡共済金(傷害タイプ・傷害ダブルタイプにおいては災害死亡共済金)の免責事由に該当し死亡 共済金が支払われなかったとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、死亡共済金または 重度障害共済金(傷害タイプ・傷害ダブルタイプにおいては災害死亡共済金または災 害重度障害共済金)が支払われたときには、当会は、当該共済契約の未経過共済期間 に対する返戻金を共済契約者に払い戻しません。

42. 消滅の場合の未払込共済掛金の精算

「39. 共済契約の消滅」(1)の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

共済契約の変更

43. 共済契約者の変更(共済契約による権利義務の承継)

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が「22. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。
- (2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者が当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合(被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。)には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意および当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意および当会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。
- (6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、当会が相続人の 1 人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。
- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。
- (8) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、当会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

44. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なく当会の定める書式

により、その旨を当会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

45. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が「22. 被共済者の範囲」(1)の②から ④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なく当会に通知してください。

規約・細則の変更

46. 規約および細則の変更

- (1) 当会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の 事情により、契約内容とする規約および細則を変更する必要が生じた場合等には、民 法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、 支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。ただし、 当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないも のに限ります。
- (2) (1)の場合には、当会は、規約および細則を変更する旨および変更後の内容ならび に効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知します。

47. 身体障害等級別支払割合表の変更

- (1) 別表第 1 「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第 1 「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。) 中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事放発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、当会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

48. 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の変更

当会は、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術または放射線治療料が算定される施術の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が手術特約、がん手術特約および新手術特約(以下、「手術特約等」といいます。)の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、手術特約等の支払事由を変更することができます。ただし、この場合には、当会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

その他ご契約に関する事項について

49. 複数契約の禁止

共済契約は、別表第11「共済契約の種類」に規定する共済契約の種類ごとに締結し、被 共済者1人につき締結することのできる共済契約は、共済契約の種類ごとに1つとします。

50. 他の契約等に関する通知義務

【傷害ダブルタイプ、傷害タイプ、傷害ダブル60歳タイプおよび傷害60歳タイプに適用】 共済契約者または被共済者は、共済契約締結ののちにおいて、不慮の事故等による身体の傷害を保障する他の契約または特約を締結するとき、または他の契約または特約があることを知った場合には遅滞なく、書面によりその旨を当会に通知しなければなりません。

51. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、 1 年未満の端数については切り捨てます。

52. 期間の計算

- (1) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この「ご契約のしおり」において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

53. 生年月日および性別の誤りの取扱い

- (1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が「22. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、当会は、共済契約者から提出された当会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済契約の種類を訂正することができます。この場合、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。
- (2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、共済契約者から提出された当会所定の書類に記入された正しい性別に訂正します。

54. 時効

共済金および諸返戻金等を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

55. 事業の休止または廃止

当会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

56. 戦争その他の非常な出来事および天災の場合

- (1) 当会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約(携行品損害特約を除きます。) にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。
- (2) (1)に規定するもののほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、不 慮の事故等または交通事故による所定の共済金を支払うことができない場合には、 当会は、総会の議決を経て所定の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減を することができます。

57. 生死不明の場合

- (1) 当会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、 被共済者が死亡したものとみなし、当会が認めた日において被共済者が死亡したも のとして取り扱います。
 - ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
 - ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、 危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、当会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、 死亡共済金、災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合 30日 イ 船舶の危難の場合 3か月 ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

- (2) (1)の規定により、当会が死亡共済金、災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金を当会に返還しなければなりません。
- (3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金、災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、当会に提出してください。

58. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、当会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

税金について

この取扱いは、平成26年1月現在施行中の税法にもとづくもので、今後、税法の改正により取扱いが変更されることがあります。個別の取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

59. 共済掛金の保険料控除について

(1) 共済掛金の生命保険料控除について

共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた 契約について、発行します。生命保険料控除の対象となる契約は、次のとおりとなり ますので、ご注意ください。

○生命保険料控除の対象となる契約

納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が本人または配偶者(※)その他の親族である契約。

※内縁関係にある人等は、対象となりません。

○生命保険料控除の対象となる共済掛金

1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割り戻し金を差し引いた額(正味払込共済掛金額)

(注) 傷害タイプ、傷害ダブルタイプ、傷害60歳タイプ、傷害ダブル60歳タイプ、 個人賠償プラスは控除の対象となりません。

(2) 生命保険料控除の分類

基本契約・特約それぞれの保障内容に応じて次のとおり適用する保険料控除を判定します。

一般生命保険料 控除	生存または死亡に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金
介護医療保険料 控除	入院や手術等に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金
生命保険料 控除対象外	身体の傷害のみに起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金

(3) 控除額について

① 所得税の生命保険料控除額

	正味払込共済掛金額	控除額	
20,00		正味払込共済掛金額と同額	
20,00	0円を超え40,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2)+10,000円	
40,00	0円を超え80,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4)+20,000円	
80,00	0円を超える場合	一律40,000円	

② 住民税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額	
12,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額	
12,000円を超え32,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2)+6,000円	
32,000円を超え56,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4)+14,000円	
56,000円を超える場合	一律28,000円	

(4) 生命保険料控除の手続き

控除をお受けになるには申告が必要です。当会より「証明書」(生命保険料控除対象 共済掛金証明書)を発行しますので、次の要領で申告してください。

なお、控除に必要な証明書は毎年10月頃に発行します。

○給与所得者の場合

毎年の年末調整に間に合うよう「保険料控除申告書」に「証明書」を添付して勤務

先に提出してください。

○申告納税者の場合

事業所得者などの申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に控除対象額を記入し、「証明書」を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

<ご注意> その年の正味払込共済掛金額が1契約で9,000円(法令改正で変更される場合があります)を超える場合は「証明書」が必要です。

60. 共済金の税法上の取扱い

(1) 共済金と税金について

共済金にかかる税金は、共済契約者、被共済者、受取人の関係によって異なります。 下表は共済契約者=共済掛金負担者の場合です。

13(6)人(万人)(11) 人(万) 亚英江自己) 物自己 9 6						
共済金	契約内容	契約例			課せられる税金	
六月立	类剂内谷	共済契約者	被共済者	受取人		
	共済契約者と被共済者	夫	夫	妻	相続税	
	が同一の場合	夫	夫	子		
死亡共済金	受取人が共済契約者自 身の場合 共済契約者、被共済者、 受取人がそれぞれ異な	夫	妻	夫		
がし六月並		夫	子	夫	M14版(一时M14)	
		夫	妻	子	贈与税	
	る場合	夫	子	妻	暗一枕	
その他の共済金は課税されません。(注)						

(注)共済金の受取人が被共済者、被共済者の配偶者もしくは直系血族または生計を 一にするその他の親族であるときは非課税になります。

(2) 死亡共済金の非課税扱いについて

共済契約者と被共済者が同一で、死亡共済金受取人がその共済契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡共済金(契約が2件以上ある場合は合計します)について相続税法トつぎの範囲で非課税扱いを受けることができます。

《死亡共済金の非課税限度額》 500万円×法定相続人の数

割りもどし金について

61. 契約者割りもどし金

当会は、別に定める基準により、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

- (1) 当該事業年度末に有効な共済契約
- (2) 当該事業年度中に共済期間を満了した契約のうち、当該事業年度末に有効な契約 に更新した共済契約

Ⅱ 特則

第1章 掛金口座振替特則

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、当会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座から当会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 本則」における「23. 共済契約の申込みと成立」(6)の規定にかかわらず、当会が初回掛金をはじめて指定 口座から当会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額 を当会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指 定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかった ものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 本則」における「27.共済掛金の払込み」(2)および(4)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中の当会の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から共済掛金相当額を当会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約(当会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、当会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、当会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の 払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額を当会または当会の指定 した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨を当会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじ

- めその旨を当会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に 変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会は、その 旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関 等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

当会または取扱金融機関等の事情により、当会は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、当会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第2章 クレジットカード払特則

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、 当会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

3. 共済掛金の受領

- (1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、当会が、カード会社へ 当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し(以下「有 効性等の確認」といいます。)、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承 諾した日を当会が初回掛金を受け取った日とみなします。
- (2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、 当会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8 営業日以内に当会に「23. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該 共済契約について申込みがなかったものとします。
- (3) 当会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
 - ① 当会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
 - ② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- (4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3.共済掛金の受領」(1)において、当会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払戻しが生じる場合には、当会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻します。

第3章 インターネット特則

1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全を実施する場合に適用します。

ただし、こども保障タイプは共済契約の保全のみの実施となります。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、当会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、当会が定める基準をみたさなければなりません。

3. 電磁的方法による共済契約の申込み

- (1) 共済契約申込者は、電磁的方法により共済契約の申込み手続きを行うことができます。
- (2) (1)に規定する共済契約の申込み手続きは、つぎの①から③のとおりです。
 - ① 共済契約申込者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面(以下「契約情報画面等」といいます。)に「I 本則」における「23. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する事項を入力し、当会に送信します。
 - ② 共済契約申込者または被共済者になる人は、契約情報画面等に当会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、当会に送信します。
 - ③ 当会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知します。

4. 電磁的方法による共済契約申込みの諾否

- (1) 当会は、「3.電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知します。
- (2) 当会が「3.電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込み を承諾した場合には、契約情報画面等に共済契約証書に記載する事項を入力し、共済 契約申込者に送信します。

5. 電磁的方法による共済契約の更新

- (1) 共済契約者は、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続きを行うことができます。
- (2) (1)に規定する共済契約の変更手続は、つぎの①から③までのとおりです。
 - ① 共済契約者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に I 本則」における「26. 共済契約の更新」(6)に規定する事項を入力し、当会 に送信します。
 - ② 共済契約者または被共済者は、契約情報画面等に当会が提示した質問事項に事 実を正確に入力し、当会に送信します。
 - ③ 当会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があったものとみなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
- (3) 当会は、(2)の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済 契約者に通知します。
- (4) 当会が(2)の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に 共済契約証書に記載する事項を入力し、共済契約者に送信します。

6. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、当会所定の書類または当会が定める 書式に代えて、電磁的方法により当会に通知することができます。
 - ① 「I 本則」における「44. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定め

る住所の変更

- ② 掛金口座振替特則における「5.指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
- ③ その他当会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続きは、つぎの①および②のとおりです。
 - ① 共済契約者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1) の①から③までに規定する通知事項を入力し、当会に送信します。
 - ② 当会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものと みなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

7. 雷磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続きについて、必要な 事項は、別に定める基準によります。

8. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の 保全の手続きを使用することが「I 本則」による共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続きと重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

9. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申 込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続きを終了したとき。
- ② 電磁的方法が不可能なとき。

第4章 移行特則

1. 移行特則の適用

- (1) この特則は、すでに締結されている当会の実施するこども定期生命共済事業規約 または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職 により共済契約を同一の内容で継続することができない場合などに、この規約により被共済者を同一人とする共済契約を締結するとき(以下「移行」といいます。)に適用します。
- (2) この特則において、(1)のこども定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」といいます。

2. 移行特則の締結

86

- (1) この特則は、つぎの①から⑤のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者の同意および当会の承諾を得て、付帯することができます。
 - ① こども定期生命共済事業規約にもとづくこども保障タイプ、キッズタイプまたはキッズワイドタイプの共済契約が、共済期間の満了日の翌日において18歳となり終了するとき。
 - ② 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約(以下「団体生命共済契約」といいます。)の共済期間中に共済契約者が退職したとき。
 - ③ 団体生命共済契約において、団体の共済契約者の人数が減少することにより、共済契約が解除されたとき。
 - ④ 団体生命共済契約の被共済者(ただし、共済契約者と生計を一にする共済契約者 の子または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者の子に限ります。)の 年齢が、同事業規約で定める被共済者の範囲外となったとき。
 - ⑤ その他、当会が定める事由によるとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、特則の締結はできません。

- ① 被共済者が、「I 本則」における「22.被共済者の範囲」に規定する被共済者の 範囲外となっているとき。
- ② 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。ただし、(1)の①の場合を除きます。
- ③ 移行後契約となる共済契約と同じ種類の共済契約をすでに締結しているとき。

3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み

- (1) この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、 被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が「2.移行特則の締結」(1)のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければなりません。なお、この場合には、共済契約申込者または被共済者になる人は、質問事項の回答を要しません。
- (2) 共済契約者が(1)に規定する申込みをしない場合であっても、「2.移行特則の締結」 (1)の①に該当し、当会が認める場合には、共済契約者から(1)の申込みがあったもの とみなすことができます。

4. 移行後契約の発効日

- (1) 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会が認めた場合には、移行後契約の発効日を当会が定める日とすることができます。

5. 移行後契約の共済契約の種類

この特則により移行することのできる移行後契約の共済契約の種類は、移行前契約の 特約の種類、共済金額および移行後契約の発効日時点の年齢等に応じて決定されるもの とし、別に定める基準によります。

6. 移行後契約の共済金の支払い

- (1) この特則を付帯した共済契約の基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効 日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に 重度障害となった場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日をこの特 則を付帯した共済契約の基本契約の発効日または更新日として取り扱います。
- (2) この特則を付帯した共済契約の基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効 日から1年以内に自殺または自殺行為を行った場合には、移行前契約の基本契約の 発効日または更新日から1年以内をこの特則を付帯した共済契約の基本契約の発 効日または更新日から1年以内として取り扱います。
- (3) この特則を付帯した共済契約の災害特約において、被共済者が、移行前契約の共済 期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に死 亡し、または身体障害の状態となった場合には、その死亡または身体障害は、移行後 契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因とした死亡または身体障害 (災害死亡特約から災害特約に移行した場合においては、重度障害に相当する身体障 害に限ります。)とみなします。
- (4) この特則を付帯した共済契約の災害入院特約、災害入院時諸費用サポート特約または災害通院特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始または通院をした場合には、その入院または通院は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした入院または通院とみなします。
- (5) この特則を付帯した共済契約の交通災害死亡・後遺障害特約または交通災害死亡 特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原 因として、移行後契約の共済期間中に死亡し、または身体障害の状態となった場合には、 その死亡または身体障害は、移行後契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の 原因とした死亡または身体障害とみなします。
- (6) この特則を付帯した共済契約の交通災害入院特約または交通災害通院特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始または通院をした場合には、その入院または通院は、移行後契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とした入院または通院とみなします。

87

- (7) この特則を付帯した共済契約の病気入院特約または病気入院時諸費用サポート特約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合には、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約または医療保障特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の病気入院特約または病気入院時諸費用サポート特約の発効日または更新日として取り扱います。
- (8) この特則を付帯した共済契約の手術特約において、被共済者が、移行前契約の共済 期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に手術 または放射線治療を受けた場合には、その手術または放射線治療は、移行後契約の共 済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした手術または放射線治療とみなし ます。また、移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故または不慮の事故以外 の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に手術または放射線治療を受 けた場合には、移行前契約の手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日また は更新日をこの特則を付帯した共済契約の手術特約の発効日または更新日として取 り扱います。
- (9) この特則を付帯した共済契約の新手術特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に手術または放射線治療を受けた場合には、その手術または放射線治療は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした手術または放射線治療とみなします。また、移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故または広射線治療を受けた場合には、移行後契約の手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の新手術特約の発効日または更新日として取り扱います。
- (10) この特則を付帯した共済契約の病気入院特約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始した場合には、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約または医療保障特約の発効日または更新日から1年以内をこの特則を付帯した共済契約の発効日または更新日から1年以内として取り扱います。
- (11) この特則を付帯した共済契約の介護・重度障害支援特約において、被共済者が、移 行後契約の発効日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約 の共済期間中に重度障害となった場合には、移行前契約の介護支援特約または重度 障害支援特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の介護・重度障 害支援特約の発効日または更新日として取り扱います。
- (12) この特則を付帯した共済契約の手術特約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として手術または放射線治療を受けた場合には、移行前契約の手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日または更新日から1年以内をこの特則を付帯した共済契約の発効日または更新日から1年以内として取り扱います。
- (13) 移行前契約がこども定期生命共済事業規約にもとづくこども保障タイプ、キッズタイプまたはキッズワイドタイプであり、かつ、移行前契約の共済期間中に不慮の事故が発生していた場合には、災害通院共済金の支払事由の規定中、「180日以内に通算して14日以上となる通院」は適用せず、「180日以内に行われた通院」に対して共済金を支払います。
- (14) 「3.移行特則を付帯した共済契約の申込み」(2)の規定によりこの特則を付帯した共済契約の先進医療特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、その先進医療による療養は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした先進医療による療養とみなします。
 - また、「3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み」(2)の規定によりこの特則を付帯した共済契約の先進医療特約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、移行前契約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の先進医療特約の発効日または更新日として取り扱います。
- (15) (1)から(14)までの規定にかかわらず、当会は、移行前契約で共済金が支払われる

88

- 場合には、移行後契約からは共済金を支払いません。
- (16) (3)、(4)および(5)の場合において、不慮の事故等、不慮の事故または交通事故が発生した時点の共済金額と移行後契約の共済金額(入院の場合であって、移行後契約が災害入院時諸費用サポート特約を付帯した共済契約の場合には、移行後契約の災害入院特約共済金額および災害入院時諸費用サポート特約共済金額の合計額。以下、この項目において同じです。)が異なるときには、共済金の支払額は、不慮の事故等、不慮の事故もしくは交通事故が発生した時点の共済金額または移行後契約の共済金額のいずれかいさい金額により計算します。
- (17) (1)、(2)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)および(12)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の基本契約、病気入院特約、手術特約、新病気入院特約、新手術特約、医療保障特約、介護支援特約または重度障害支援特約の共済金額に相当する部分ならびに手術の範囲にのみ適用します。また、移行後契約が病気入院時諸費用サポート特約を付帯した共済契約の場合には、(7)の規定は、移行後契約の病気入院特別共済金額および病気入院時諸費用サポート特約共済金額の合計額のうち、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約または医療保障特約の共済金額に相当する部分にのみ適用します。

7. 移行後契約の通算限度

- (1) 移行前契約において当会が災害入院共済金、新災害入院共済金、傷害入院共済金、病気入院共済金、新病気入院共済金または疾病入院共済金を支払っていた場合には、その入院日数を、「災害入院共済金」「交通災害入院共済金」、「災害入院時諸費用サポート共済金」、「病気入院共済金」および「病気入院時諸費用サポート共済金」の共済金を支払う場合の入院日数の限度に算入します。
- (2) 団体生命共済契約からこども保障タイプへ移行した場合には、(1)の場合において、または「6.移行後契約の共済金の支払い」の(4)および(7)の規定により、移行後契約で支払う入院日数は、「災害入院共済金」、「災害入院時諸費用サポート共済金」、「病気入院共済金」および「病気入院時諸費用サポート共済金」の規定にかかわらず、180日を限度とします。
- (3) 同一の不慮の事故等により、移行前契約において、当会が障害共済金または災害障害共済金を支払っていた場合には、その支払額を移行後契約の災害特約共済金額の限度に算入します。
- (4) 同一の交通事故により、移行前契約において、当会が交通災害障害共済金を支払っていた場合には、その支払額を移行後契約の交通災害死亡・後遺障害特約共済金額の限度に算入します。

8. 移行後契約における死亡共済金受取人

移行前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

9. 移行前契約が終了した場合の取扱い

当会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかったものとして取り扱います。

89

Ⅲ 別表

別表第 1 身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を 原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態 その他当会が認めるものをいいます。

2 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害 補償保険法施行規則別表第 1 「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)が改正 され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を 有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み 替えます。

障害等級	身 体 障 署	書	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害もの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し り 除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	害を残し、常に介護を要する	100%
第2級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害 もの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100%
	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以	下になったもの	90%
第3級	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害 ことができないもの り腹部臓器の機能に著しい障害を残し できないもの	書を残し、終身労務に服する	100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの		90%
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったも	を残すもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害外の労務に服することができないもの1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し務に服することができないもの2 1上肢を手関節以上で失ったもの3 1下肢を足関節以上で失ったもの4 1上肢の用を全廃したもの5 1下肢の用を全廃したもの6 両足の足指の全部を失ったもの	書を残し、特に軽易な労務以 の	70%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の 距離では普通の話声を解することができない程度になったもの せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1	50%
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 1 足の足指の全部を失ったもの 1 足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	30%

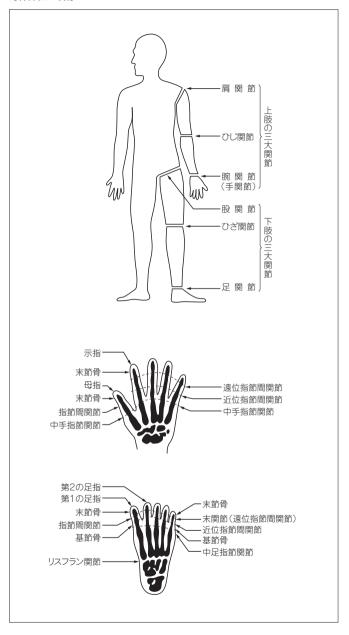
障害等級		身 体 障 害	支払割合
	10	1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	11	1 足の足指の全部の用を廃したもの	
第9級	1102	外ぼうに相当程度の醜状を残すもの	30%
	12	生殖器に著しい障害を残すもの	
	1	1眼の視力が0.1以下になったもの	
	102	正面視で複視を残すもの	
	2	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	
	3	14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の2	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解すること	
	1	が困難である程度になったもの	
第10級	4	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	20%
	5	削除	
	6	1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの	
	7	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	8	1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	9	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	_		
	10	1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	3の2	10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	3の3	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができ	
		ない程度になったもの	
第11級	4	1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解	15%
719		することができない程度になったもの	
	5	せき柱に変形を残すもの	
	6	1手の示指、中指又は環指を失ったもの	
	7	削除	
	8	1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	9	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障	
		があるもの	
	1	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
	2	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	4	1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの	
	5	鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すも	
		0	
	6	1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
第12級	8	長管骨に変形を残すもの	10%
	8の2	1手の小指を失ったもの	
	9	1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	
	10	1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失っ	
		たもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11	1 足の第 1 の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12	局部にがん固な神経症状を残すもの	
	13	削除	
	14	外ぼうに醜状を残すもの	
	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	
	2	1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	2の2	正面視以外で複視を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
第13級	3の2	5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	7%
	3の3	胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	4	1手の小指の用を廃したもの	
	5	1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	6	削除	

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第13級	7 削除 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したのの	
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することがでない程度になったもの3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 前除 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなったもの1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの8 局部に神経を求を残すもの	4%

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位 指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足 指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 6 その他の身体障害の等級認定については、当会の基準により行います。
- (注)本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、平成23年 2月1日施行の労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」によります。

身体部位の名称







別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲

1 不庸の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

- (1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。
- (2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
- (3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。

2 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版 | によるものとします。

		,00,000,00
	分 類 項 目	基本分類コード
1.	鉄道事故	E800 ~ E807
2.	自動車交通事故	E810~E819
3.	自動車非交通事故	E820 ~ E825
4.	その他の道路交通機関事故	E826~E829
5.	水上交通機関事故	E830 ~ E838
6.	航空機および宇宙交通機関事故	E840 ~ E845
7.	他に分類されない交通機関事故	E846 ~ E848
8.	医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含 まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E850 ~ E858
9.	その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびゲリース、溶剤その他の化学物質による 接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(プドー球菌 性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)および アレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E860 ~ E869
10.	外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E870~E876
11.	患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E878~E879
12.	不慮の墜落	E880 ~ E888
13.	火災および火焔による不慮の事故	E890 ~ E899
14.	自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温 (E900) 中の気象条件によるもの」、「高圧、 低圧および気圧の変化 (E902)」、「旅行および身体動揺 (E903)」 および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置 (E904) 中の飢餓、渇」 は除外する。	E900 ~ E909
15.	溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態に ある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 (E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞また は窒息(E912)」は除外する。	E910~E915
16.	その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、 レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その 他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無 重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E916~E928

17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含 まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E930 ~ E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960~E969
19. 法的介入 ただし、「処刑 (E978)」 は除外する。	E970~E978
20. 戦争行為による損傷	E990 ~ E999
21. その他当会が特に認めた場合	

3 感染症

感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠 によるものとします。

	300Min 7	基本分類コード
コレラ	A00	
腸チフス	A01.0	
パラチフスA		A01.1
細菌性赤痢		A03
腸管出血性大腸	菌感染症	A04.3
アメーバ赤痢		A06.0,A06.1
結核		A15-A19
ペスト		A20
ジフテリア		A36
猩紅熱		A38
流行性脳脊髄膜	炎(髄膜炎菌性髄膜炎)	A39.0
発疹チフス		A75.0
急性灰白髄炎<	急性灰白髄炎<ポリオ>	
日本脳炎		A83.0
	アルゼンチン出血熱	A96.0
南米出血熱	ボリビア出血熱	A96.1
	ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱	A96.8
ラッサ熱		A96.2
クリミヤ・コンニ	クリミヤ・コンゴ <crimean -="" congo="">出血熱</crimean>	
マールブルグ <marburg>ウイルス病</marburg>		A98.3
エボラ <ebola>ウイルス病</ebola>		A98.4
痘そう(天然痘)		B03
鳥インフルエンザ(H5N1)		J09
重症急性呼吸器症候群[SARS] (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)		U04

別表第3 交通事故および交通機関の範囲

1 交通事故の範囲

「交通事故」とは、つぎの(1)から(5)までのものをいいます。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(これに積載されているものを含みます。以下同じです。)との衝突・接触等による事故
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突・接触・ 火災・爆発等による事故
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故(別表第2の1、2に規定するもの。以下同じです。)
- (4) 乗客(入場客を含みます。)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします。)における被共済者の不庸の事故
- (5) 道路(道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第2条(定義)第1項第1号から第7号までに定めるもの。)を通行中の被共済者のつぎに規定する不慮の事故
 - ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ 火災または破裂・爆発

2 対象となる交通機関の範囲

交通機関の範囲は、つぎの(1)から(5)に定めるところによります。

- (1) 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェーを含みます。)、 リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている 工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバ ス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第2条(定義)第1項第8 号から第12号までに定めるもの。)。ただし、つぎに規定するものを含みます。
 - ア 身体障害者用の車イスおよび小児用の車
 - イ 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市 町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
- (3) 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に定める航空機
- (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義) 第1項に定める船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海 技従事者の操縦する遊覧船を含みます。
- (5) その他当会が認めるもの

98

別表第4 公的医療保険制度の定義

手術特約、新手術特約およびがん手術特約における「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
- (6) 船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

別表第5 先進医療の範囲

- 1 先進医療とは、つぎのすべてをみたすものをいいます。
- (1) つぎに掲げる法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいいます。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。
 - ア 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
 - イ 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
 - ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
 - 工 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)
 - 才 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
 - 力 船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)
- (2) 療養を受けた日現在において、(1)のアからキまでに掲げる法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養以外の療養
- 2 「療養」とは、診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

99

別表第6 悪性新生物の定義

1 がん特約における悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 IC D-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00- C 14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30- C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43- C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45- C 49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60- C 63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64- C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69- C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73- C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76- C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、 原発と記載されたまたは推定されたもの	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球增加症候群]	D47.5

2 前記 1 において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3版 | 中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード	
/3悪性、原発部位	
/6········思性、転移部位 悪性、続発部位	
/9悪性、原発部位または転移部位の別不詳	

(注)悪性新生物には国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(第7版)で病期分類が0期の病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

別表第7 上皮内新牛物の定義

1 がん特約における上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 IC D-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
口腔、食道および胃の上皮内癌	D 00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02
上皮内黒色腫	D 03
皮膚の上皮内癌	D 04
乳房の上皮内癌	D 05
子宮頚(部)の上皮内癌	D 06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D 09

2 前記1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病 分類-腫瘍学 第3版 中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性	状コード	
/2上皮内瘤	ā	
上皮内	非浸潤性	非侵襲性

別表第8 骨折等の定義

骨折等とは、つぎのものをいいます。

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。

ただし、病的骨折(特発骨折)を除きます。

2 関節脱戶

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏立 した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を 除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。 ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表第9 部位・症状別支払倍率表

1 定 彰

部位・症状別支払倍率表において、つぎの(1)から(15)の用語の定義は、それぞれっきのとおりとします。

	つきのとおりとします。										
	用語	定義									
(1)	骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。なお、剥離骨折を含みます。また、軟骨の骨折および損傷(半月板損傷等)は除きます。									
(2)	脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した 状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復 性脱臼を除きます。									
(3)	打 撲	皮膚、粘膜などの外皮の離断を伴わず、それより深部の組織 が圧挫されて生じる損傷のことをいいます。									
(4)	擦過傷	衝突等外部からの衝撃作用により、表皮が剥離し、真皮が露 出した程度の損傷をいいます。									
(5)	挫 傷	衝突等外部からの衝撃作用により、皮下組織等に生じる皮膚 損傷を伴わない程度の損傷をいいます。									
(6)	捻 挫	関節に正常の運動範囲以上の力が作用し、関節を連結している靭帯や関節包が引き伸ばされた状態で、関節面相互の位置 関係に乱れのないものをいいます。									
(7)	筋、腱または 靭帯の損傷ま たは断裂	筋、腱または靭帯の連続性が完全または不完全に途絶えた状態(断裂)および損傷をいいます。ただし、疾病を原因としたものを除きます。									
(8)	熱傷	熱による皮膚の組織損傷をいいます。									
(9)	挫創・挫滅創	衝突等外部からの衝撃作用により、皮下組織等に生じる皮膚 損傷を伴う程度の損傷をいい、縫合等の処置が必要なものを いいます。									
(10)	切創	ガラスやナイフなどの鋭利な刃物で切ってできる皮膚損傷 をいいます。									
(11)	頭蓋内の内出血・血腫	頭蓋腔の内部に生じた出血(内出血)および血腫をいいます。 なお、血腫とは、出血した血液が組織内にたまっている状態 をいいます。ただし、疾病を原因としたものを除きます。									
(12)	臓器の損傷ま たは破裂	腹腔や胸腔にある器官の損傷または破裂をいいます。ただし、 疾病を原因としたものを除きます。									
(13)	眼球の破裂	角膜または強膜の破裂をいいます。ただし、疾病を原因とし たものを除きます。									
(14)	その他	「3 部位・症状別支払倍率表」(1)から(12)までの症状に区分のできない症状、または、「3 部位・症状別支払倍率表」(1)から(12)までのいずれかの症状に区分されるが支払倍率の指定がない症状とします。ただし、(1)から(13)までの症状の定義で除かれた先天性脱臼、反復性脱臼および病的脱臼および疾病を原因とするものは該当しません。									
(15)	手 術	器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加える ことをいいます。ただし、内視鏡または血管・バスケット カテーテルによる胸・腹部臓器手術は「手術」に含み、ドレナー ジ、穿刺および神経ブロックは「手術」には含みません。また、 診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術等は該当し ません。									

2 部位・症状別支払倍率表の部位の範囲

部位・症状別支払倍率表において、つぎの(1)から(12)の部位は、それぞれつぎの範囲とします。

	部位	範 囲					
(1)	== +0	骨:頭蓋骨、頭蓋骨の内部(前額部を含みます。)					
(1)	頭部	表層:髪の毛の生え際より上部					
	眼球および歯牙を除く顔部	骨:顔面頭蓋					
(2)	(視神経以外の脳神経を含みます。)	表層:髪の毛の生え際より下部 眼瞼・口唇・耳・下顎を含みます。					
(3)	眼球 (視神経を含みます。)	眼球、視神経 ただし、眼瞼は顔部					
(4)	歯 牙	歯牙(歯冠・歯根) ただし、歯槽骨は顔部					
(5)	頸部	下顎より下部、鎖骨より上部 頸椎を含みます。					
(6)	胸部または腹部	肋骨・胸骨およびその周辺部位・内臓(気管から外性器)					
(7)	背部、腰部 またはでん部	胸椎・腰椎・骨盤骨およびその周辺部位					
(8)	手指を除く上肢	鎖骨・肩から中手指節関節(MP) 肩甲骨を含みます。					
(9)	手 指	中手指節関節(MP)より先端					
(10)	足指を除く下肢	大腿骨・股関節から中足趾節関節(MP)					
(11)	足指	中足趾節関節(MP)より先端					
(12)	全 身	部位・症状別支払倍率表の同一の症状(部位・症状別支払倍率表(1)から(4)まで、(6)および(13)の症状に限ります。)につき、つぎのアから力のうち3以上にわたるものをいいます。ア 頭部 イ 顔部(眼球、歯牙を含む。) ウ 頸部 関部、 寛部、 青部、 腰部またはでん部オ 上肢(手指を含む。) 下肢(足指を含む。)					





3 部位·症状別支払倍率表

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
症状	骨折または脱臼	, 打撲、擦過傷、挫傷または捻挫) 筋、腱または靭帯の損傷または断裂(いずれも完全に切断されず、手術を伴わないもの)	(熱 傷) 欠損または切断(歯牙脱臼を含みます。)	、挫創、切創または挫滅創	神経の損傷または断裂	, 脊髄の損傷または断裂) 筋、腱または靭帯の損傷または断裂(いずれも完全に切断されたものまたは、手術を伴うもの	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫(いずれも皮下を除きます。脳挫傷を含みます。	, 臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の破裂	臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴わないもの)	その他
頭部	65	F	 5	10	_	15	120	_	_	120	_	_	10
眼球および歯牙を除 く顔部(視神経以外 の脳神経を含みま す。)	30		5	10	20	15	40	_	_	_	_	_	10
眼 球(視神経を含 みます。)	-	-	_	-	-	-	60	_	_	30	60	-	10
歯 牙	-	-		-	5	-	-	_	_	-	-	-	10
頸 部	80		5	10	-	10	40	120	-	-	-	-	10
胸部または腹部	35	Ę	5	10	-	15	-	-	65	-	90	55	10
背部、腰部またはで ん部	60	Ę	5	10	-	15	40	120	65	_	_	_	10
手指を除く上肢	35		5	5	100	10	40	-	35	_	_	-	10
手 指	20		5	5	20	10	30	_	35	-	-	-	10
足指を除く下肢	65		5	5	100	10	40	-	40	-	-	-	15
足指	25		5	5	30	10	30	_	30	_	_	_	15
全 身	85	1	5	35	-	35	-	-	_	_	-	-	15

(不慮の中毒による場合の適用倍率)

不慮の事故に該当する場合であって、その外因が別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」 の2に規定する不慮の中毒によるときの支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。

(注)

- 「神経の損傷または断裂」は、神経学的検査による異常所見を含む他覚症状が認められるものに限ります。また、皮下感覚(知覚)神経の損傷は除きます。
- 「脊髄の損傷または断裂」は、入院を伴い、神経学的検査による異常所見を含む他覚 症状が認められるものに限ります。
- 3. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)のうち、「神経の損傷または断裂」に該当しない ものは、「打撲、擦渦傷、 挫傷または捻挫」に含みます。

別表第10 携行品の定義とその範囲

1 携行品の定義

被共済者の居住する住宅(敷地を含みます。)外において、被共済者が携行している被 共済者所有の身の回り品。

- 2 1の規定にかかわらず、つぎの(1)から(11)までのものは、保障の対象に含まれません。
- (1) 有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・ 航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券および旅行券(携行品損害特約において 「乗車券等」といいます。)ならびに通貨および小切手(携行品損害特約において「通貨 等」といいます。)については除きます。
- (2) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- (3) 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、その他これらに準ずる物
- (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿等その他これらに類するもの
- (5) 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、 自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- (6) 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびごれらの付属品
- (7) 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯 式電子事務機器およびこれらの付属品
- (8) 被共済者がつぎに掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具。山岳 登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動 力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいう。) 搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動のための用具
- (9) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- (10) 動物および植物
- (11) その他当会が定めるもの





別表第11 共済契約の種類

〈総合保障タイプ〉

	共済契約の	の種類	総合保障 タイプ (1口)	総合保障 60歳タイプ (1口)	総合保障 タイプ (2口)	総合保障 60歳タイプ (2口)	総合保障 65歳タイプ (2口)	総合保障 70歳タイプ (2口)	総合保障 80歳タイプ (2口)	総合保障 タイプ (3口)	総合保障 60歳タイプ (3口)	総合保障 65歳タイプ (3口)	総合保障 70歳タイプ (3口)	総合保障 80歳タイプ (3口)
	準 拠 規 約 個人定期生命共済 個人定期生命共済													
	加入年齢の	の範囲	満18~満59歳	満60~満64歳	満18~満59歳	満60~満64歳	-			満18~満59歳	満60~満64歳			_
	更新年齢の範囲		満18~満59歳	満60~満64歳	満18~満59歳	満60~満64歳	満65~満69歳	満70~満79歳	満80~満84歳	満18~満59歳	満60~満64歳	満65~満69歳	満70~満79歳	満80~満84歳
	基本契約	死亡共済金· 重度障害 共済金	200万円	50万円	400万円	100万円	50万円	50万円	20万円	600万円	150万円	75万円	75万円	30万円
傷害	災害特約	災害死亡 共済金・ 災害障害 共済金	200万円	50万円	400万円	100万円	50万円	50万円	-	600万円	150万円	75万円	75万円	-
傷害特約	災害入院 特約	災害入院 共済金	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	2,000円	1,000円	1,000円	4,500円	4,500円	3,000円	1,500円	1,500円
	交通災害 死亡・後遺 障害特約	交通災害死 亡共済金・ 交通災害障 害共済金	100万円	25万円	200万円	50万円	50万円	_	_	300万円	75万円	75万円	-	_
交通災害特約	交通災害 死亡特約	交通災害死 亡共済金・ 交通災害障 害共済金	100万円	25万円	200万円	50万円	50万円	_	_	300万円	75万円	75万円	_	_
害特約	交通災害 入院特約	交通災害 入院共済金	1,000円	500円	2,000円	1,000円	1,000円	_	_	3,000円	1,500円	1,500円	_	_
	交通災害 通院特約	交通災害 通院共済金	500円	500円	1,000円	1,000円	-	_	_	1,500円	1,500円	_	_	_
疾病特約	病気入院 特約	病気入院 共済金	1,000円	750円	2,000円	1,500円	1,500円	_	_	3,000円	2,250円	2,250円	-	_
	護·重度障 害支援特約	介護・重 度障害支 援共済金	200万円	50万円	400万円	100万円	50万円	_	_	600万円	150万円	75万円	_	_





	共済契約の種類		総合保障 タイプ (4口)	総合保障 60歳タイプ (4口)	総合保障 65歳タイプ (4口)	総合保障 70歳タイプ (4口)		総合保障 80歳タイプ (4口)	総合保障 タイプ (5口)	総合保障 60歳タイプ (5口)	総合保障 65歳タイプ (5口)	総合保障 70歳タイプ (5口)	総合保障 80歳タイプ (5口)
	準 拠 非	規約		個人定期	生命共済					個人定期	生命共済		
	加入年齡の	の範囲	満18~満49歳	_	_	_		_	満18~満49歳	_	_	_	_
	更新年齢の範囲		満18~満59歳	満60~満64歳	満65~満69歳	満70~満79歳		満80~満84歳	満18~満59歳	満60~満64歳	満65~満69歳	満70~満79歳	満80~満84歳
	基本契約	死亡共済金· 重度障害 共済金	800万円	200万円	100万円	100万円		40万円	1,000万円	250万円	125万円	125万円	50万円
傷害	災害特約	災害死亡共 済金・災害 障害共済金	800万円	200万円	100万円	100万円		-	1,000万円	250万円	125万円	125万円	_
傷害特約	災害入院 特約	災害入院 共済金	6,000円	6,000円	4,000円	2,000円	,	2,000円	7,500円	7,500円	5,000円	2,500円	2,500円
	交通災害 死亡・後遺 障害特約	交通災害 死亡共済金・ 交通災害障害 共済金	400万円	100万円	100万円	_		-	500万円	125万円	125万円	_	_
交通災害特約	交通災害 死亡特約	交通災害死 亡共済金・ 交通災害障害 共済金	400万円	100万円	100万円	_		-	500万円	125万円	125万円	-	_
害特約	交通災害 入院特約	交通災害 入院共済金	4,000円	2,000円	2,000円	_	_		5,000円	2,500円	2,500円	_	_
	交通災害 通院特約	交通災害 通院共済金	2,000円	2,000円	_	_		_	2,500円	2,500円	-	_	_
疾病特約	病気入院 特約	病気入院 共済金	4,000円	3,000円	3,000円	_		-	5,000円	3,750円	3,750円	-	-
介	護·重度障害 支援特約	介護・重度 障害支援 共済金	800万円	200万円	100万円	_		_	1,000万円	250万円	125万円	_	_





			1				1	
共済契約の種類			総合保障 タイプ (6口)	総合保障 60歳タイプ (6口)	総合保障 65歳タイプ (6口)	総合保障 70歳タイプ (6口)		総合保障 80歳タイプ (6口)
	準 拠 非	規約		個人定期	生命共済			個人定期 生命共済
	加入年齢の	の範囲	満18~満49歳	_	_	_		_
	更新年齢の	の範囲	満18~満59歳	満60~満64歳	満65~満69歳	満70~満79歳		満80~満84歳
	基本契約	死亡共済金· 重度障害 共済金	1,200万円	300万円	150万円	150万円		60万円
傷害特約	災害特約	災害死亡共 済金・災害 障害共済金	1,200万円	300万円	150万円	150万円		_
特約	災害入院 特約	災害入院 共済金	9,000円	9,000円	6,000円	3,000円		3,000円
	交通災害 死亡・後遺 障害特約	交通災害 死亡共済金・ 交通災害障害 共済金	600万円	150万円	150万円	_		_
交通災害特約	交通災害 死亡特約	交通災害死 亡共済金・ 交通災害障害 共済金	600万円	150万円	150万円	_		_
害特約	交通災害 入院特約	交通災害 入院共済金	6,000円	3,000円	3,000円	_		_
	交通災害 通院特約	交通災害 通院共済金	3,000円	3,000円	_	_		_
疾病特約	病気入院 特約	病気入院 共済金	6,000円	4,500円	4,500円	_		_
介記	護·重度障害 支援特約	介護・重度 障害支援 共済金	1,200万円	300万円	150万円	-		_

- (注) 1. 表中の「加入年齢の範囲」とは、あらたに被共済者となることができる契約年齢の範囲をいいます(「-」は更新専用のタイプです)。また、「更新年齢の範囲」とは、すでに被共済者となっている場合に更新ができる契約年齢の範囲をいいます。
 - 2. 総合保障タイプについて、2 口以上となる共済契約の種類を締結する場合で、合計して4 口以上(総合プラスと組み合わせて加入する場合は合計して3 口以上)となる場合には、加入年齢の範囲は49歳までとします。
 - 3. 総合保障タイプおよび総合保障60歳タイプは、大型タイプ、生きる安心タイプ、生きる安心ダブルタイプ、生きる安心ハーフタイプ、大型60歳タイプ、生きる安心60歳タイプおよび生きる安心ダブル60歳タイプと組み合わせて加入することはできません。



〈医療保障タイプ・がん保障プラス〉

	共済契約の	の種類	医療保障 タイプ (1口)	医療保障 60歳タイプ (1口)	医療保障 タイプ (2口)	医療保障 60歳タイプ (2口)		医療保障 65歳タイプ (2口)	医療保障 70歳タイプ (2口)	医療保障 タイプ (0.7口)	がん保障 プラス	がん保障 60歳プラス	
		規 約	個人定期生命共済					個人定期生命共済					
	加入年齢の	の範囲	満18~満59歳	満60~満64歳	満18~満59歳	満60~満64歳		_	_	満18~満49歳	満18~満49歳	_	
	更新年齢の	の範囲	満18~満59歳	満60~満64歳	満18~満59歳	満60~満64歳		満65~満69歳	満70~満79歳	満18~満59歳	満18~満59歳	満60~満64歳	
	基本契約	死亡共済金· 重度障害 共済金	25万円	10万円	50万円	20万円		15万円	10万円	17.5万円	10万円	3万円	
傷害特約	災害入院 特約	災害入院 共済金	5,000円	3,000円	10,000円	6,000円		3,000円	1,500円	3,500円	_	_	
特約	災害通院 特約 (交通事故除く)	災害通院 共済金 (交通事故除く)	1,000円	-	2,000円	_		-	_	700円	_	_	
交通災害特約	交通災害 通院特約	交通災害 通院共済金	1,000円	-	2,000円	_		_	_	700円	_	_	
疾病特約	病気入院 特約	病気入院 共済金	5,000円	3,000円	10,000円	6,000円		3,000円	1,500円	3,500円	_	_	
	手術特約	手術共済金	3 万円	1.5万円	6万円	3万円		3 万円	_	2.1万円	_	_	
	<u>→</u> พบ4 <u>4</u> 3%3	放射線治療共済金	3 万円	1.5万円	6 万円	3 万円		3万円	_	2.1 万円	_	_	
先	進医療特約	先進医療 共済金	500万円	250万円	1,000万円	500万円		500万円	500万円	350万円	_	_	
	がん診断	悪性新生物診断共済金	_	-	_	_		-	_	_	100万円	30万円	
	特約	上皮内 新生物診断 共済金	_							_	10万円	3万円	
がん特約	がん入院 特約	がん入院 共済金	_	_	_	_		_	_	_	5,000円	1,500円	
	がん手術	がん手術 共済金	_	_	_	_		_	_	_	25万円	5 万円	
	特約	がん放射線 治療共済金	_	_	_	_		_	_	_	25万円	5 万円	

- (注) 1. 表中の「加入年齢の範囲」とは、あらたに被共済者となることができる契約年齢の範囲をいいます(「-」は更新専用のタイプです)。また、「更新年齢の範囲」とは、すでに被共済者となっている場合に更新ができる契約年齢の範囲をいいます。
 - 2. 医療保障タイプおよび医療保障60歳タイプは、医療タイプ、医療プラスまたは医療60歳タイプと組み合わせて加入することはできません。
 - 3. がん保障プラスは、総合保障タイプ、医療保障タイプ、生きる安心タイプ、生きる安心ダブルタイプ、生きる安心ハーフタイプ、大型タイプ、総合プラス、医療タイプ、医療プラスまたは終身生命共済事業規約で実施する終身医療5000もしくは終身医療保障タイプの共済契約(以下「基本タイプ」といいます。)があるときに限り、共済契約の締結をすることができます。なお、がん保障プラスの共済契約を締結した後、基本タイプの共済契約が取消し、無効、失効、解約、解除または消滅となった場合には、がん保障プラスまたはがん保障60歳プラスの共済契約を継続することはできません。

〈こども保障タイプ〉

	共済契約の	種類	こども保障タイプ
	準 拠 規	約	こども定期生命共済
	加入年齢の	範囲	0~満17歳
	更新年齢の	0~満17歳	
	基本契約	死亡共済金・ 重度障害共済金	100万円
	災害特約	災害死亡共済金・災害 障害共済金	100万円
傷害特約	災害入院特約	災害入院共済金	5,000円
特 約	災害入院時諸費用 サポート特約	災害入院時諸費用 サポート共済金	5,000円
	災害通院特約	災害通院共済金	2,000円
疾病特約	病気入院特約	病気入院共済金	5,000円
約	病気入院時諸費用 サポート特約	病気入院時諸費用 サポート共済金	5,000円
	新手術特約	新手術共済金	入院時:5万円 外来:2.5万円
	<i>አ</i> ባ ታ ነባህ ተ <u>ታ</u> ምህ	放射線治療共済金	5 万円
骨折等	等諸費用サポート特約	骨折等諸費用 サポート共済金	5 万円
扶養者死亡特約	扶養者事故死亡特約	扶養者事故死亡共済金	300万円
光亡 特約 	扶養者病気死亡特約	扶養者病気死亡共済金	10万円

- (注) 1. 表中の「加入年齢の範囲」とは、あらたに被共済者となることができる契約年齢の範囲をいいます。また、「更新年齢の範囲」とは、すでに被共済者となっている場合に更新ができる契約年齢の範囲をいいます。
 - 2. こども保障タイプは、キッズタイプまたはキッズワイドタイプと組み合わせて加入することはできません。





〈シニア総合保障タイプ〉

,-	- / 100 H 1/11-	/								
	共済契約	の種類	シニア総合 保障タイプ	シニア総合保障 70歳タイプ	シニア総合保障 80歳タイプ					
	準 拠	規約		熟年定期生命共済						
	加入年齢	の範囲	満65~満69歳	_	_					
	更新年齢	の範囲	満65~満69歳	満70~満79歳	満80~満84歳					
	基本契約	死亡共済金· 重度障害 共済金	70万円	50万円	20万円					
傷害特約	災害死亡 共済金・ 災害障害 共済金		100万円	100万円	_					
約 	災害入院 災害入院 特約 共済金		1,500円	1,500円	1,250円					
病気入院特約		病気入院 共済金	1,500円	_	-					

〈シニア医療保障タイプ〉

•		,				
	共済契約	の種類	シニア医療 保障タイプ	シニア医療保障 70歳タイプ		
	準 拠	規約	熟年定期生命共済			
	加入年齢	の範囲	満65~満69歳	_		
	更新年齢	の範囲	満65~満69歳	満70~満79歳		
	基本契約	死亡共済金· 重度障害 共済金	10万円	10万円		
傷害特約	災害特約 災害特約 災害障害 共済金		40万円	40万円		
約	災害入院 特約	災害入院 共済金	2,500円	1,500円		
病	気入院特約	病気入院 共済金	2,500円	1,500円		
	手術時約	手術共済金	1万円	_		
	手術特約 放射線治療 共済金		1万円	_		

- (注) 1. 表中の「加入年齢の範囲」とは、あらたに被共済者となることができる契約年齢の範囲をいいます(「-」は更新専用のタイプです)。また、「更新年齢の範囲」とは、すでに被共済者となっている場合に更新ができる契約年齢の範囲をいいます。
 - 2. シニア総合タイプおよびシニア総合保障タイプは、いずれか一つのみ共済契約の締結をすることができます。また、シニア医療タイプおよびシニア医療保障タイプは、いずれか一つのみ共済契約の締結をすることができます。

〈傷害タイプ〉

(100 - 1 - 1	,							
共済契約	りの種類	傷害ダブル タイプ	傷害タイプ	傷害ダブル 60歳タイプ	傷害 60歳タイプ			
準 拠	規約	傷害共済						
加入年齢	命の範囲	0~満59歳	0~満59歳	満60~満79歳	満60~満79歳			
更新年齢	命の範囲	0~満59歳	0~満59歳	満60~満79歳	満60~満79歳			
基本契約	災害死亡共 済金・災害 障害共済金	1,000万円	500万円	500万円	250万円			
部位· 症状別 傷害特約	部位· 症状別 傷害共済金	3,000円	1,500円	3,000円	1,500円			
災害長期 入院一時金 特約	災害長期 入院一時金 共済金	36万円	18万円	10万円	5万円			
携行品損害 特約	携行品損害 共済金	30万円	30万円	_	_			

- (注) 1. 表中の「加入年齢の範囲」とは、あらたに被共済者となることができる契約 年齢の範囲をいいます。また、「更新年齢の範囲」とは、すでに被共済者となっ ている場合に更新ができる契約年齢の範囲をいいます。
 - 2. 傷害ダブルタイプ、傷害タイプ、傷害ダブル60歳タイプおよび傷害60歳タイプは、いずれか一つのみ共済契約の締結をすることができます。また、シニア傷害タイプおよび傷害プラスと組み合わせて加入することはできません。

〈個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の保障内容〉

個人賠償プラス(個人賠償責任共済)				
	基本契約	損害賠償共済金・賠償費用共済金	最高3億円	

(注) 1. 個人賠償プラス(個人賠償責任共済)は、以下のタイプがある場合に共済契約を締結することができます。

総合保障タイプ、医療保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、こども保障タイプ、傷害タイプ、傷害タブルタイプ、生きる安心タイプ、生きる安心ダブルタイプ、生きる安心バーフタイプ、大型タイプ、総合プラス、医療タイプ、医療プラス、シニア総合タイプ、シニア医療タイプまたは終身生命共済事業規約で実施するタイプ(終身医療保障タイプ、終身医療保障引受基準緩和タイプ、終身医療5000または終身医療3000)

- 2. 上記 1. の個人賠償プラス (個人賠償責任共済) を付帯できるタイプに60 歳以降のタイプがある場合は、それらのタイプを含みます。
- 3. 個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の共済契約を締結した後、個人賠償プラス(個人賠償責任共済)を付帯できるタイプの共済契約が取消し、無効、失効、解約、解除または消滅となった場合には、個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の共済契約を継続することはできません。





別表第12 各共済金請求の提出書類

1 共済金請求の提出書類はつぎのとおりです。○印のある書類を提出してください。

【各共済金請求の提出書類】

	一型明小の近山自然』	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
提出書類		共済金請求書	(死体検案書)	後遺障害診断書	する医師の診断書(注1)入院・手術・治療等を証明	医師の診断書	(公的な証明書など) 交通事故である証明書	ある証明書(公的な証明書など)交通事故以外の不慮の事故等で	示す領収書のたことを	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)被共済者および共済金受取人の	印鑑証明書共済金受取人の	その他の必要書類
共済金	の種類		(注 1	注1	(注1)	注 1	ら崩書	事故等で	とを	証明書の		,,,,
	交通事故	0	0				0			0	0	0
死亡	交通事故以外の不慮の事故等	0	0					0		0	0	0
	その他の原因	0	0							0	0	0
重	交通事故	0		0			0				0	0
重度障害	交通事故以外の不慮の事故等	0		0				0			0	0
害	その他の原因	0		0							0	0
障	交通事故	0		0			0				0	0
害	交通事故以外の不慮の事故等	0		0				0			0	0
,	交通事故	0			0		0				0	0
入院(注2)	交通事故以外の不慮の事故	0			0			0			0	0
注っ	病気	0			0						0	0
5	がん	0			0						0	0
通	交通事故	0				0	0				0	0
院	交通事故以外の不慮の事故	0				0		0			0	0
症部状位	交通事故	0			0	0	0				0	0
沢位	交通事故以外の不慮の事故	0			0	0		0			0	0
期災	交通事故	0			0		0				0	0
期災 入害 院長	交通事故以外の不慮の事故	0			0			0			0	0
	交通事故	0			0		0				0	0
射術	交通事故以外の不慮の事故	0			0			0			0	0
放射線治療 手術・	病気	0			0						0	0
	がん	0			0						0	0
<u>#</u>	交通事故	0			0		0		0		0	0
先 進 医	交通事故以外の不慮の事故	0			0			0	0		0	0
療	病気	0			0				0		0	0
がん診	· 》断	0			0						0	0
介護・	重度障害支援	0		0							0	0
骨折等諸	交通事故	0			0		0				0	0
諸費用	交通事故以外の不慮の事故	0			0			0			0	0

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
提出書類		共済金請求書	(死体検案書) (注1)	後遺障害診断書 (注一)	する医師の診断書(注))入院・手術・治療等を証明	医師の診断書 (注1)	(公的な証明書など) 交通事故である証明書	ある証明書(公的な証明書など)交通事故以外の不慮の事故等で	示す領収書	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)被共済者および共済金受取人の	印鑑証明書	その他の必要書類
大業	交通事故	0	0				0			0	0	0
扶養者死亡	交通事故以外の不慮の事故等	0	0					0		0	0	0
22	その他の原因	0	0							0	0	0
障扶	交通事故	0		0			0			0	0	0
障害(注3) 「注3)	交通事故以外の不慮の事故等	0		0				0		0	0	0
3農	その他の原因	0		0						0	0	0

- (注1) 当会の定める書式によります。
- (注2) 入院時諸費用サポート共済金の提出書類は、入院共済金の提出書類に準じます。
- (注3) 扶養者死亡・重度障害の場合の提出書類のうち、「共済金受取人の戸籍謄本(戸籍 全部事項証明書)」は、「共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)」と読み替 えます。

【携行品損害共済金請求の提出書類】

提出書類	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
共済金の種類	共済金請求書	(公的な証明書など) 交通事故である証明書	(公的な証明書など) (公的な証明書など)	損害の程度を証明する書類	共済金受取人の印鑑証明書	その他の必要書類
携行品損害	0	0	0	0	0	0

- 2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金 請求の提出書類】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
 - (1) 共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
 - (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
 - (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
 - (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
 - (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
 - (6) その他の必要書類
- 3 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)の書類を医師の診断書に代えることができます。
 - (1) 入所したとき
 - 柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
 - (2) 通所したとき 柔道整復師の施術証明書





- 4 【各共済金請求の提出書類】の(6)および【携行品損害共済金請求の提出書類】の(13) に規定する「交通事故である証明書」とは、自動車安全運転センター各都道府県事務所またはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故を証明する書類とします。
- 5 4に規定する自動車安全運転センター各都道府県事務所に代わるべき第三者の発行する交通事故を証明する書類とは、つぎの(1)から(7)までのものをいいます。

(1)	六宮恵地に トス担合	ウ科市提出的機事が共文(収除)まれる知事のでし			
	交通事故による場合	自動車損害賠償責任共済(保険)支払通知書の写し			
(2)	列車、駅構内等における事 故による場合	専務車掌、駅長または助役の証明書			
(3)	航空機、船舶の事故による場合	機長、船長、事務長または会社代表者の証明書			
(4)	エレベーター、エスカレー ターの事故、建造物の倒壊、 物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書			
(5)	道路通行中等の事故による場合	その道路等の管理者の証明書			
(6)	交通事故の場合であり、上記(1)から(5)までに規定する書類を徴し得ない場合	下記のうちいずれかの書類 ア 官公署の発行する救急用自動車出動証明書 イ 労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し ウ 公務災害認定申請書ならびに公務災害認定 書の写し			
(7)	その他	当会が認める交通事故を証明する書類			

- 6 交通事故を証明する書類が発行されない場合において、目撃者(現認)証明書または 示談書があり、かつ、当会の調査の結果、共済金の支払いが適当であると認めた場合 において、当会は、それらの証明書または示談書を交通事故である証明書に代える書 類と認めることができます。
- 7 【各共済金請求の提出書類】の(7)および【携行品損害共済金請求の提出書類】の(14) に規定する「交通事故以外の不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(5)までのものをいいます。

(1)	エレベーター、エスカレー ターの事故、建造物の倒壊、 物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(2)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支 払通知書の写し
(3)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写 し
(4)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他 官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(5)	その他	上記(1)から(4)までに準ずる不慮の事故等を 証明する書類

8 【携行品損害共済金請求の提出書類】の(15)に規定する「損害の程度を証明する書類」とは、つぎの(1)から(4)までのものをいいます。

(1)	滅失の場合	携行品を再取得する際の見積書または購入時の 価格と購入先を証明する書類
(2)	汚損および損傷で、修理不 能の場合	修理不能を証明する書類および携行品を再取得する際の見積書と残存価格見積書または購入時の価格と購入先を証明する書類
(3)	汚損および損傷で、修理可 能な場合	修理費の見積書または請求書
(4)	その他	その他共済金として請求することができる費 用の明細書または請求書その領収証

個人賠償責任共済

「ご契約のしおり」

個人賠償プラス

目 次

個人賠償責任共済「ご契約のしおり」

第1章	個人賠償責任共済の概要
1.	用語の説明
2.	保障を受けられる人(主たる被共済者)
3.	被共済者の範囲
4.	付帯される契約との関係
第2章	保障内容(共済金のお支払い)
5.	基本契約共済金の種類
6.	基本契約共済金額130
7.	基本契約共済金の支払い
8.	基本契約共済金の計算
9.	基本契約共済金を支払わない場合(免責事由)
10.	他の契約等がある場合······132
第3章	共済金等のご請求
11.	事故発生のときの義務について
12.	共済金等の請求、支払時期および支払場所
13.	代理請求人による代理請求
14.	当会による援助·······135
15.	当会による解決 135
16.	損害賠償額の請求、支払時期および支払場所
17.	代位
18.	先取特権 137 (14.4 か) たび (14.4 位) 13.7 (14.4 か) たび (14.4 位) 13.7 (14.4 か) たび (14.4 位) 13.7 (14.4 d) 13.7
19.	仮払金および供託金の貸付け等
第4章	ご契約に際して
共済契約	的者
共済契約 20.	<u>9者</u> 共済契約者の範囲138
共済契約 20. 共済契約	55 138
共済契約 20. 共済契約 21.	9者 共済契約者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
共済契約 20. 共済契約 21. 22.	<u>的者</u> 共済契約者の範囲 138 <u>内の申込みおよびクーリングオフ</u> 共済契約の申込みと成立 138 クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等) 139
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間	内名 138 共済契約者の範囲 138 内の申込みおよびクーリングオフ 138 共済契約の申込みと成立 138 クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等) 139 罰および共済契約の更新 139
共済契約 20. 共済契約 21. 22.	58 138 138 138 138 138 138 138 138 138 138 138 138 138 139 13
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23.	内名 138 共済契約者の範囲 138 内の申込みおよびクーリングオフ 138 共済契約の申込みと成立 138 クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等) 139 罰および共済契約の更新 139
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23. 24.	内者] 138 共済契約者の範囲 138 切の申込みおよびクーリングオフ 138 共済契約の申込みと成立 139 助および共済契約の更新 139 共済契約の更新 139 共済契約の更新 139
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23. 24.	共済契約者の範囲 138 138 138 138 138 138 138 138 138 138 138 139 13
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23. 24. 第5章 共済組役 25. 26.	対する 共済契約者の範囲 138 対の申込みおよびクーリングオフ 138 対の申込みおよびクーリングオフ 138 クーリングオフ (共済契約の申込みの撤回等) 139 制および共済契約の更新 139 共済契約の更新 139 共済契約の更新 139 共済契約の更新 139 で契約後について この払込み 140 共済掛金の払込み 140 共済掛金の払込場所 141
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23. 24. 第5章 共済組役 25. 26.	大済契約者の範囲
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23. 24. 第5章 共済組役 25. 26.	大済契約者の範囲
共済契約 20. 共済契約 21. 22. 共済期間 23. 24. 第5章 共済期間 25. 26. 共済期間	大済契約者の範囲
共済契終 20.	大済契約者の範囲
共済契終 20. 大済契約 21. 22. 大済期間 23. 24. 第5章 大済期間 25. 26. 大済期間 27. 28. 大済契約 29.	大済契約者の範囲
共済契終 20. (元) (元)	大済契約者の範囲
共済契終 20. 大済契約 21. 22. 大済期間 23. 24. 第5章 大済期間 25. 26. 大済期間 27. 28. 大済契約 29.	大済契約者の範囲

	33.	重大事由による共済契約の解除
	34.	告知義務違反による共済契約の解除
	35.	取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い143
	36.	返戻金の払戻し
	37.	付帯される契約が消滅した場合の未払込共済掛金の精算143
	共済契約	の変更
	38.	共済契約者の変更(共済契約による権利義務の承継)143
	39.	氏名または住所等の変更
	40.	他の契約等に関する通知義務
	規約·細	則の変更
	41.	規約および細則の変更
	その他ご	で契約に関する事項について
	42.	期間の計算
	43.	時効144
	44.	事業の休止または廃止
	45.	管轄裁判所144
		2除および割りもどし金について
		共済掛金の保険料控除
	47.	割りもどし金について
П	特則	
	第1章	掛金口座振替特則
	1.	掛金口座振替特則の適用 ·········145
	2.	掛金口座振替特則の締結
		日本口座振替扱による共済掛金の払込み
		口座振替不能の場合の扱い 145
	4. 5.	145 指定口座の変更等
	6.	指定口座の変更等 143 掛金口座振替特則の消滅 146
	7.	振替日の変更 ····································
	第2章	クレジットカード払特則
	1.	クレジットカード払特則の適用
	2.	クレジットカード払特則の締結
	3.	共済掛金の受領146
	4.	クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法
	第3章	インターネット特則
	1.	インターネット特則の適用
	2.	インターネット特則の締結
	3.	電磁的方法による共済契約の申込み147
	4.	電磁的方法による共済契約申込みの諾否147
	5.	電磁的方法による共済契約の更新147
	6.	共済契約の保全 147
	7.	電磁的方法148
	8.	重複の回避
	9.	インターネット特則の消滅
Ш	別表	
另	表第 1 [共済金および損害賠償額請求の提出書類」149

I 本則

第1章 個人賠償責任共済の概要

個人賠償責任共済では、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他 人の財物に損害を与えて、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合を保障します。

1. 用語の説明

用語	説 明
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分をいいます。
共済契約者	当会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新 たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済事故(支払事由)	共済金が支払われる事由をいいます。
財物の破損	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
住宅	主たる被共済者の居住している住宅(単身赴任の場合において、 当会が定める要件をみたしたときは赴任元を含みます。)をいい、 この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または 一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
損害賠償請求権者	当会に対して損害賠償を直接請求できる人をいい、偶然な事故による身体の障害または財物の破損について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
代理請求人	被共済者が共済金を請求できない場合に、共済金の代理請求を することができる人をいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
特則	「I 本則」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
日本国内	日本国政府が統治権を有する領土、領空および領海をいいます。 なお、領海とは、領海及び接続水域に関する法律(昭和52年5 月2日法律第30号)第1条(領海の範囲)および付則に定める 海域をいい、領空とは、領土および領海の上空をいいます。ただし、 国内旅客定期航路事業の船舶の場合にあっては、その航路の全 域を領海とみなします。国内旅客定期航空運送事業の旅客機も これに準じます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での 治療または通院による治療によっては治療の目的を達すること ができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に 入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念す ることをいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた 1 年ごと、半年ごとまたは 1 月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。

用語	説明
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済者	この共済契約によりてん補することとされる損害を受ける人を いいます。また、保障を受けられる人(主たる被共済者)とは、共 済契約証書に記載された人をいいます。
病院·診療所	「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5(定義)第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
返戻金	共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い 戻す共済掛金をいいます。
法律上の損害賠償 責任	民法等法律にもとづく損害賠償責任をいいます。

2. 保障を受けられる人(主たる被共済者)

保障を受けられる人(以下「主たる被共済者」といいます。)は、「4. 付帯される契約との関係」に規定する付帯される共済契約の被共済者となります。

3. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者は、つぎの①から④までのいずれかに該当する人とします。ただし、責任 無能力者を含みません。
 - ① 主たる被共済者
 - ② 主たる被共済者の配偶者(内縁関係にある人および同性パートナー(以下「内縁関係にある人等」といいます。)を含みます。ただし、主たる被共済者または内縁関係にある人等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下、この項目において同じです。)
 - ※ 同性パートナー

戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある人をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。

※ 内縁関係にある人等

「内縁関係にある人等」とは、生活実態をもとに当会が認めた人をいいます。

- ③ 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
- ④ 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子
- (2) (1)における主たる被共済者と主たる被共済者以外の被共済者との続柄は、損害の 原因となった事故発生時におけるものをいいます。

4. 付帯される契約との関係

- (1) 共済契約は、当会が別に定める共済契約(以下「付帯される契約」といいます。)に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) 共済契約者は付帯される契約の共済契約者と同一とします。また、主たる被共済者は、付帯される契約の被共済者と同一とします。
- (3) 付帯される契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合の共済期間の 満了日は、付帯される契約の共済期間の満了日と同一の日とします。
- (4) 共済契約を締結した後、付帯される契約が終了した場合は、付帯される契約の終了 事由を共済契約の終了事由とし、共済契約は同時に終了します。





第2章 保障内容(共済金のお支払い)

5. 基本契約共済金の種類

基本契約により当会が支払う基本契約共済金の種類はつぎの(1)および(2)のとおり とします。

- (1) 損害賠償共済金
- (2) 賠償費用共済金

6. 基本契約共済金額

基本契約共済金額は、損害賠償共済金および賠償費用共済金のそれぞれについて、1 回の事故につき3億円とします。

7. 基本契約共済金の支払い

(1) 損害賠償共済金

損害賠償共済金の支払いはつぎのとおりです。

共済金を支払う場 合(支払事由)	当会は、日本国内において共済期間中に発生したつぎの①または②のいずれかに該当する偶然な事故(以下「事故」といいます。)により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、被共済者が法律上の損害賠償責任を負うことによりこうむる損害に対して、被共済者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金を損害賠償共済金として支払います。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ② 被共済者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する事故
共済金の額	上限3億円

(2) 賠償費用共済金

賠償費用共済金の支払いはつぎのとおりです。						
共済金を支払う場 合(支払事由)	から①に該当する。 ① はいまが「11を当れるのとして、	について、被共済者が当会の 談交渉に要した費用。 について、被共済者の行う折が当会の要求に従い、協力す 快」(2)の規定により被共済者 費用。 体の障害について、被共済者 合で、被共済者が臨時に支出 いたがよびイに該当する場合 かり身体の障害をこうむった人 支払います。ただし、イにつし	は費用共済のでは、 は、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
共済金の額	①~⑦合計で上限3億円					

8. 基本契約共済金の計算

(1) 当会が 1回の事故につき支払う基本契約共済金の額は、つぎの算式により算出さ れる額とします。

① 被共済者が損害賠償
請求権者に対して負担
する法律上の損害賠償
責任の額
ただし、基本契約共済
金額を上限とします。

② 「7.基本契約共済金 の支払い」の(2)賠償費 用共済金の①から⑦に 規定する費用 ただし、基本契約共済 金額を上限とします。

③ 被共済者が損害賠償 請求権者へ損害賠償金 を支払ったことにより 代位取得するものがあ るときは、その価額

(2) 当会は、(1)に規定する共済金のほか、「15. 当会による解決」(1)にもとづく訴訟ま たは被共済者が当会の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金を 支払います。

9. 基本契約共済金を支払わない場合(免責事由)

(1) つぎの①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負うことによりこうむっ た損害に対しては、基本契約共済金を支払いません。





- ① 被共済者がその職務に従事することに起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被共済者の職務に使用される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら 被共済者の職務に使用される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被共済者と同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任
- ④ 被共済者の使用人(家事使用人として使用する人を除きます。)が、被共済者の業務に従事中にこうむった身体の障害に起因する掲書賠償責任
- ⑤ 被共済者が損害賠償に関し、他人との間に約定を締結しているときは、その約定 により加重された損害賠償責任
- ⑥ 被共済者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物に対し正当 な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (2) 当会は、つぎの①から®までのいずれかにより生じた損害に対しては、基本契約共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者、被共済者またはこれらの人の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じです。)もしくは核燃料物質により 汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由により発生した事故の拡大(事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。)
 - ② 発生原因がいかなる場合でも、事故の②から⑤までの事由による拡大(事故の形態や規模等がこれらの事由より大きくなることをいい、延焼を含みます。)
 - ⑧ ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱

10. 他の契約等がある場合

(1) 被共済者について、他の契約等がある場合において、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額(ただし、「7. 基本契約共済金の支払い」の(2)賠償費用共済金?に規定する対人臨時費用は除きます。以下、この項目において同じです。)を超えるときは、当会は、つぎの①または②に規定する額を基本契約共済金として支払います。

	区分	限度額	
1	他の契約等から共済金または保 険金が支払われていないとき	他の契約等がないものとして算出した当会 の支払責任額	
2	他の契約等から共済金または保 険金が支払われたとき	「損害の額」-「他の契約等から支払われた共 済金または保険金の合計額」 ただし、他の契約等がないものとして算 出した当会の支払責任額を限度とします。	

(2) (1)の損害の額は、それぞれの契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 共済金等のご請求

11. 事故発生のときの義務について

(1) 被共済者について、「7. 基本契約共済金の支払い」の(1) 損害賠償共済金に規定する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人は、次表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。共済契約者、被共済者または共済金を受け取

るべき人が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、次表の「義務違反の場合の取扱い」に規定する金額を差し引いて共済金を支払います。

義務違反の場合の取扱い	
以下の金額を差し引いて共済金を支払 います。	
発生または拡大を防止することができ たと認められる損害の額	
- 事故発生時の義務に違反したことによ り当会がこうむった損害の額	
第三者に損害賠償の請求をすることに より取得することができたと認められ る額	
損害賠償責任がないと認められる額	

(2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、(1)の②または⑤の書類に故意に事実と異なることを記載し、またはその書類や証拠を偽造または変造した場合には、当会は、それにより当会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。

12. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 当会に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき人は、別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類に規定する請求書類を当会に提出して、共済金を請求してください。
- (3) (2)の場合において、共済金を受け取るべき人が2名以上ある場合は、代表者1名を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済金を受け取るべき人を代表します。
- (4) (3)の場合において、共済金を受け取るべき人の代表者が定まらない場合またはそ

- の所在が不明である場合には、当会が共済金を受け取るべき人の 1 人に対して行ったことは、他の人に対しても効力を生じます。
- (5) 当会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人に対して、別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に 規定する請求書類以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を 求めることができます。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出 し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、正当な理由がなく(5)の 規定に違反した場合、または、(2)または(5)に規定する書類に事実でないことや事実 と異なることを記載し、もしくはその書類や証拠を偽造し、もしくは変造した場合に は、当会は、それにより当会がごうむった損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- (7) 当会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、損害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他当会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下「必要な調査」といいます。)を終えて、当会の指定した場所で共済金を被共済者または共済金を受け取るべき人に支払うものとします。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から®までのいずれかに該当するときは、その旨を当会が被共済者または共済金を受け取るべき人に通知し、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後、つぎの①から®までに規定する期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を被共済者または共済金を受け取るべき人に支払います。ただし、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがされない場合は、当会は、共済金を支払いませか。

1	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
2	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の 結果について照会を行う必要があるとき	
3	当会ならびに共済契約者、被共済者および共済金を受け取るべき 人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または 専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要 なとき	90日
4	後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果に ついて照会を行う必要があるとき	120日
(5)	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他法令にもと づく照会が必要なとき	
6	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果につい て照会を行う必要があるとき	180日
7	必要な調査を日本国内において行うための代替的な手段がない 場合で、日本国外における調査を行う必要があるとき	
8	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき 設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都 直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損 害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

- (8) 当会が必要な調査を行うにあたり、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより調査が遅延した期間について、(7)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとします。
- (9) 当会は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求の原因となる事実が発生した 日または必要な請求書類がすべて当会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後 30日以内に、当会の指定した場所で共済契約者に支払います。

13. 代理請求人による代理請求

(1) 被共済者が共済金を請求できないつぎの①または②に定める特別な事情がある場合には、代理請求人が別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」で定める

請求書類を提出して、当会の承諾を得て、共済金を請求することができます。

- ① 共済金の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき。
- ② その他①に準じる状態(被共済者が死亡した場合を除きます。)であると当会が認めたとき。
- (2) (1)の共済金の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①から③までのいずれかの人であることを要します。
 - ① 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下、この項目において同じです。)
 - ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金を請求できない 特別な事情がある場合(なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示 が困難であると当会が認めたときをいいます。以下、③において同じです。)には、 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にする被共済者の3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する人がいない場合、または①および②に規定する人に共済金を請求できない特別な事情がある場合には、①に規定する人以外の配偶者または②に規定する人以外の3 親等内の親族
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合には、 代理請求人は共済金を請求することができません。
 - ① 被共済者の代理人に、共済金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - ③ 代理請求人が、故意または重大な過失により、被共済者を(1)の①または②の状態に該当させたとき。
- (4) 当会は、(1)から(3)までの規定により代理請求人からの共済金の請求に対して、共済金を支払った場合には、その後重複して共済金の請求を受けても、これを支払いません。

14. 当会による援助

被共済者が「7. 基本契約共済金の支払い」(1)に規定する事故(被共済者に対する損害 賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。)にかかわる 損害賠償の請求を受けた場合には、当会は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任 の内容を確定するため、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済 者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

15. 当会による解決

- (1) 当会は、被共済者が「7. 基本契約共済金の支払い」の(1)損害賠償共済金に規定する事故(被共済者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。)にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被共済者が当会の解決条件に同意している場合、または当会が、損害賠償請求権者から「16. 損害賠償額の請求、支払時期および支払場所」の規定にもとづく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、当会が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当会の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。以下、この項目において同じです。)を行います。ただし、「7. 基本契約共済金の支払い」の(1)損害賠償共済金に規定する事故の発生が共済掛金の払込猶予期間内であり、かつ、当該共済掛金が払い込まれていない場合を除きます。
- (2) (1)の場合には、被共済者は当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。
- (3) 当会は、(1)の規定にかかわらず、つぎの①から③までのいずれかに該当する場合は、 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続を行いません。
 - ① 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、基本契約共済金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなくて被共済者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

16. 損害賠償額の請求、支払時期および支払場所

(1) 「7. 基本契約共済金の支払い」の(1) 損害賠償共済金に規定する事故により被共済 者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会が 被共済者に対して支払責任を負う限度において、当会に対して(3)に規定する損害賠 僧額の支払いを請求することができます。ただし、「7. 基本契約共済金の支払い」の (1) 損害賠償共済金に規定する事故の発生が共済掛金の払込猶予期間内であり、かつ、 当該共済掛金が払い込まれていない場合を除きます。

- (2) 当会は、つぎの①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対 して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、支払うべき 共済金の額(同一の事故について、すでに支払った損害賠償共済金または損害賠償額 がある場合は、その全額を差し引いた額とします。)を限度とします。
 - ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額につ いて、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の 和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被共済者が掲書賠償請求権者に対して負担する法律上の掲書賠償責任の額について、 被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共 済者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、つぎのアまた はイのいずれかに該当する事由があった場合
 - ア 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 「15. 当会による解決 | およびこの項目の損害賠償額とは、つぎの算式により算出 された額をいいます。

「損害賠償額」= に対して負担する法律上の - に対してすでに支払った

「被共済者が損害賠償請求権者」「被共済者が損害賠償請求権者

損害賠償責任の額|

損害賠償金の額 |

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の損害賠償共済金の請求と競合 した場合は、当会は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定にもとづき当会が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支 払いを行った場合は、その金額の限度において当会が被共済者に、その被共済者のこ うむる損害に対して、損害賠償共済金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(同一の事故 について、すでに当会が支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場合は、そ の全額を含みます。)が基本契約共済金額を超えると認められるときは、損害賠償請 求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会は(2)の規定に かかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、つぎの①から③までのいずれかに該 当する場合を除きます。
 - ① (2)の④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、「7.基本契約共済金の支払い」の(1)損 害賠償共済金に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、い ずれの被共済者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる とき。
 - ③ 当会への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、 書面による合意が成立したとき。
- (7) (2)にかかわらず、(6)の②または③に該当する場合は、当会は、損害賠償請求権者 に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、支払うべき共済金の 額(同一の事故について、すでに支払った損害賠償共済金または損害賠償額がある場 合は、その全額を差し引いた額とします。)を限度とします。
- (8) この項目の規定により、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払いを請求する場合には、 別表第 1 「共済金および損害賠償額請求の提出書類 |に規定する請求書類を提出しな ければなりません。
- (9) 当会は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、別表第 1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」に規定する請求書類以外の書類もしく は証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、 当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (10) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(9)の規定に違反した場合、または、(8)ま たは(9)に規定する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類や証拠を偽造し、

- もしくは変造した場合は、当会は、それにより当会がこうむった損害の額を差し引い て指害賠償額を支払います。
- (11) (2)および(6)の①から③までのいずれかに該当する場合には、その損害賠償額の 支払いおよび支払場所について、「12. 共済金等の請求、支払時期および支払場所」 (7)および(8)を準用します。この場合、(7)のなかで「共済金の請求」とあるのは「損害 賠償額の請求」と、「共済金の額」とあるのは「損害賠償額」と、「被共済者または共済金 を受け取るべき人 | とあるのは「損害賠償請求権者 | と、(7)および(8)のなかで「共済金 | とあるのは「損害賠償額」と、(8)のなかで「共済契約者、被共済者または共済金を受け 取るべき人 | とあるのは「損害賠償請求権者 | と読み替えます。
- (1) (1)から(7)の規定による請求権は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合は、 これを行使することができません。
 - ① 「12.共済金等の請求、支払時期および支払場所」(1)に規定する時の翌日から起 算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効により消滅した場 合

17. 代位

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為 等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合において、 当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。た だし、移転するのはつぎの①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会が損害の額の全額を共済金として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し 引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当 会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、当会が取得する(1)または(2)の債権の保全および 行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければ なりません。この場合において、当会に協力するために必要な費用は、当会の負担と します。

18. 先取特権

- (1) 損害賠償請求権者は、被共済者の当会に対する共済金請求権(「7. 基本契約共済金 の支払い」の(2)賠償費用共済金に規定する費用に対する共済金請求権を除きます。以下、 この項目において同じです。)について先取特権を有します。
- (2) 当会は、つぎの①から④までのいずれかに該当する場合に、共済金を支払うものと します。
 - ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償した後に、当会から被共 済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、被共済者の指 図により、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、損害賠償請求 権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会から直接、損害賠償請求権者に 支払う場合
 - ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、当会が被共済 者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会から被 共済者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、 共済金請求権を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることは できません。ただし、(2)の①または④の規定により、被共済者が当会に対して共済金 の支払いを請求できる場合を除きます。

19. 仮払金および供託金の貸付け等

(1) 「14. 当会による援助 | または 「15. 当会による解決 | (1) の規定により当会が被共

済者のため援助または解決にあたる場合には、当会は、1回の事故につき、基本契約 共済金額(同一の事故についてすでに当会が支払った損害賠償共済金または「16.損 害賠償額の請求、支払時期および支払場所」(1)から(7)の規定にもとづく損害賠償額 がある場合は、その全額を差し引いた額とします。)の範囲内で、仮処分命令にもとづ く仮払金を無利息で被共済者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしく は上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会の名において供託し、または供 託金に付される利息と同率の利息で被共済者に貸付けます。

- (2) (1)の規定により当会が供託金を貸付ける場合には、被共済者は当会のために供託金(利息を含みます。以下、この項目において同じです。)の取戻請求権の上に質権を設定します。
- (3) (1)の貸付けまたは当会の名による供託が行われている間においては、「16. 損害 賠償額の請求、支払時期および支払場所」(2)ただし書、(7)ただし書、および「8. 基本 契約共済金の計算」の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った損害賠償共済金とみないて適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で(1) の当会の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が損害賠償共済金として 支払われたものとみなします。
- (5) 「12.共済金等の請求、支払時期および支払場所」の規定により当会の共済金支払 義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が損害賠償共済金として支払わ れたものとみなします。

第4章 ご契約に際して

共済契約者

20. 共済契約者の範囲

共済契約者は、当会の会員である組合の組合員でなければなりません。

共済契約の申込みおよびクーリングオフ

21. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約の申込みをしようとする人(以下「共済契約申込者」といいます。)は、共済 契約申込書につぎの必要事項を記載し、署名または記名押印のうえ当会に提出して ください。
 - ① 付帯される契約の種類
 - ② 共済掛金額
 - ③ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - ⑤ 主たる被共済者の氏名および生年月日
 - ⑥ 申込日
 - ① 偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を保障する 他の契約または特約(以下「他の契約等」といいます。)の有無
 - ⑧ その他当会が必要と認めた事項
- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または主たる被共済者になる人は、共済事故の発生の可能性に関係のある重要な事項のうち、当会が書面で行う被共済者の他の契約等に関して告知を求めた事項(以下「質問事項」といいます。)について、当会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 当会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。当会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (4) 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」といいます。)は、インターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、 共済契約の更新および共済契約の保全(インターネット特則「6. 共済契約の保全」に 規定する事項をいいます。以下同じです。)の手続をすることができます(以下「インターネット扱」といいます。)。
- (5) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」といいます。) を、共済契約申込みの日から1か月以内に、当会に払い込まなければなりません。

- (6) 当会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、当会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
 - ① 当会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - ② ①の規定にかかわらず、当会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を 受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
 - ③ 当会が特に認める場合であり、かつ、初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- (7) (6)に規定する日を共済契約の発効日とします。
- (8) (6)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日(ただし、付帯される契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合には、当会が定める基準により当会が指定する期日)までに当会に払い込まなければなりません。
- (9) 当会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金に充当します。
- (10) 当会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

22. クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等)

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、当会に提出しなければなりません。
 - ① 付帯される共済契約の種類
 - ② 申込日
 - ③ 共済契約者等の氏名および住所
 - ④ 主たる被共済者の氏名
- (3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、当会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

共済期間および共済契約の更新

23. 共済期間

- (1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とします。ただし、当会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または1か月以上1年未満とすることができます。
- (2) (1)のただし書きにいう「1年をこえ15か月未満または 1か月以上 1年未満」の 共済契約については、つぎのように規定します。
 - ① 1 か月以上1年未満の共済契約を「短期契約」といいます。
 - ② 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」といいます。
- (3) 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長します。

24. 共済契約の更新

- (1) 当会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済 契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共 済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日(この日を「更新日」とします。)に更新 します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会は、規約および細則の改正があったときには、更新日における改正後の規約および細則による内容で、共済契約を更新します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、更新日において、付帯される契約を更新しない場合には 共済契約の更新はできません。
- (4) 共済制度の目的に照らして、当会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取る

べき人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①または②のいずれかに該当する事由があるときには、当会は、共済契約の更新を拒むことができます。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、当会に対して共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- ② その他、当会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。
- (5) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までに当会に提出しなければなりません。
 - ① 付帯される契約の種類
 - ② 共済掛金額
 - ③ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - ④ 共済契約者の氏名、牛年月日および住所
 - ⑤ 主たる被共済者の氏名および生年月日
 - ⑥ 申込日
 - ⑦ 他の契約等の有無
 - ⑧ その他当会が必要と認めた事項
- (6) (5)の場合にあっては、共済契約者または主たる被共済者は、質問事項について、当会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (7) 当会は、(5)の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (8) (1)から(7)までの規定にもとづき、当会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といいます。
- (9) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、当会に払い込まなければなりません。 ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1か月間の払込猶予 期間を設けます。
- (10) (9)の規定にかかわらず、掛金口座振替特則を付帯した場合には、更新契約の初回 掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができます。
- (11) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが 一時困難であると、当会が認める場合には、当会は、(9)および(10)に規定する払込猶 予期間を延長することができます。
- (12) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。
 - ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - ② (9)から(11)までに規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。
- (13) 当会は、(1)から(11)までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知します。ただし、(3)または(4)により更新ができない場合および(7)にもとづき当会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

第5章 ご契約後について

共済掛金の払込み

25. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とします。ただし、半年払 および年払は、当会が特に必要と認めた場合に限ります。また、払込方法は、付帯され る契約と同一とします。
- (2) 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、当会が定めるところによります。
- (3) 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、 払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (4) (3)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の 前日までの期間に対応する共済掛金とします。

- (5) 当会は、(3)の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である 共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属 する月の末日(以下[払込期日]といいます。)までとすることができます。
- (6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、当会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

26. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、当会の事務所または当会の指定する場所に払い込まれなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金を当会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替扱」といいます。)ができます。
- (3) 共済契約者等は、クレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の 初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)を 通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード(以下「クレジットカード」といい ます。)により、払い込むこと(以下「クレジットカード扱」といいます。)ができます。

共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効

27. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) 当会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、掛金口座振替特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間となります。
- (3) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、当会が認める場合には、(1)および(2)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

28. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、当会はその旨を共済契約者に通知します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅

29. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) 当会は、共済契約者または主たる被共済者の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済 契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる 被共済者に対する通知により行うことができます。

30. 共済金の不法取得目的による無効

当会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

31. 共済契約の無効

- (1) つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。
 - ① 付帯される共済契約が共済契約の発効日または更新日において無効であるとき。
 - ② 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) 当会は、(1)の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契

約者に返還します。

(3) 当会は、(1)の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

32. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- (2) 解約する場合には、当会所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、署名押印のうえ、当会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面が当会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

33. 重大事由による共済契約の解除

- (1) 当会は、つぎの①から④までのいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約(被 共済者が③のみに該当した場合はその人にかかる部分に限ります。以下、この項目な らびに「36. 返戻金の払戻し」において同じです。)を解除することができます。
 - ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、被共済者または共済金を受け取るべき人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、当会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者または被共済者が、つぎのアから工までのいずれかに該当するとき。 ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までのいずれかに該当するほか、当会の共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、当会は、(1)の①から④に規定する事実が発生した時から解除されたときまでに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、共済契約者または被共済者が(1)の③のアから工までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、つぎの①または②に該当する共済金については適用しません。
 - ① (1)の③のアから工までのいずれにも該当しない被共済者に生じた共済事故にかかる共済金。
 - ② (1)の③のアから工までのいずれかに該当する被共済者に生じた共済事故にか かる損害賠償共済金。
- (4) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被 共済者に対する通知により行うことができます。

34. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または主たる被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約の内容を変更して更新(「24. 共済契約の更新」(5)から(7)までの規定による更新)した当時(以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。)、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、当会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、つぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができません。
 - ① 共済契約締結時において、当会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - ② 当会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人(当会のために共済 契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。)

が、共済契約者または主たる被共済者が事実を告げることを妨げたとき。

- ③ 共済媒介者が、共済契約者または主たる被共済者に対し、事実を告げず、または 事実でないことを告げることを勧めたとき。
- ④ 当会が解除の原因を知ったときから解除権を 1 か月間行使しなかったとき。
- ⑤ 共済契約締結時から5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または主たる被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、当会は、解除されたときまでに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、主たる被共済者に対する通知により行うことができます。

35. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

当会は、「29. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求します。

36. 返戻金の払戻し

- (1) 当会は、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過 共済期間(1か月にみたない端数日を切り捨てます。以下、この項目において同じです。) に対する返戻金を共済契約者に払い戻します。
 - ① 「32. 共済契約の解約」「33. 重大事由による共済契約の解除」または「34. 告知 義務違反による共済契約の解除」の規定により共済契約が解約または解除されたとき。
 - ② 付帯される契約が解約、解除または消滅したとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、付帯される契約が消滅した場合であっても、当該共済契約の未経過共済期間に対する返戻金を共済契約者に払い戻さない場合は、この共済契約の未経過共済期間に対する返戻金についても共済契約者に払い戻しません。

37. 付帯される契約が消滅した場合の未払込共済掛金の精算

付帯される契約が消滅し、未払込共済掛金の精算がされる場合において、この共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を付帯される契約の共済金から差し引きます。

共済契約の変更

38. 共済契約者の変更(共済契約による権利義務の承継)

- (1) 共済契約者は、当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させる ことができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者が、付帯 される契約の共済契約者になる人でなければ、当会は承諾をしません。
- (2) 共済契約者が死亡した場合には、付帯される契約において共済契約を承継する人に限り、 当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)の場合において、共済契約者になる人が2人以上いるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済契約者を代理します。
- (4) (3)の場合において、共済契約者の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、当会が共済契約者の1人に対して行ったことは、他の人に対しても効力を生じます。
- (5) (2)の場合において、共済契約者が2人以上あるときには、その責任は連帯とします。
- (6) (1)および(2)の規定により共済契約者になる人は、当会の会員である組合の組合 員とならなければなりません。
- (7) (1)および(2)の規定に反するため契約の権利義務の承継を認めないこと、または

付帯される契約においてのみ契約の権利義務の承継を行うことにより、付帯される 契約と共済契約者が同一でなくなる場合には、同一でなくなったときに共済契約は 終了します。

39. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なく当会の定める書式により、 その旨を当会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 主たる被共済者の氏名

40. 他の契約等に関する通知義務

共済契約者または主たる被共済者は、共済契約締結ののちにおいて、他の契約等を締結するとき、または他の契約等があることを知った場合には遅滞なく、書面によりその旨を当会に通知しなければなりません。

規約・細則の変更

41. 規約および細則の変更

- (1) 当会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の 事情により、契約内容とする規約および細則を変更する必要が生じた場合等には、民 法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、 支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。ただし、 当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないも のに限ります。
- (2) (1) の場合には、当会は、規約および細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知します。

その他ご契約に関する事項について

42. 期間の計算

- (1) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合には、期間の 初日を算入します。
- (2) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この「ご契約のしおり」において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

43. 時効

共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3 年間行使しないときは、時効によって消滅します。

44. 事業の休止または廃止

当会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

45. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、当会の主たる事務所の所在地または共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

保険料控除および割りもどし金について

46. 共済掛金の保険料控除

個人賠償責任共済の共済掛金は保険料控除の対象ではありません。

47. 割りもどし金について

個人賠償責任共済に割りもどし金はありません。

Ⅱ 特則

第1章 掛金口座振替特則

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、当会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。) に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座から当会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 本則」における「21. 共済契約の申込みと成立」(5)の規定にかかわらず、当会が初回掛金を初めて指定口座から当会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額を当会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 本則」における「25.共済掛金の払込み」(3)および(5)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中の当会の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から共済掛金相当額を当会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約(当会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、当会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、当会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済排金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の 払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額を当会または当会の指定 した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

(1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することがで

きます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨を当会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。

- (2) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨を当会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会は、その 旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関 等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2.掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7.振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

当会または取扱金融機関等の事情により、当会は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、当会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第2章 クレジットカード払特則

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、 当会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

3. 共済掛金の受領

- (1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、当会が、カード会社へ 当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し(以下「有 効性等の確認」といいます。)、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承 諾した日を当会が初回掛金を受け取った日とみなします。
- (2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、 当会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8 営業日以内に当会に当 該共済契約の申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかっ たものとします。
- (3) 当会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
 - ① 当会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
 - ② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- (4) この特別により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3.共済掛金の受領」(1)において、当会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、 共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払戻しが 生じる場合には、当会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者 に返還し、または払い戻します。

第3章 インターネット特則

1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、当会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、当会が定める基準をみたさな ければなりません。

3. 電磁的方法による共済契約の申込み

- (1) 共済契約申込者は、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができます。
- (2) (1)に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの①から③のとおりです。
- ① 共済契約申込者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面(以下「契約情報画面等」といいます。)に「I 本則」における [21.共済契約の申込みと成立」(1)に規定する事項を入力し、当会に送信します。
- ② 共済契約申込者または主たる被共済者になる者は、契約情報画面等に当会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、当会に送信します。
- ③ 当会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあった ものとみなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、共 済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知します。

4. 電磁的方法による共済契約申込みの諾否

- (1) 当会は、「3.電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知します。
- (2) 当会が「3.電磁的方法による共済契約の申込み」の規定による共済契約の申込み を承諾した場合には、契約情報画面等に共済契約証書に記載する事項を入力し、共済 契約申込者に送信します。

5. 電磁的方法による共済契約の更新

- (1) 共済契約者は、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続を行うことができます。
- (2) (1)に規定する共済契約の変更手続は、つぎの①から③までのとおりです。
 - ① 共済契約者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に I 本則」における「24. 共済契約の更新」(5)に規定する事項を入力し、当会に送信します。
 - ② 共済契約者または主たる被共済者は、契約情報画面等に当会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、当会に送信します。
 - ③ 当会は①および②で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があったものとみなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
- (3) 当会は、(2)の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済 契約者に通知します。
- (4) 当会が(2)の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に 共済契約証書に記載する事項を入力し、共済契約者に送信します。

6. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、当会所定の書類または当会が定める 書式に代えて、電磁的方法により当会に通知することができます。
 - ① 「I 本則」における「39. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定める住所の変更
 - ② 掛金口座振替特則における「5.指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更

- ③ その他当会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
 - ① 共済契約者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に (1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、当会に送信します。
 - ② 当会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものと みなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受 け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

7. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、 別に定める基準によります。

8. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の 保全の手続を使用することが「I 本則」による共済契約の申込み、共済契約の更新また は共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則の規定を適用します。

9. インターネット特則の消滅

つぎの(1)または(2)の場合には、この特則は消滅します。

- (1) 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込み、 共済契約の更新または共済契約の保全の手続を終了したとき。
- (2) 電磁的方法が不可能なとき。

Ⅲ 別表

別表第1「共済金および損害賠償額請求の提出書類」 <個人賠償責任共済>

1. 共済金および損害賠償額請求の提出書類は次表のとおりです。 【共済金および損害賠償額請求の提出書類】

- (1) 共済金請求書
- (2) 事故である証明書
- (3) 損害を証明する書類
- (4) 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (5) その他の必要書類
- ※損害賠償額請求の場合は、上表の「(4) 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害 賠償請求権者の承諾があったことを示す書類」を「(4) 示談書」と読み替えてください。
- 2. 代理請求人による共済金の代理請求の場合には、【共済金および損害賠償額請求の 提出書類】に規定する書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
 - (1) 代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
 - (2) 代理請求人の印鑑証明書
 - (3) 代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
 - (4) 被共済者が共済金を請求できない特別な事情があることを証明する書類
 - (5) その他の必要書類
- 3. 【共済金および損害賠償額請求の提出書類】(3)に規定する「損害を証明する書類」とは、次表のとおりです。

	損害を証明する書類
(1) 死亡に関する共済金の請求	死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
(2) 後遺障害に関する共済金の請求	後遺障害診断書および逸失利益の算定の基 礎となる収入の額を示す書類
(3) 傷害に関する共済金の請求	診断書、治療等に要した費用の領収書および 休業損害の額を示す書類
(4) 財物の破損に関する共済金の請求	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修 理等に要する費用の見積書(すでに支払いが なされたときはその領収書)および損害が生 じた物の写真(画像データを含む。)

※損害賠償額請求の場合は、上表の「共済金」を「損害賠償額」と読み替えてください。





巻末資料

組合員および出資金について	52
個人情報および特定個人情報にかかる保護方針	53
ご加入者の個人情報の共同利用について	55
個人情報の第三者提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて	58
新しく組合員になられた方へ(出資金について)	58





組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます) の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合 は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告 等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

8. 出資口数の減少

- (1) 組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- (2) 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3) 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻し をこの組合に請求することができる。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

一組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報(マイナンバー等)の取扱いについて一

全国労働者共済生活協同組合連合会

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法)といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

当会は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、 また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、 以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、 共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、当会の事業、各種共済 商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ ご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの 目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、 共済金のお支払い等に必要となる情報や、当会のホームページ等に登録された組合員・ お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号 (マイナンバー) および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

当会では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない 等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

当会では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- ④ 業務提携先等との間で、当会が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。ア 共同利用する旨
 - イ. 共同で利用される個人データの項目
 - ウ. 共同して利用する者の範囲
 - 工. 利用する者の利用目的
- オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
- (2) 特定個人情報について

当会では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

- ① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・ お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難で ある場合

6. 共同利用

当会では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

- (1) 当会は、自動車損害賠償責任共済・保険(以下、「自賠責共済・保険」といいます。) 制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で 保有個人データを共同して利用させていただいています。
- (2) 当会は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)にもとづく自賠責 共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合 補償共済(以下、「自動車共済」といいます。)制度の健全な運営を確保するために、 損害保険料率算出機構および(一社)日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体お なび損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいてい ます。
- (3) 当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または 共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に 加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して 利用させていただいています。

7. 開示・訂正・利用停止等

当会は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただ

きます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先 最寄りの窓口またはお客様サービスセンターまでお申し出ください

- ■お客様サービスセンター 0120-00-6031(フリーダイヤル)
- ■受付時間 平日9:00~19:00 土曜9:00~17:00(日曜·祝日·年末年始は除く)
- ■責任者名称 全国労働者共済生活協同組合連合会

ご加入者の個人情報の共同利用について

当会では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがありますが、これらの場合にあっても当会としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

1.「支払査定時照会制度」による共同利用について

当会は、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会(2009年3月より日本コープ共済生活協同組合連合会)、(一社)生命保険協会および(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社(以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。)とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等(以下「共済契約等」といいます)の解除、取り消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当会を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

共済金、年金または給付金(以下「共済金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けたありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。 ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- (1) 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2) 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- (3) 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、 死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、 各特約内容、共済掛金および払込方法
- ■当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会が管理責任を負います。 共済契約者、被共済者または共済金受取人は、当会の定める手続きに従い、相互照会 事項に開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護法に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当会の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りの当会窓口や



お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

当会は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項に関して、当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、当会が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、当会が定める以下の手続きにもとづいて請求していただくことになります。請求いただいた場合は、後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

≪開示等請求について≫

当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めることができます。

■開示等対象事項

- (1) 当制度にもとづく相互照会の有無
- (2) 相互照会の時期
- (3) 相互照会された事項

ただし、相互照会後3年を経過した場合は、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等開示できない場合もあります。

■請求の方法

(1) 請求受付

当会へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りの当会窓口またはお客様 サービスセンターまでお問い合わせください。

- (2) 提出いただくもの
- ① 所定の請求書式
- ② ご契約者の場合は共済契約証書の写し
- ③ 本人確認資料
- (3) 本人確認資料の提示について
- ① ご本人による請求の場合
 - ・請求者の運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証等の身分証明書で、 ご本人であることを確認できる資料の写し
- ② 代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委託した代理人) による請求の場合
 - ・代理人本人の写真付証明書(運転免許証・パスポート)、健康保険証、年金手帳
 - ・委任状(ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印(印鑑証明書を添付)を押 印ください)後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲 が確認できる資料

■手数料(徴収する場合)

開示請求手続きに対しては、手数料として実費(郵送料等)をいただくことがあります。 ■回答方法

後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

≪訂正・追加・削除請求について≫

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、 追加または削除を申し出ることができます。

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。 ・開示請求時の回答の写し

・当該請求に誤りがあることを示す資料

≪利用停止、第三者への提供の停止請求について≫

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、個人情報保護法に違反する 取り扱いがされている場合、利用停止あるいは第三者への提供の停止を申し出ること ができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同

様となります。

- ・開示等請求時の回答の写し
- ・個人情報の保護に関する法律に違反する取り扱いがされていることを示す資料

2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

当会では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの当会への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などにともなう事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

当会と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

個人情報の第三者提供について

当会は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop (当会) では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coop お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

・専用フリーダイヤル 0120-603-180

・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

・ホームページ https://www.zenrosai.coop

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ·電 話 03-5368-5757
- · 受付時間 9:00~17:00(土·日·祝日·年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

新しく組合員になられた方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む 生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、またはご契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、 脱退の予告があったものとみなし、 脱退の手続きをさせていただく場合がありますので ご注意ください。

掛金の払込方法(月払い)---1,200円(毎月100円×12ヵ月)

こくみん共済 coop(当会)は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください。)

MEMO





連絡先一覧

連絡	允一 覧				
			所 在	地	電話番号
北	海	道	₹003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3	
青	森	県	₹030-0802	青森市本町3-4-17	
岩	手	県	₹020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	
宮	城	県	₹980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29	
秋	H	県	₹010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	
Ш	形	県	〒990-0827	山形市城南町1-18-22	
福	島	県	₹960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	
新	潟	県	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-6	
茨	城	県	₹310-0804	水戸市白梅1-1-10	
栃	木	県	₹321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	
群	馬	県	₹371-0854	前橋市大渡町2-3-3	+\安华共 1/7 上 > / 5
埼	玉	県	₹338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	お客様サービスセンター 0 1 2 0
干	葉	県	₹260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	- 0 0 - 6 0 3 1 ※携帯電話·PHSからも
東	京	都	₹160-0023	新宿区西新宿7-20-8	ご利用いただけます。 受付時間 平日9:00~19:00
神	奈 川	県	₹222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9	土曜9:00~17:00 /日曜·祝日·
長	野	県	₹380-8710	長野市立町978-2	\年末年始はお休み/
Ш	梨	県	₹400-0031	甲府市丸の内3-29-11	
静	岡	県	₹420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	
富	Щ	県	₹930-8563	富山市奥田新町7-41	
石	Ш	県	₹920-8544	金沢市西念1-12-22	
福	井	県	₹910-0859	福井市日之出1-10-1	
愛	知	県	₹456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	
岐	阜	県	₹500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	
Ξ	重	県	₹514-0004	津市栄町4-259-1	
滋	賀	県	₹520-0801	大津市におの浜4-5-1	
奈	良	県	〒 630-8325	奈良市西木辻町200-47	

			_	所 在	_	電話番号
京	都		府	〒 604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都7F	
大	阪		府	₹540-0012	大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル	
和	歌』	Ц	県	〒 640-8331	和歌山市美園町5-10-3	
兵	庫		県	〒650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	
島	根		県	= 690-0006	松江市伊勢宮町543-3	
鳥	取		県	〒 680-0846	鳥取市扇町14	
岡	山		県	₹700-8569	岡山市北区駅元町6-26	
広	島		県	∓ 732-8505	広島市東区曙4-1-28	
Щ			県	∓ 753-0222	山口市大内矢田南7-1-1	 お客様サービスセンタ-
徳	島		県	〒770-0942	徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	0 1 2 (
香	Ш		県	= 760-0011	高松市浜ノ町72-5	- 00-603 ※携帯電話·PHSからも ご利用いただけます。
愛	媛		県	₹790-8513	松山市辻町1-1	受付時間 平日9:00~19:00 土曜9:00~17:00
高	知		県	∓ 780-0870	高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内	(日曜・祝日・ 年末年始はお休み)
福	岡		県	₹810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 モルティ天神ビル	
佐	賀		県	₹840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	
長	崎		県	₹852-8016	長崎市宝栄町3-15	
熊	本		県	₹860-0811	熊本市中央区本荘5-10-30	
大	分		県	₹870-0035	大分市中央町4-2-5 ソレイユ内	
宮	崎		県	₹880-0806	宮崎市広島1-11-17	
鹿	児	島	県	₹892-0835	鹿児島市城南町7-28	
沖	縄		県	₹900-0014	那覇市松尾1-18-22	
森	林 労 連	共	済	₹112-8627	文京区大塚3-28-7	©0120-310-850
た	ばこ	共	済	₹108-0014	港区芝5-26-30	∞ 0120-816-99
全	水道	共	済	₹113-0033	文京区本郷1-4-1全水道会館6F	03-3818-603

*共済金ご請求に関する連絡先 共済金センター **50**0120-580-699 平日9:00~19:00/土曜9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み) 万一、落丁、乱丁があった場合はお取り替えします。最寄りの窓口までご連絡ください。